

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成19年6月

国立大学法人
奈良教育大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
国立大学法人奈良教育大学
- ② 所在地
奈良県奈良市高畑町
- ③ 役員の状況
学長名 柳澤保徳（平成15年10月1日～平成19年9月30日）、
理事数 3 人、監事数 2 人
- ④ 学部等の構成
教育学部
大学院教育学研究科
特殊教育特別専攻科
附属小学校
附属中学校
附属幼稚園
- ⑤ 学生数及び教職員数
学生・児童・生徒・園児数
教育学部 1, 1 7 5 人（うち留学生数 7 人）
大学院教育学研究科 1 5 8 人（うち留学生数 2 6 人）
特殊教育特別専攻科 1 6 人
附属小学校 6 3 6 人
附属中学校 4 8 6 人
附属幼稚園 1 4 5 人
教職員数
大学教員数 1 1 3 人
附属学校園教員数 6 5 人
職員数 6 3 人

(2) 大学の基本的な目標等

奈良教育大学は、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、高い知性と豊かな教養を備えた人材、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とする。

その実現のため、学士課程においては、学校教育に関わる多様な資質と教育の現代的課題に応え得る教育実践力を備えた初等中等教育教員を養成するとともに、生涯学習社会における広い意味での教育者、国際化・環境・情報・芸術・文化等の教育の多様なニーズに対応する専門的職業人を育成する。

大学院修士課程においては、学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人としての、リーダーシップを発揮できる教員及び教育者の養成を行う。

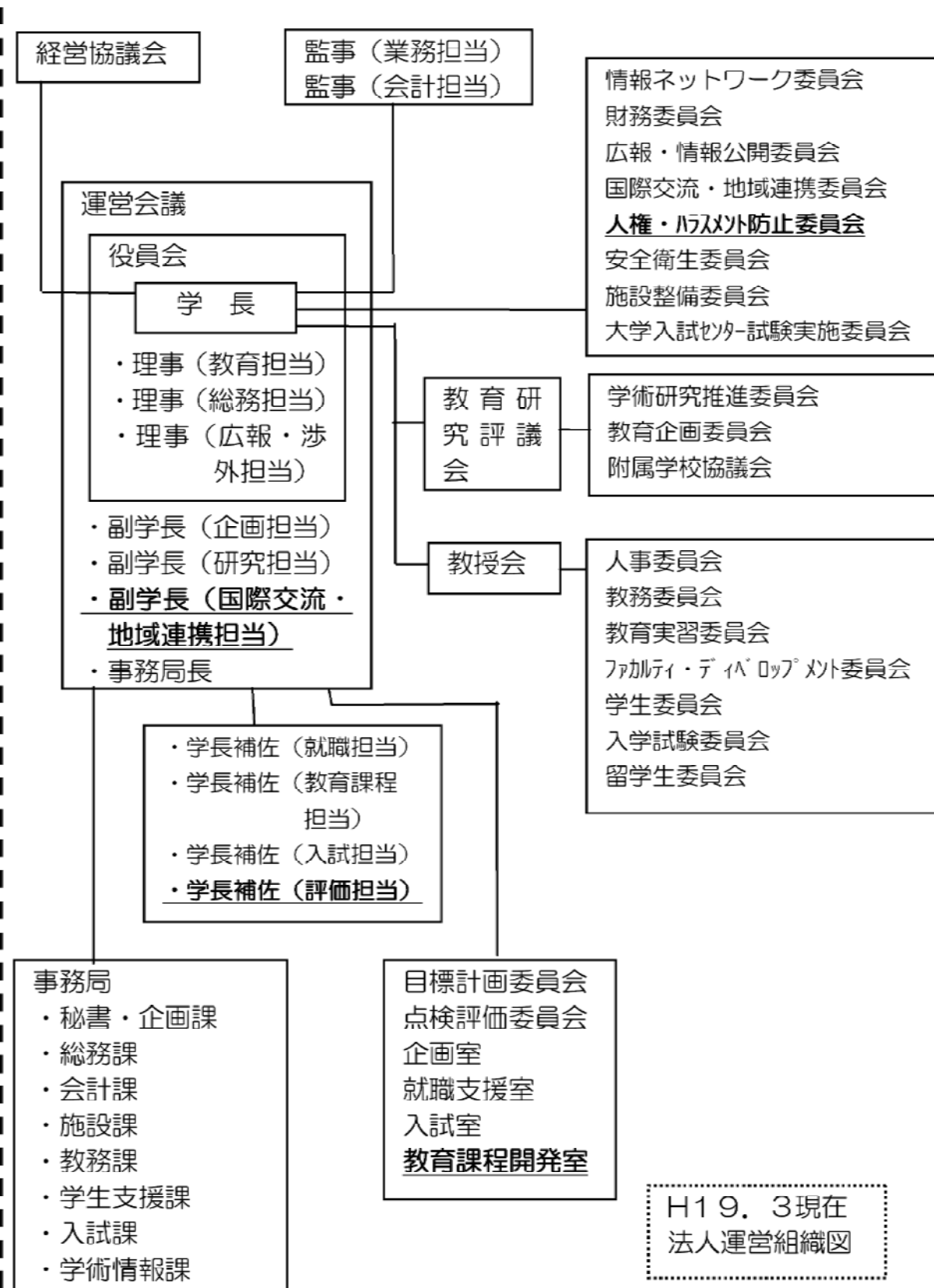
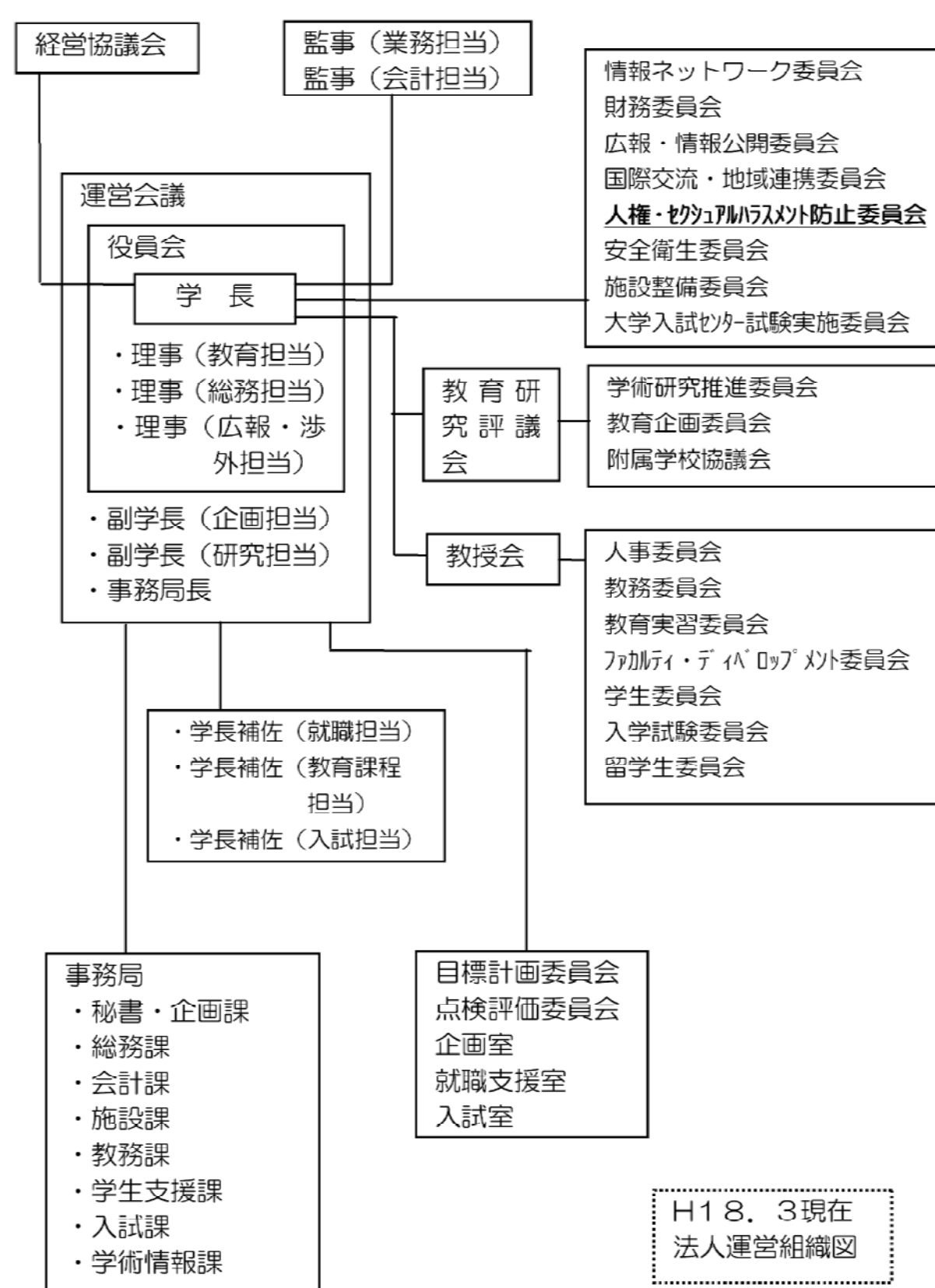
教育大学としての上記の基本的目標を踏まえ、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- 教育実践における応用ないし再構成が可能な専門的知見を提供し得る、高度な質の教育研究を促進し、教育実践力を備えた有能な教育者を養成する。
- 多数の世界遺産を有するなど、特色ある奈良の自然・地域文化に根ざした「歴史と文化」「環境と自然」「人間と教育」を重視した個性ある教育研究、学際的研究を推進する。
- 学生が自主的・集团的に学び、活動し、誇りと愛着の持てる大学をめざした学習

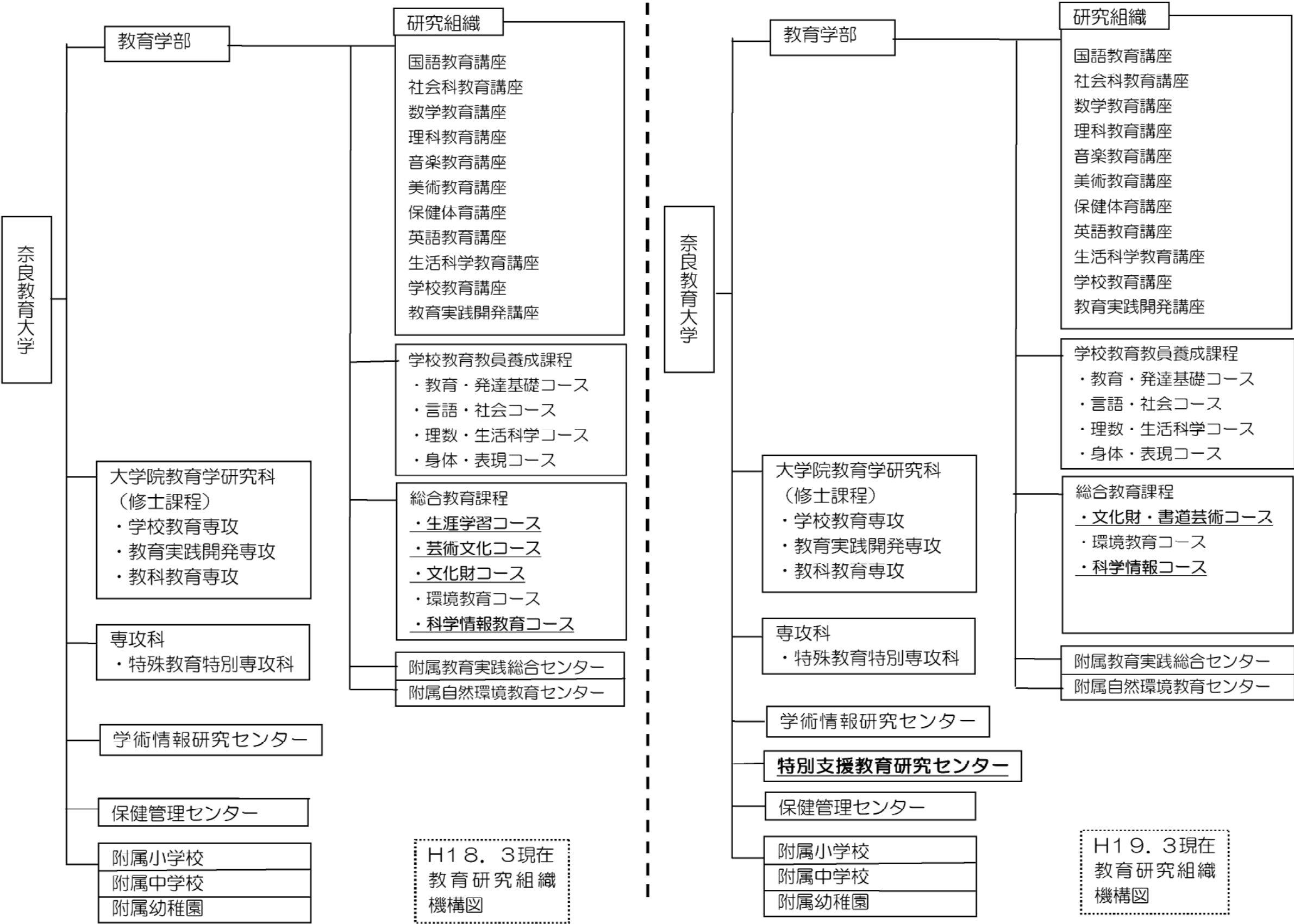
環境の整備と支援活動を推進する。

- 教育大学の特色を生かした、地元地域への貢献と連携を重視し、地域とともに活力を生み出す大学をめざす。さらに、現職教育を促進するとともに、地域の学校等に対する支援を推進する。
- アジアを広域的な地域の一つとして視野に入れ、教育研究上の国際交流を広く推進する。

(3)大学の機構図
①法人運営組織図



②教育研究組織機構図



全 体 的 な 状 況

（１）高度専門職業人の養成を掲げた教職大学院の平成20年4月設置に向けた設置準備

学校教育における高度専門職業人として、新たな社会的及び教育的要請に対応できる実践力のある教員の養成の組織として教職大学院の設置に向けた準備を進めるため、「教職大学院設置準備室」を設置し、教員組織、教育課程等の検討を行った。

また、教職大学院の設置に当たっては、現行大学院である教育学研究科の改組を伴うことから、「大学院改組準備委員会」を設け、全学的な見地から教育目標を明らかにし、教員配置、学生定員、教育施設等の課題についての検討を行った。

本学の教職大学院構想においては、教育学研究科の中の「教育実践開発専攻」を廃止し、専門職大学院としての「教職開発専攻（仮称）」の1専攻を設置する。学校教育における複雑な課題の解決に向けて、フィールドベースの履修を通して教科指導と生活指導とを一体化した教育を行う。個人としてだけでなく組織の一員として共同で課題に取り組むことができるよう教育実践力を高め、中核となるスクールリーダーや有能で実践経験豊かな新人教員を養成する。実務家教員とともに、カリキュラム開発、教科教育を中心とした教員構成としており、教科の指導とともに、学級経営・生徒指導の機能を活用した教育指導を行う。院生は、入学時に教員集団と協議し、修了時までには到達を目指す教師像《目標資質能力として4つの教師スタンダードを提示「①計画者・授業者・評価者としての教師、②教科の専門家としての教師、③カウンセラー、コンサルタント、メンターとしての教師、④リーダー、マネージャー、コーディネーターとしての教師」》を決定し、これをもとに教員集団が提案するプログラム（科目群）を履修し、教育課程を決定することとしている。

また、現行大学院（教育学研究科）においては、これまでの教育実績を踏まえ、専攻・専修、学生定員等の見直しを図り、学校教育専攻及び教科教育専攻の連携を深め、院生の獲得すべき力として、学校教育及び教科内容等の学問的基礎力の向上を図ることで、現代的な知識基盤社会を多様に支える教員及び教育者の育成を行うこととした。「資料編」p222（奈良教育大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）教職開発専攻（計画）リーフレット）参照。

（２）カリキュラム・フレームワークの構築

本学では、教育課程が本学の目的に照らして体系的に編成されているか、学生にどういう力をつけているかについての本格的な自己評価作業に着手している。

その第一歩として、平成17年度に学校教員養成課程で開講している全授業科目の担当教員に対しアンケート調査を実施し、教員各自の授業で担っている資質能力基準を明らかにし、それに照らした科目の配列原理を明確化し、7つの目標資質能力基準として教育研究評議会の了承を得た。

この配列原理＜カリキュラム・フレームワーク＞に基づいた教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき新任教員に求められる資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを自覚することが可能となる。同時に、大学教員にとっては、本学の教員養成の目標を共有するのみならず、専門職としての教員の養成に必要な知識・能力・技能・態度等を明確にすることができる。それに基づいた教員養成教育を行い、学習支援環境を整え改善していく予定である。

公表した7つの目標資質能力基準は次のとおりである。

1. 学校教育の課題把握
2. 教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化
3. 情報活用能力
4. 授業力
5. 児童・生徒理解と教育実践への具体化
6. 学校と地域社会との連携
7. 職能成長

（３）任期付教員、実務家教員など、多様な雇用形態の構築

教育大学としての教員養成教育における質の充実向上、教職大学院の設置準備に向けた取り組み、次世代育成のための教員への支援等の諸課題への対応のため、これまでの常勤教員と非常勤教員に加えて、弾力的な雇用制度を創設することが不可欠である。これらの要請を踏まえて、教育実践分野を中心とした「任期付き教員制度」、退職教員不補充にも対応した「特任教員制度（年俸制）」、教職大学院における「実務家教員の雇用制度」等の創設、外国人教師制度の見直し等、多様な雇用形態による教授体制を整備した。そのために必要な諸規定を制定し、特任教員配置計画等に基づき平成19年度採用に向けた選考を行った。

（４）特別支援教育研究センターの設置

本学では、これまでの教育研究と地域との連携の実績を踏まえ、特別支援教育にかかわる教育研究の課題に対応して、有為な人材の育成と地域の特別支援教育への支援を充実し、地域の期待に応え教員養成大学としての責任を果たすため、「特別支援教育研究センター」を設置（平成19年3月23日）し、特別支援教育高度実践モデルの開発・推進事業にあたった。

この目的を達成するため、本センターに、発達支援部門と教育実践支援部門を設け、専任教員（1人）とともに特別支援教育の高度な実践経験を有する特任教員複数名を配置し、地域との連携を強めている。

①発達支援部門

特別支援教育の対象となる子ども・青年に対して、人的資源や学問的蓄積を活かし、発達相談・助言、発達や障害の評価や査定、個別援助プログラムの作成、指導、療育やペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング、感覚統合訓練などを行う。それによって、地域に開かれた発達相談・支援の機関としての役割を果たす。

②教育実践支援部門

附属小・中学校の特別支援学級・通常学級との継続的な共同の取り組みの蓄積を基礎に、教育実践支援部門は発達障害や軽度発達障害の子どもたちに対する実践の支援を行う。さらに、教育実践に必要とされるリソースバンクをつくるなど、特別支援学校などとも連携し、教育実践の支援を展開する。

（５）学生支援のための環境整備（課外活動施設の早期整備）

本学の課外活動施設（サークル棟）は、昭和30年代に建築されたもので、その後の改築を行っておらず、法人化後も施設整備の遅れが目立っていた。学生支援のための環境整備事業に関しては、大学の自助努力が求められる現状を踏まえて、課外活動施設の充実に向けた大学独自の予算措置として、目的積立金を取り崩して、老朽化が顕著な課外活動施設の改築整備を行うこととした（1月役員会承認）。この整備計画の立案にあたっては、学生代表、保護者代表も参加し、共有スペースの確保・アメニティの向上に努めた。

（６）個人評価の推進

平成17年度の試行評価結果に基づき改善点を検討し、平成18年度評価実施指針を策定した。同方針に基づき、大学教員・附属校園教諭・事務職員のそれぞれについて個人評価を実施した。大学教員は、実績評価であり、教育、研究、社会貢献及び管理運営の4つの領域で点数化された評価項目を設定した。大学教員より提出された自己評価票による採点や自由記述欄の分析等の作業を行い、得られた個人評価結果を点検評価委員会が取りまとめ、学長所見を付して各教員に通知し、すぐれた取り組みを高く評価するとともに、必要に応じて一部の教員には一層の改善を促した。

附属校園教員の個人評価は、校園運営、教育研究、生徒・児童・保育指導、教育実習、社会的貢献の5項目についての目標達成度評価、事務系職員の個人評価は、実績、行動、能力の3区分についての評点による評価を実施し、18年9月に試行評価結果を確定した。

なお、評価結果の処遇面への反映については、18年度の評価結果（19年度上半期に確定）を踏まえて改善点を明らかにし、20年度の実施に向けて19年度から検討を開始する予定である。

（7）外部評価の実施

本学の教育活動を中心とした自己評価書に基づき、平成19年3月に外部評価を実施した。外部評価委員会には、奈良県及び大阪府の教育委員会関係者ならびに近隣の教育大学の評価担当教員を委嘱し、それぞれの立場から本学の活動に関して種々の評価・助言を受けた（外部評価報告書は平成19年7月刊行予定）。

外部評価の基礎となる自己評価書は、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価基準に則した項目と内容により、点検評価委員会において作成した（18年7月～19年3月）。これは、本学が認証評価の受審機関として、大学評価・学位授与機構を選択したことを受けたものであり、大学の目的、教育研究組織、教員及び教育支援者、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備、教育の質の向上及び改善のためのシステム、の計9つの基準により構成した。

（8）教育課程開発室の設置

大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行うことを目的として、理事・副学長（教育担当）が所掌する教職連携組織としての「教育課程開発室」を設置（4月）した。平成18年7月に出された「今後の教員養成・免許制度の在り方」（中央教育審議会答申）に基づき、教育課程開発室が中心となって、教員養成大学として学校教育教員養成課程のカリキュラム・フレームワークの調査研究、企画・立案に取組み、教育研究評議会の承認を経て、「カリキュラム・フレームワークの構築と実施～教員養成教育の先駆的なモデルを目指して～」を学外に公表した（1月）。「資料編」p226（学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワークの構築と実施）参照。これは、「新任教員に求められる資質能力目標に基づく教員養成のためのカリキュラム・フレームワーク」をつくりあげ、本学の教員養成教育の質の保証とその評価・改善に取組むものであり、検討に当たっては県教育委員会の意見を取り入れている。また、企画室と連携して各種GP申請に向けてのコーディネーターの役割を担うなど、教育改革支援の取組みが強化された（GP等申請件数5件）。

（9）教育研究成果の社会への還元と地域連携（東京でのフォーラム開催等）

- 1）教育研究成果の社会への還元として、「資質の高い教員養成推進プログラム」に採択された教育プロジェクト「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成」のシンポジウムを3月21日に奈良市で、3月25日に東京都で開催した。本プロジェクトのテーマである、新人教師の対児童・生徒、対保護者への対応については、全国の学校現場において現在最も苦慮している課題の1つである。その対応力を身につけるための教員養成プログラムは、全国の教員養成大学のみならず、教員を採用する各教育委員会においても高い関心が寄せられるものである。
学生・院生・提携校教員・大学教員が鍵的場面の問題解決に向けて1つのチーム（テトラ型チーム）を組織して取り組む教員養成GPの成果を、奈良に留まらず広く全国に提供するため、大学として初めて東京都でのシンポジウムを開催した。事例研究報告を通してこれからの我が国の教員養成教育の発展に貢献することができた。
- 2）特色ある大学教育支援プログラム「現代的課題に対応する導入教科目群の展開－「考える力」「表す力」の育成をめざした教育者養成－」のまとめとして、12月9日に「特色GPの学生支援に果たす役割」をテーマにシンポジウムを開催した。
- 3）海外先進教育研究実践支援プログラムに関しては、ハイデルベルク大学からBallshule(ボールゲーム)の日本での展開のために研究者を招へいし、日本版改訂プログラムに基づいた専門教育を試行するとともに、専門授業におけるテキストの活用法や指導法について実践的に検討を進め、指導者講習会を1月13日に実施し、東海・近畿地区から約120名の教育関係者・総合型地域スポーツクラブ関係者等の参加を得た。この成果を地域に還元するために「地域とともに育つ大学－新しい子どもスポーツ指導プログラムを通して－」のシンポジウムを3月10日に開催し150名の参加を得た。
- 4）中国・西安外国語大学との国際交流協定に基づく交流事業の一環として、(財)み

ずは国際交流奨学財団の支援を受けて、世界遺産や歴史的文化財に恵まれた奈良の地で、同大学訪日団（教員2名、日本語学科学生9名）を招き「世界遺産を通じた環境教育と文化理解教育に関する国際大学交流セミナー」（10月10日～17日）を開催した。セミナーでは、本学の世界遺産教育の研究成果を踏まえ、世界遺産を有する地域の環境保全と世界遺産を媒介とする文化理解に関する教育のあり方について討議するとともに、奈良市・奈良県関係者、ユネスコ・アジア文化センター関係者による講演を行なった。訪日団は西安市と姉妹都市である奈良市市長を表敬訪問し、奈良県からは「平城遷都1300年記念事業」についての説明を受けるなど、日中友好親善の実もあげることができた。

- 5）本学が附属学校等と連携して進める世界遺産教育研究の成果を踏まえて、日本ユネスコ共同学校（ASP）ネットワーク、日本ユネスコ国内委員会等とともに奈良教育大学が主催して、「ユネスコが提起する教育をどう受け止めるか～「世界遺産教育」と「持続可能な開発のための教育（ESD）」を中心として」をテーマとした国内ワークショップを開催した（3月24・25日）。シンポジウム「世界遺産教育とESDへの取り組みをめぐって」をはじめ、本学の実践事例の報告、全国のASPの取り組み報告など、世界遺産教育に取組む県内教育関係者をはじめ全国からの多数の参加者にとって極めて有意義なワークショップとなった（参加者数約200名）。

（10）財政計画の策定

次期中期目標期間の前半（24年度）までを視野に入れた財政運営の計画を策定した。基本的な方針としては、「今後の財政運営に当たっては、既定経費の徹底した見直し、資産の効率的な管理・運用、人件費の削減、特別教育研究経費の概算要求、外部資金を含む自己収入確保方策の改善・実施等によって安定的な財源の確保を図り、戦略的・重点的な事業を推進し、中期目標・計画の達成に努める」こととした。

基本方針を踏まえた取組は①から⑤、及び収入の確保方策の改善等の取組は⑥から⑩のとおり

- ①人件費の抑制
 - 1) 人件費抑制の基本的方向を踏まえて、平成17年度運営費交付金の常勤役職員の人件費積算額から毎年1%に見合う額を減じた額をキャップ額として、教職大学院の設置にかかる新規採用等を考慮しながら、常勤役職員の人件費の管理を行う。
 - 2) 上述の人件費抑制等を踏まえて、適切な人員配置計画を策定し、計画的に人員削減を行う（別途「今後の人件費・人員管理について」計画を策定中）。
 - 3) 教職員の意向を尊重しつつ大学教員等の早期退職（勧奨退職）を推進する。
 - 4) 昇給制度の効率的な運用を行うためその在り方の見直しを行う。
 - 5) 大学非常勤講師人件費の効率的運用に努める。
 - 6) 特任教授制度を活用して教育の充実を図るとともに、常勤教員人件費の削減に努める。
 - 7) 教育研究の課題に対応するため、任期付きの教員を雇用し、人件費の軽減に努める。
 - 8) 外国人教師制度を廃止し、通常の大学教員枠による外国人教員の雇用を進めて教育の充実を図るとともに人件費の節減に努める。
 - 9) 附属学校非常勤講師及び事務系非常勤職員の人件費についても必要な見直しを行い削減に努める
- ②一般管理費の削減
管理業務を徹底的に見直し、管理経費の縮減に努めるものとし、特に事務一般管理費については、アウトソーシングの在り方等を含めた抜本的な見直しを行って経費の削減に努めるとともに、業務のスリム化等を推進し、毎年5%以上の削減に努めることを目標とする。
- ③教育経費
教育経費については、学生教育の水準の維持・向上を図る観点から、現状を維持するよう努める。
- ④研究経費
基盤的研究経費を確保しつつ、競争的研究経費については、さらに戦略的な配分方法を検討し、効率的な運用に努める。また、外部資金の獲得についても一層の奨励

- に努める。
- ⑤老朽化施設の改修・整備
教育研究用施設・設備をはじめとした学内施設・設備の老朽化・陳腐化に対応するため、常に点検と評価を行い、整備計画を策定する。特に、非効率な施設・設備については新たな利用計画や用途の廃止も含めて検討することとし、整備計画の策定に当たっては、各種経費の節減等によって「修繕積立金」を設定することや寄附金等を募ることを検討するとともに、施設整備費補助金等の概算要求による経費の獲得に努める。
- ⑥学生定員を充足していない教育組織においては、今後編入学等の取組を行って充足を目指すよう努め、収入の確保に努める。
- ⑦在学生の進路変更等については、適切な対応により退学や除籍者を極力出さないような方策を講じ、収入の確保に努める。
- ⑧地域との連携を推進する観点から、学内施設の有料による貸出を積極的に行うとともに、本学の業務に支障のない範囲で、教育、学術、文化、スポーツの振興等の行事に開放するなどして利用料収入の増加を図る。
- ⑨職員宿舍や宿泊施設、駐車場等についても、コストの分析を行い利用料の在り方等について見直しを行うとともに、効率的な利活用を推進する。
- ⑩各種手数料の在り方について見直しを行い、収入の確保に努める。
- ⑪各種連携事業等について、コスト負担の在り方について検討を行い必要に応じてコストシェアを求める。
- ⑫外部資金については、できるだけ間接経費が措置される資金を獲得するよう努めるとともに、奨学寄附金等の受入に当たっては、一定の率を大学の共通経費として徴収し、目的積立金等とすることを検討する。
- ⑬教育研究の一層の充実のため、広く募金を行う。
- ⑭公開講座、各種教育相談等における受講料等の徴収、教育大グッズの販売等を行うなど自己収入の確保に努める。
- ⑮大学内での生産物の売却代金設定の在り方について見直しを行う。
- ⑯教育研究成果など本学の知的資産の特許申請等を推進する。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化
① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	○効果的な組織運営に関する基本方針 ・学長が全学合意を形成し、リーダーシップを発揮して責任ある執行を行うため効果的・機動的な運営体制を構築する。教育研究、管理運営等、諸活動の適正な評価に基づいた効果的な学内資源の配分が可能な運営体制を確立する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
○全学的な経営戦略の確立、及び運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 【88】 ・大学の基本方針は、中期目標・中期計画に基づき、役員会の議を経て学長の意思決定に従い策定される。具体的な運用は各組織の責任で行うことを基本とする。	【88-1】 各組織間の連携・協力状況の点検を行う。	III	(1)各委員会の連携・協力を行うため、教育研究評議会の委員会組織の連携・協力及び運営に関する改善事項に関して、副学長(企画担当)から各委員会委員長等に照会し、各委員会において自己点検を実施した。この結果、現状における課題及び新たに生じた事項についての把握を行い、運営会議に報告した。 (2)企画室において、負担の軽減及び適任者の委員会への参画の観点から委員会組織の見直し案を作成し、平成 19 年度から、①人事委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、学生委員会及び入試委員会の教授会選出の構成員を減じること。②委員の再任を禁止すること。③ファカルティ・ディベロップメント委員会の構成員としての教育実践総合センター専任教員数を1名減じることとした。 (3)評議会附置委員会の連携・協力を行うために、教育研究評議会において、各委員会の審議状況の報告を行った。 (4)毎週開催する運営会議において、各組織の運営上の課題等に関して、理事及び副学長から報告があり、課題事項を共有するとともに、必要に応じて関連組織に協力依頼がなされている。 上述のとおり、各組織において自己点検を行い、運営会議として課題を把握のうえ、必要に応じて、見直しを行っている。		
	【88-2】 「教育課程開発室」を新設する。	IV	大学の教育課程の改革・改善等の教育支援業務について、企画、立案を行うことを目的として、教職連携組織としての「教育課程開発室」を設置（4月）した。平成 18 年 7 月に出された「今後の教員養成・免許制度のあり方」（中央教育審議会答申）に基づき、教員養成大学として、学校教育教員養成課程のカリキュラム・フレームワークの企画、立案に取組み、教育研究評議会の承認を経て、「カリキュラム・フレームワークの		

			構築と実施～教員養成教育の先駆的なモデルを目指して～」を学外に公表した（1月）。「資料編」p226（学校教育教員養成課程 カリキュラム・フレームワークの構築と実施）参照。これは、「新任教員に求められる資質能力目標に基づく教員養成のためのカリキュラム・フレームワーク」をつくりあげ、本学の教員養成教育の質の保証とその評価・改善に取り組むものである。 上述したように、答申で示された課程認定大学に求められた事項に関して、教育課程開発室が中心となって短期間で企画・立案し、大学の方針としてこれを学外に公表できたことは、計画を大幅に上回って実施できたと判断した。	
【89】 ・教育、企画及び学術研究を担当する複数の副学長を置き、効果的・機動的な大学運営を行う。	【89－1】 必要に応じて学長補佐のポストを追加、改廃する。	IV	(1)企画担当副学長のもとに「評価担当学長補佐」を置き(4月1日)、次の事項を処理することとした。 ①組織評価に関すること。 ②個人評価に関すること。 ③認証評価に関すること。 ④点検評価委員会副委員長となり、必要に応じて関係委員会に出席すること。 ⑤必要に応じて教育研究評議会及び運営会議に出席することができる。 ⑥その他評価に関すること。 なお、学長補佐職については、教員の教育負担を軽減する措置等を講じている。 (2)評価担当学長補佐を置いたことにより、組織評価においては、自己評価書を作成するとともに、それに基づき外部評価を実施した。また、個人評価においては、項目及び評価基準等の見直しを行ったうえで評価を実施した。 上述のように、個人評価及び組織評価を実施し、更に外部評価を実施することができたことは、評価体制の確立を意味し、計画を大幅に上回って実施できたと判断した。	
【90】 ・教育担当の副学長の下、学長補佐を置き、教育課程及び就職支援を充実させる。	【90－1】 副学長の役割分担の見直しを行う。	III	(1)国際交流・地域連携担当副学長を設置した(平成18年4月7日)。 (2)これまで、副学長(研究担当)が担っていた業務は、「①学術研究に関すること。②国際交流・地域連携に関すること。」であったが、附属図書館、情報処理センター及び教育資料館を包含した学術情報研究センターを設置(平成18年3月23日)し、新たな発展的業務も予定された中で、副学長(研究担当)はそのセンター長として、管理運営の業務を統括することになった。 (3)そのため、副学長(研究担当)は教授会議長を努めるなど業務過多となることから、副学長(研究担当)が担っていた業務のうち、法人業務として今後充実を求められている分野である「国際交流・地域連携に関すること」については、当分の間、特命担当副学長を置き、機能強化を図ることとした。	
【91】 ・学長を補佐する体制として、学長のもとに、目標計画に関する委員会、及び点検評価に関する委員会を置き、役員会の企画立案を強化するとともに、学内評価システムの改善を図る。また、学長、理事及び副学長で構成さ	【91－1】 目標・計画委員会は、点検評価委員会の自己点検評価結果及び国立大学評価委員会の評価結果に基づき、中期目標・中期計画を踏まえて計画の見直しを行い、改善のための方策等、その結果を役員会に提案する。	III	(1)目標計画委員会は、昨年度業務実績報告書の作成にあたり、関係委員会、委員長のヒアリングを実施し、事業実施結果の把握に努めた(3月)。 また、自己点検評価と国立大学評価委員会の評価結果を踏まえて年度計画を策定した。 (2)単年度に留まらず将来構想に関する議論を深め、戦略的な提案を行うために、学長のリーダーシップのもと、目標計画委員会と企画室との密な連携体制で運営した。 (3)年度計画の策定にあたっては、委員会等から出された自己評価年次報告書をもとに、年度計画がスムーズに実施できるよう、①中期計画を	

れる運営会議を置き法人の経営機能を強化する。			踏まえ、年度計画を実施する上での項目の精選、②担当委員会及び部署の負担を考慮した機能的な実施体制の構想を提案した。		
	【91-2】 点検評価委員会は、前年度の自己点検評価を実施し、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告する。 【91-3】 役員会は、改善のための方策を実施するとともに、速やかに自己評価年次報告書を公表する。	Ⅲ	(1)点検評価委員会は、「平成17年度各種委員会自己評価年次報告書」を作成し、各委員会や室等の活動の経過と成果・課題を点検・分析した。また、本報告書は、教授会に報告のうえホームページ(学内限定)に掲載して構成員に周知した(4月)。 (2)平成18年度自己点検評価として、大学教育を中心とした9つの基準([1]大学の目的、[2]教育研究組織(実施体制)、[3]教員及び教育支援者、[4]学生の受入、[5]教育内容及び方法、[6]教育の成果、[7]学生支援等、[8]施設・設備、[9]教育の質の向上及び改善のためのシステム)に係る組織評価を実施し、自己評価書としてまとめ、教育研究評議会、役員会に報告するとともに、大学ホームページに掲載・公表した。		
【92】 ・教育研究評議会のもとに、専門的事項を審議するため、学術研究に関する委員会、教育企画に関する委員会及び附属学校に関する委員会を置く。	(平成16年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)				
○機動的・戦略的な学部等の運営に関する具体的方策 【93】 ・教育学部に教授会を置き、学部の教育研究に関して必要な重要事項を審議する。	【93-1】 審議事項と議事運営の再検討を行う。	Ⅲ	教授会の審議にあたり、教授会の前々日に関係委員会委員長との事前打合せを実施し、議題の精選に努めた。また、教授会の前日には、運営会議に教授会の議題及びその内容を報告し、運営に関する意見聴取を行ったうえで、効率的・効果的な議事運営を進めた。		
【94】 ・各種委員会の役割を見直し、専門的機能を高めるとともに、弾力的に委員会の自己評価を踏まえての再編・統合を進め、機動的で効果的な運営体制の整備を図る。	【94-1】 委員会活動での役割と負担の点検を行う。	Ⅲ	教授会に附置した各委員会において、審議事項、議事運営、構成員等の自己点検を行い、現状における課題及び新たに生じた事項についての把握を行った。これらの出された課題等に関しては、運営会議に報告されている。これに基づき、平成19年度から各委員会委員の負担軽減の観点から、学長指名委員を若干名加えることができるよう規則の整備を行った。		
○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 【95】 ・事務局機能を再編し、企画立案、学生支援及び研究支援・地域連携機能を高める。企画室、就職支援室をはじめとして、必要に応じて教員・事務職員が一体となった組織を編成する。	【95-1】 必要に応じ見直しを図る。	Ⅲ	「教育課程開発室を新設する。」【88-2】で述べたとおり。		

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 【96】 ・学内予算を戦略的にかつ効果的に配分するため、評価及び配分のシステムを構築する。そのシステムに沿い、教育研究予算配分を基盤的経費配分と競争的経費配分の観点から見直しを行う。	【96-1】 評価に基づく予算配分の実施に向けて検討を行う	Ⅲ	平成17年度から大学教員について、「奈良教育大学評価実施指針」に基づき、研究、教育、社会貢献及び管理運営の4つの領域にかかる個人評価を実施している。このうちの研究領域の評価結果を科学研究費申請の実績と組み合わせた予算配分の方法について検討し、その方針に基づき、平成18年度研究費予算配分に反映させた。「資料編」p42（平成18年度研究費の配分方針について）参照。		
	【96-2】 教育学部教育経費を「学生指導費」と「授業経費」の2区分の配分を行う。	Ⅳ	教育学部教育経費を学生指導費と授業経費の2区分に分け、更に授業経費については、授業科目ごと並びにコース単位ごとに分け、予算の配分を行った。 なお、授業実施に支障がある場合については追加要求に対する審査を経て配分を行い、学生指導の充実及び授業の質の確保・向上を図った。1,000個以上の授業実態の調査・分析を通じての標準授業経費の設定、及び必要な場合には申請・審査に基づく追加配分のシステムを確立した。 上述のように、教育効果を上げ、かつ標準授業経費の設定、追加配分システムの確立し、予算の適正な執行体制ができたことは、計画を大幅に上回って達成したと判断した。		
	【97】 ・学長裁量経費配分の趣旨を継続し、教育大学の目標に即した教育研究を促進する。				
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針 ・教育研究の進展や社会的ニーズ、自律的改革を踏まえた適切な評価に基づき、学部、大学院、及び附属施設等における教育研究の充実を図るため、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○教育研究組織の見直しの方向性 【98】 ・大学の基本的な在り方については、教育研究機能の充実・活性化、経営基盤の強化・個性化等の観点から、自己点検評価結果と社会的要請を踏まえて、目標計画に関する委員会で見直し原案を検討する。	【98－1】 大学院三専攻の自己評価を行い、改善方策を検討する。構想中の教職大学院と現行大学院との関連を検討する。	IV	大学院改組準備委員会に現行大学院WGを設置し、教職大学院の設置構想を踏まえ、大学院改組準備委員会において現行大学院の評価を行い、教育学研究科の見直し案を策定した。 具体的には、これまでの評価、実績を踏まえ、平成20年度の改組を行うべく、教育学研究科は、その人材養成の目的を「学士課程との連携を図るとともに、現職教員及び社会人のリカレント教育を含む、知識基盤社会を多様に支える高度専門職業人としてのリーダーシップを発揮できる教員及び教育者の育成」と定めることとし、現行教育実践開発専攻の成果を教職大学院に継承発展させるとともに、学校教育専攻、教科教育専攻の質的充実を可能とする改組計画案を策定し、教育研究評議会、役員会において承認した。「資料編」p254（奈良教育大学大学院改組計画（案））参照。 上述のように、平成16年度改組後の大学院三専攻の評価を踏まえ、新たな社会的要請に対応した教職大学院の設置構想とともに、現行教育学研究科の改組案を策定したことは、計画を大幅に上回って実施したと判断した。		
【99】 ・中期計画期間中の早期に教育学部二課程制についての総合的な評価を行い、評価に基づいた学生組織・カリキュラム・入試等の将来計画を策定する。	【99－1】 役員会において、中期目標・中期計画の変更、若しくは、次期中期目標の原案作成に着手する。	III	(1)平成18年度は、学部二課程再編の初年度であることから、学校教員養成課程の入試方法の改善（専修別入試）を行うに留め、経年度実績を分析することとした。 (2)これまでの幼稚園教員養成の実績を踏まえ、幼保一元化を視野に入れて、教員養成大学における保育士養成に取り組むこととし、教員組織及び教育課程を編成し、保育士養成施設の指定を受けて平成19年度入学者から保育士資格取得を可能とした（学則の一部変更）。 (3)「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」により「特殊教育」を「特別支援教育」に文言を改めることになり、カリキュラム変更とともに所要の変更を行った。		

【100】 ・大学院教育学研究科の改革に伴い、教育実践研究の高度化、高度専門職業人の養成及び現職教員の高度な研修機能の向上のための評価を行い、必要に応じて見直す。	【100-1】 高度専門職業人としての教員養成、現職教員の高度な学修・研修機会の提供及び学校教育の現代的課題への対応に資するため、教職大学院の設置について検討を行い、具体的な教育プログラムを作成する。	IV	平成17年度に検討された本学「専門職大学院(教職)大学院設置準備委員会報告書」に基づく本学教職大学院構想の具体化を図るため、大学院改組準備委員会教職大学院WGで原案の見返し、再検討を行い、さらに中教審答申を受けて教職大学院設置準備室において教員組織における人選及び教育実践現場として協力校の選定を行った。また、教職大学院の養成すべき人材像に基づく教育到達目標を定め、専門職大学院設置基準第7章を踏まえた共通5領域による教育プログラムを作成した。「資料編」p.222(奈良教育大学教育学研究科(専門職大学院課程)教職開発専攻(計画中)リーフレット)参照。 上述のとおり、本学独自の教育課程として、共通5領域に渡っての育成すべき資質能力目標基準を明確に打ち出すことができたのは、大きな成果であり、計画を大幅に超えたものと判断した。		
【101】 ・教育研究推進のため、附属図書館等の再編・充実を図り、学術情報活用の総合的機能を高めるため、教育研究情報の一元管理と活用を目的とするセンターの設置と組織の整備を行う。	【101-1】 発足した学術情報研究センターの組織運営について、より充実を図る。	III	学術研究情報を一元的に管理する体制が整い、センターは図書館部門、情報基礎部門、研究開発部門から構成され、3部門の連携によりネットワークをベースとした統合化された体制での教育・研究情報の提供サービスの充実を図ることができた。		
	【101-2】 情報処理機能を強化し、情報リテラシーの向上を図る。	III	(1)情報リテラシーの向上に向け、教職員を対象に迷惑メール対策講習会を開催した(7月)。 (2)図書館ガイダンス(文献情報検索)及び外国雑誌・論文オンラインデータベース講習会を次のとおり開催した。 ・導入的な電子ジャーナル講習会を開催した(6月)。 ・電子ジャーナル講習会(概要、アクセス方法、閲覧方法)を開催した(11月、2回)。 ・学部学生を対象に「文献検索講習会：雑誌論文の探し方」講習会を開催した(11月、4日間)。 (3)ユニット教材やe-Learning環境の充実を進めた結果、学生が自ら情報リテラシーを向上させたいというニーズを持ったときに、自学自習できる体制を概ね実現させることができた。また、ヘルプデスク等の要員体制を充実したことによって、PC教室巡回が充実し、学生の活動への適切なアドバイスや指導などを行うことができた。		
【102】 ・学部・大学院等と各附属学校園相互間の連携、及び附属学校園の充実を図るための体制を整備する。	(平成17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし)				
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	○柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針 ・教育研究活動等の活性化を図るため、評価に基づく適正な人事システムを構築する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○人事評価システムの整備 ・活用及び柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【103】 ・学長のもとに点検評価に関する委員会を設置し、教職員の多面的な業績評価・改善システムを構築する。	【103-1】 前年度試行評価の実績を踏まえて教職員の評価を実施する。 評価結果をもとに附属校園においては、校務分掌等、校内の役割等を見直す。	IV	(1)平成 17 年度に実施した試行個人評価の結果に基づいて、点検評価委員会で評価項目・基準等の見直し・改定作業を進め、平成 18 年度評価実施指針を策定した。これに基づき、個人評価を本格実施した。 (2)平成 18 年度における、大学教員、附属校園教員及び事務職員の評価の概要は次のとおりである。 ①大学教員 ・[1]研究領域、[2]教育領域、[3]社会貢献領域、[4]管理運営領域の 4 つの領域ごとに、3 段階の評価を実施した。 ・評価を受ける系について、各教員は、教育系、文科系など、6 つの系から選択することとした。特に[1]研究領域については、この系別に評価基準を設定した。また、業務中心のセンター系についても、別途設定した。 ・教員には、自己評価申告票及び業績等一覧の提出を求め、これに基づき、点検評価委員会は評価を実施した(12 月～ 2 月)。これに学長所見を記載し、各教員に評価結果を通知した。 ②附属校園教員 ・校園運営、教育研究、生徒・保育指導、教育実習、社会的貢献(中学校を除く)の 5 項目ごとに、3 段階の評価を実施した。 ・各教員は、年度当初(4 月)に、管理職と協議のうえ、各項目ごとの目標を設定し、年度終了時 (3 月)に自己評価を行い、管理職による評価を行った。今後、点検評価委員会において評価を実施する (19 年 5 月～ 7 月)。 ③事務職員 ・実績、行動、能力の 3 区分について、評点による 5 段階の評価を実施した。 ・各職員は、年度当初(4 月)に、管理職と協議のうえ、各項目ごとの目標を設定した。年度終了時 (3 月)に自己評価を行い、上司(部下)による評価表と併せて、点検評価委員会において評価を実施する (19 年 5 月～ 7 月)。		

			(3)平成 17 年度の試行評価結果を基に、附属校園において教育水準の向上を図るため、自己評価等の規則を加える改正を行った。また、附属校園の職員会議の目的及び検討事項等を明確化し、円滑な運営を行うため、平成 19 年 3 月 23 日付けにて「奈良教育大学附属学校職員会議規則」を制定した。また、次のとおり役割等の見直しを行った。 ①附属小学校においては、SNE 委員会の委員を増員し、活動を充実させるとともに教科部会に新たに通級指導部会を確立し、SNE 児童に対応した。 ②附属中学校においては、校内に 4 つの特別委員会を 3 委員会にまとめ、各委員会の人数を増やし活動を充実させるように見直しを行った。 ③附属幼稚園においては、効率的・機能的な運営を行うため、規則の一部を改正し、教務主任を新たに配置した(平成 18 年 4 月 20 日付) 大学教員の個人評価の結果を点検評価委員会より学長に上申し、大学におけるリーダーシップの発揮や全学的観点からの適材適所の人材活用及び人員配置の礎が固まった。 上述のように、困難な個人評価作業を定着させたこと、及び評価の結果に基づきそれぞれの改善を実施したことは、計画を大幅に上回って実施したと判断した。	
○教員の流動性向上に関する具体的方策 【104】 ・教員の採用に当たっては、公募制とし、多様な人材を広く求める。 【105】 ・教育学部における任期制の在り方について検討を進める。	【104－1、105－1】 公募方法等について、さらに検討を加えるとともに、任期制が適合する教育研究分野の調査・分析・任期制の先行例と調査分析結果の比較照合を行うほか、多様な雇用の在り方(特任教員など)について検討する。	IV	(1)人事委員会における教員公募方法等に関しては、電子媒体等を積極的に利用して広範囲に公募を行うなどの工夫を講じてきたが、本年度は新たに新聞広告(ジャパントイムズ)を活用することで、優秀な人材確保に向け更なる改善を行った。 (2)大学教員の新たな雇用形態として、任期付き教員の導入の検討を行い、「国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則」を制定した(6 月)。「資料編」p 228 (国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則)参照。また、人件費抑制の状況下において、常勤の教員を増員することなく、教育体制の維持を図ることができるよう、「国立大学法人奈良教育大学特任教員規則」を制定した(8 月)。「資料編」p 230 (国立大学法人特任教員規則) 参照。 上述のように、多様な雇用形態としての任期付き教員及び特任教員の制度を規則として制定し、平成 19 年度からの採用の準備をしたことは、計画を大幅に上回って実施したと判断した。	
○中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策 【106】 ・中期目標・中期計画に沿って中期的な配置計画を策定するとともに、業務の合理化を図り、全学的観点から重要目標、インセンティブに配慮した配置を適切に行う。	【106－1】 適正な配置計画の策定のための検討を行う。	IV	「国立大学法人奈良教育大学特任教員規則(平成 18 年 8 月 31 日制定)」に基づき、特任教員配置計画案を作成するうえで、円滑な実施を図ることを目的に「特任教員の配置に関する申し合わせ」を制定(10 月)し、新規分野、後任不補充への対応を含めて特任教員の配置(6 件)を決定した。 教員の配置計画方針として、教育学研究科の専攻成立に必要な教員配置とともに、(1)教職大学院の設置計画(案)に基づく教員組織成立に向けた準備、(2)中期目標・中期計画第 I 期での人件費 4 %削減への対応として、4 人の大学教員を削減する方向で検討を進めること、(3) 附属学校教員の定員削減についても教育研究評議会において検討を進めること、等を内容とした「平成25年度(兼任教員配置の特例期限)までの教員配置計画の方針」を策定した(1 月)。「資料編」p 232 (平成25年度(兼任教員配置の特例期限)までの教員配置計画の方針) 参照。	

			上述のように、特任教員の 6 件の配置及び平成 25 年度までの教員配置計画の方針を策定したことは、検討を越えて計画を大幅に上回って実施したと判断した。		
○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 【107】 ・優秀な人材を確保するため、地区別の職員統一採用試験の活用により採用を行うとともに、他機関との人事交流、外部人材の登用等を進める。	【107-1】 近畿地区の国立大学法人等と協力して、職員統一採用試験を実施するとともに、近畿地区他機関との人事交流を実施する。また、県内機関との交流を推進するとともに、外部登用による人事の在り方を引き続き検討する。	Ⅲ	(1) 事務職員については、近畿地区の国立大学法人等と協力して、職員統一採用試験を 5 月に実施し、2 名の職員を平成 19 年 4 月 1 日に採用することとした。 (2) 事務職員の他機関との人事交流については、平成 18 年度に年度途中を含め、本学から他機関への人事交流により、交流機関から 1 名の職員を復帰させた。また、他機関から本学への人事交流により、転入 3 名、復帰 5 名の交流を実施した。これら人事交流により、交流者の資質向上が図られるとともに、事務組織の活性化に寄与した。 (3) 附属学校教員については、平成 17 年 3 月に締結した奈良県教育委員会との人事交流協定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に県内公立学校から本学への人事交流により、転入 4 名、県への復帰 3 名の交流を実施した。これら的人事交流により、教員の資質能力の向上及び教育研究の充実が図れた。 (4) 外部登用による人事については、奈良県教育委員会との連携協力を一層進めるため、平成 17 年度に制度化した常勤の客員教員登用に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に奈良県教育委員会から学校教育行政に経験豊かな客員教授 1 名を迎えた。		
【108】 ・職員の資質向上を図るため、各種研修の実施と内容の充実を行う。	【108-1】 大学院における研修機会の提供、労基法・企業会計等の法人関係の研修、語学・パソコン等の国際化・情報化関係の研修を実施するとともに、より一層の職員の資質向上策を引き続き検討する。	Ⅲ	(1) 職階別、専門分野別に次の研修を受講させた。 放送大学を利用した個別研修、人事院主催の課長補佐研修、係長研修及びテーマ別研修(接遇)、総務省主催の情報システム統一研修、国大協主催の国立大学法人総合損害保険研修、近畿地区支部専門分野別研修、他大学等主催の大学職員マネジメント研修、会計事務研修、長期給付実務研修会、メーカー主催研修等。 (2) 職員の啓発研修として、民間企業経営者である本学経営協議会委員を講師とし、大学改革の時代における職員の役割等を再確認することを目的とした職員研修を開催した。また、新任教職員のために、本学学長及び大学問題の専門家である本学監事を講師とし、「戦前・戦後の教員養成―自校(大学)史へのアプローチ」(12 月 22 日)及び「教師教育と教養教育」(1 月 22 日)と題した職員研修を開催した。このほか、情報関連の初級システムアドミニストレータ研修、Microsoft Windows XP Professional 研修を実施した。 (3) 全学を対象として、「安心と自覚のキャンパスライフをめぐって～ハラスメントを糸口として～」と題するパネルディスカッションを外部講師を迎えて行い、ハラスメント防止の啓発の機会とした。これに加えて、外部の機関団体等が主催する人権関係、ハラスメント関係の研修会、講演会等に関係教職員を派遣した(12 月 7 日)。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	○事務処理の効率化・合理化や、事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針 ・事務処理の効率化・合理化を図るため、事務情報化及び外部委託等を推進するとともに企画立案機能等専門職性の高い事務組織の構築を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【109】 ・事務処理の効率化・合理化を図るため、事務情報化の推進、事務手続きの簡素化などを実施し、事務処理を迅速化する。	【109-1】 事務手続きの簡素化（ペーパーレス化を含む）を促進する。 【109-2】 電子決裁及び電子会議等の情報システム構築のための検討を行う。	III	(1) 学内周知文書等の電子メール配信及びホームページへの即時掲載を引き続き推進するとともに、web グループウェアソフトを活用し、従来、紙媒体で管理・運用していた会議室や公用車の予約等を web 上での管理・運用とした。 (2) 電子決済、電子会議等の情報システム構築を目指して、昨年度に引き続き、情報ネットワーク委員会、事務連絡会において検討を行った。		
	【109-3】 大学業務における情報セキュリティの在り方を検討する。	IV	情報セキュリティの大切さを本学の全構成員に認識させ、情報資産を確固として守るために、「国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティポリシー」を制定した(3月)。「資料編」p 233（国立大学法人奈良教育大学情報セキュリティポリシー）参照。これにより、最高情報セキュリティ責任者の下、情報セキュリティを確保するための組織及び責任者を明確にし、①本学の情報セキュリティに対する侵害を阻止②本学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為を抑止③情報資産に関して、重要度に見合った管理④情報セキュリティの監査及び評価などを実施し、必要に応じて見直しを行うこととした。学内周知を図るとともに、責任者等への研修会を実施した。 上述のように、情報セキュリティポリシーを制定し、組織及び責任体制を確立したことは、計画を大幅に上回って実施できたと判断した。		
	【110】 ・事務組織の業務の点検評価を推進し、企画立	III	(1) 事務連絡会において、事務の効率化、合理化の観点から各課の所掌業務の自己点検評価を行い、現行 8 課の体制を業務が関連する 4 グル		

案機能等専門職制の高い事務組織に再編するとともに随時見直しを行う。			ープ(学生支援グループ、学術情報グループ、企画総務グループ及び会計施設グループ)に分類し、グループ内の各課において業務の効率化を図ることとなった。 (2)次の①～④の業務について業務の分担を見直す方向で検討を行うこととなった。 ①国際交流に関する事務と留学生に関する事務の統合 ②研究支援に関する業務の分担替 ③図書、雑誌の契約に関する事務の分担替 ④旅費、謝金及び団体生命に関する事務の分担替		
○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【111】 ・業務内容の見直しを行い、その結果に基づき費用対効果の観点から可能なものについてアウトソーシングを推進するとともに、既に外部委託を実施している業務についても一層の効率化を進める。	【111-1】 業務内容の見直しの結果、外部委託実施業務としたものについて、一層の効率化を検討する。また、新たな業務外部委託についても検討を進める。	Ⅲ	(1)前年度の外部委託業務契約の実績を踏まえ業務（仕様）の見直しを行い、平成19年度の外部委託契約業務（警備業務）から簡素合理化（複数年契約）を図ることとした。 (2)奈良県内国立4機関共同で、引き続き宿舍管理の外部委託を実施した。 (3)職員の育児休暇等のため、代替職員を措置するに当たり、本来は常勤職員で措置すべきところ、業務内容の見直し・効率化を図り、外部委託（派遣職員）とした。 また、自然環境教育センター奥吉野実習林の管理業務についても、業務内容の見直しを図り、昨年度に引き続いて外部委託（派遣職員）とした。 ①育児休暇等 1名 → 派遣職員 1名 ②奥吉野 非常勤職員 1名 → 派遣職員 1名		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項 (1) 高度専門職業人の養成を掲げた教職大学院の設置検討 平成 17 年度に「専門職大学院（教職大学院）設置準備委員会」を設置し、本学において可能かつ意欲的な専門職大学院を構想した。これを受け、さらに中教審答申（平成 18 年 7 月）を踏まえて平成 18 年度には、教職大学院設置準備室を設置し県教委派遣の実務家教員予定者を加えて、教師としてのプロフェッショナルの道を目指す「教職大学院教職開発専攻」設置計画を立案、学内審議を経て平成 20 年度設置（概算要求）に向けた準備を行った。同時に、「大学院改組準備委員会」を設置し、現行大学院教育学研究科の自己点検評価に基づく改組案を策定し、教育目標の明確化、大学院教育の実質化に向けた取り組みを進めた。 (2) 多様な雇用形態の検討 教育大学としての教員養成教育に対する質の充実向上、教職大学院の設置準備に向けた取組、次世代育成のための教員への支援等の諸課題への対応のため、これまでの常勤教員と非常勤教員に加えて、弾力的な雇用制度を創生することが不可欠である。これらを踏まえて、教育実践分野を中心とした「任期付き教員制度」、退職教員不補充にも対応した「特任教員制度（年俸制）」、教職大学院における「実務家教員の雇用制度」等の創設、外国人教師制度の見直し等、多様な雇用形態による教授体制を整備した。そのために必要な諸規定を制定し、特任教員配置計画等に基づき次年度採用に向けた選考を行った。 (3) 個人評価の実施 平成 17 年度の試行評価結果に基づき、平成 18 年度評価実施指針を策定し、大学教員・附属校園教諭・事務職員のそれぞれについて個人評価を実施した。大学教員は、実績評価であり、教育、研究、社会貢献及び管理運営の 4 つの領域で点数化された評価項目を設定した。大学教員より、提出された自己評価票による採点や自由記述欄の分析等の作業を通じて得られた個人評価結果を評価委員会が取りまとめ、学長所見を付して各教員に通知し、一部の教員には一層の改善を促した。 (4) 特別支援教育研究センターの設置 平成 19 年度から特別支援教育が全国的に展開されることに先んじて、特別支援教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における特別な支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献することを目的として、特別支援教育研究センターを設置（3 月 23 日）し、特別支援教育高度実践モデルの開発・推進事業にあたった。本センターには、専任教員（1 人）とともに特別支援教育の高度な実践経験を有する特任教員複数名を配置し、地域との連携を強めている。 2. 共通事項に係る取組状況 ○戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。 (1) 運営組織の整備状況 平成 16 年度の法人化以降、従来の教授会を中心とした学内運営が、経営上の事項も含めた法人組織に転換され、法人法が規定する役員会、経営協議会、教育研究協議会は新規の組織として定着した。また、本学は小規模組織で、法定理事数が少ない。（常勤 2 名、非常勤 1 名）ことから、学長の意思決定のための中枢機関として、学長、常勤理事 2 名に加えて副学長（教授併任）3 名からなる「運営会議」（学内措置組織）を設置し、毎週開催した。各理事・副学長がそれぞれ所掌する業務間の調整や意思疎通を図るとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会等での審議の内容や進め方の協議も行われるなど、学長のリーダーシップを支える役割・機能が発揮されている。 運営会議は、機動的な業務運営を担う組織として、円滑かつスピーディな業務の執行	に努めていることは、評価できる。 また、役員会の意思決定の円滑化に資するため、大学運営に関する情報収集・企画立案を行う教職連携組織として「企画室」を設置するとともに、学生の就職に関してより迅速かつ機動的な企画・立案・執行を行う教職連携組織として「就職支援室」を、入試戦略、入試広報戦略等の企画・立案を実施するため「入試室」を設置し、戦略的な法人運営を推進している。さらに、大学教育課程の改革・改善等の教育支援業務の企画・立案を実施するため「教育課程開発室」を平成 18 年度に設置した。 なお、上記の教職連携組織の長は、担当副学長をもって当てることとしたため、当該副学長の業務が錯綜することから、学長補佐を置き当該の室の業務の推進、整理・調整の任に当たることとした。 (2) 外部有識者の意見毎の活用（役員会及び経営協議会） 役員会は、毎月 1 回開催し、本学の重要事項について審議し決定を行っている。役員会には、2 名の監事にも毎回出席を願い、議題に応じて助言を受けている。例えば、現行大学院と教職大学院の差異化については、学習ステップと教科指導ではない部分のつくりの明確化、大学広報における学生のアイディアの反映、課外活動施設整備に関しても学生への教育に対する視点の重要さなど、様々な意見・提言を受けて対応した。 経営協議会では、年度計画の策定、業務実績の報告案、財政計画の基本方針（案）、決算に伴う剰余金の取扱い、教職員の給与改定、補正予算の編成、予算執行状況など、本学の経営に関する事項全般について審議を行った。この中で外部委員から、次の提言を受けている。①自己収入を上げる具体的方策の提案、②アウトソーシング及び広報の積極的な推進、③人件費の削減と非常勤講師予算の増額、④寄付を集めて独自の奨学金、⑤事務の効率化・合理化、⑥施設整備の充実などいくつかの提案があった。 これらの提言については、直ちに実行が困難な具体的事項もあるが、学長のリーダーシップのもと、具体化するべく財政計画の改訂等の検討を行っている。 (3) 監査機能の充実 1) 内部監査 日常業務における日々の書類審査については、会計課総務・決算係長が会計課長・副課長とともにやっているほか、事務局長の命を受けた会計課副課長が定期的（3 ヶ月ごと）に会計帳簿、金庫等の検査を行っている。これに加えて、事務局一斉に特別なチーム編成を行い、会計監査を実施した。この監査は、会計課以外の部署は会計課職員が監査員となり、会計課については主担当として会計課職員以外の会計事務経験者が監査員として加わった。対象期間は平成 17 年度。実施日は平成 18 年 9 月 28 日から 10 月 18 日。内部監査の方針および実施計画は、「資料編」p 38（平成 18 年度国立大学法人奈良教育大学内部監査の方針及び実施計画）参照。 監査の実施結果として、大きな指摘事項はなかった。 2) 監事監査 業務監査として、3 月 6 日～7 日に監事 2 名が事務局各課及び学生からのヒアリングを実施した。監事監査計画は「資料編」p 32（平成 18 年度監事監査計画）参照。 また、適宜、学長及び理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等の閲覧を行い、業務及び財産の状況を調査した。さらに、6 月 22 日に会計監査人（監査法人）から学長あてに出された独立監査人の監査報告書の説明をうけ、平成 17 年度財務諸表等について、検討を加えた。この結果については、監事による監査報告書に記載されているとおりである。 監事は、業務の運営に関して役員会に出席し、その審議状況、審議内容を常時把握し、その都度 2 の（2）に示した、意見、提言を行っている。
--	--

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

（１）研究費の競争的資金としての配分

大学教員に対する研究経費は、財務内容改善と積極的な外部研究資金獲得や研究の活性化、研究成果の一層の拡充等を目指すものとして、「平成 18 年度研究費の配分方針」に基づき平成 18 年度から「教員研究費」と「外部資金獲得奨励費」の 2 本立てとした。

具体的には、平成 18 年度の研究経費は、「教員研究経費」として 55,675 千円（平成 17 年度：64,175 千円）、「外部資金獲得奨励費」として 9,825 千円（平成 17 年度「教育研究支援経費」：11,325 千円）、総額として 65,500 千円（平成 17 年度：75,500 千円）を配分することとした。各教員は、基盤的研究費として「教員研究費」（85%）の配分を受けるとともに、科学研究費補助金の申請を行って採択されなかった場合は、「外部資金獲得奨励費」（15%）の配分を受けることができる。

これらの取り組み等により、平成 19 年度においては科学研究費の採択が11件→17 件、採択率も 3 2 % (科研費採択率全国第 14 位)と成果が現れ、間接経費（14,820 千円）が確保された。「資料編」 p 242 (科学研究費補助金の申請及び採択状況) 参照。

（２）剰余金の取扱い

決算に伴う剰余金は目的積立金として、中期目標・計画の達成に必要なものに充てることを前提として、「決算に伴う剰余金の取扱いに関する要綱」を平成 17 年度に制定したところである。「資料編」 P243（決算に伴う剰余金の取扱いに関する要綱）参照。この要綱に基づき、運営会議等でその必要性等について審議検討したうえ、経営協議会、役員会に諮り、本年度は目的積立金のうち約 300 万円を取り崩し、教員評価や教員の研究成果を学外に広く公表することを目的として「教員データベースシステム」を構築した。

また、学生支援のための環境整備事業に関しては、大学の自助努力が求められる現状を踏まえて、課外活動施設の充実に向けた大学独自の予算措置として、目的積立金を取り崩して、老朽化が顕著な課外活動施設の改修整備を行うこととした（1 月役員会承認）。

（３）事業の実施状況等を踏まえた資源の再配分

平成 17 年度に策定した「補正予算編成における基本方針」を踏まえ、「平成 18 年度収入・支出予算の補正に関する方針」を策定した。「資料編」 p 16（平成 18 年度収入・支出予算の補正に関する方針）参照。

平成18年度は、目標計画委員会による各委員会等の事業について中間段階で実施状況の把握、学長・理事・副学長による運営会議での大学運営の現況把握に基づき、年度の当初には想定されなかった課題等への対処として、年度末までの所要経費見込みを積算の上、予算の再配分を行うこととし、所定の手続を経て総額28,851千円の補正予算の編成を行った（1 月）。これにより、今日的課題に対応した教育相談等を実施する特別支援教育研究センター設置のための改修工事や教員養成 GP のための共同利用室（地域に開かれたオープン・ラボラトリー）の改修等を実施した。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

昨年度の評価結果において、課題とされた事項なし。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・科学研究費補助金等の競争的研究資金の拡充を図るとともに、地方公共団体や民間からの受託研究などの多様な自己収入の増加に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金など外部資金増加に関する具体的方策 【112】 ・研究助成等に関する情報収集など研究支援体制を強化し、科学研究費補助金採択件数については2割程度の増加に努める。受託研究費、奨学寄付金などの外部資金をさらに多く獲得するため、ホームページ等により教員の研究内容及び研究業績を積極的に外部に発信する。また、外部資金を獲得した教員へのインセンティブの付与を検討する。	【112-1】 各種外部資金に関する情報収集・提供を充実し、積極的な応募を促進するとともに、各種外部資金獲得に向けて本学ホームページの有効活用の方策を検討する。さらに、研究成果の公表、評価を実施する。	III	(1) 各種研究奨学金・共同研究事業など外部資金に関する情報を全教員にメールで情報提供し、学内からの応募を促進した。 (2) 本学ホームページに教員の研究に関する次の情報を掲載し、教員の専門分野や研究の概要、主な研究業績、具体的事例など、現在の研究内容や研究成果について情報提供を行った。 ①教員一覧（ http://www.nara-edu.ac.jp/person.htm ） ②教員総覧 2006.3（自己点検評価の一環として刊行）（ http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HYOUKA/index.html ） ③特色ある教育研究（ http://www.nara-edu.ac.jp/KK/11_industry.htm ） また、同様に本学ホームページに産学連携の事例として「産学連携」（ http://www.nara-edu.ac.jp/KK14_industry.htm ）を公開し、共同研究の概要について情報提供を行った。 (3) 研究の観点からは、18年度の大学教員個人評価において、研究領域評価を実施した（10月～3月）。併せて、全教員から、研究活動実績の根拠資料を Excel ファイルにて収集した。評価結果は全て学長が確認し、評価結果通知・報告書に学長所見を加え、各教員へ通知した（3月）。なお、産官学連携の推進の観点でも同個人評価を実施した。 （【69-1】参照）		
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【113】 ・地域貢献の観点から、教育研究の成果を生かし、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマや内容の公	【113-1】 「ならやまオープンセミナー」（奈良教育大学公開講座）の充実を図り、受講者の増加に努め、さらに、講習料の在り方について検討する。 【113-2】	III	(1) 国際交流・地域連携委員会と教務委員会で公開講座の際に実施したアンケートに基づき、次年度の公開講座の充実、多様なニーズへの対応、受講者増の確保と共に有料化について具体的方針を作成した。 (2) 「ならやまオープンセミナー」について、平成18年度は20講座で79回開催し、延べ4030名の参加者を得た。平成17年度は18講座で68回		

開講座を実施する。	平成 1 6 年度より実施しているオープンクラスの受講者の増加を図るなど、自己収入の確保の更なる可能性等について検討する。	開催し、延べ 3881 名の参加者であり、前年度からの参加者の伸び率は、4 %であった。 (3) オープンクラスについて、平成 18 年度の受講者は 109 名であった。 平成 17 年度は、93 名の受講者であり、前年からの伸び率は 17 %であった。 (4) 窓口対応の改善、リピーターの増加に努めた。		
		ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。 ・教職員の意識改革を図るとともに、事業の見直し、外部委託の推進、調達コストの削減、施設設備の有効活用等により諸経費の抑制に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
○管理的経費の抑制に関する具体的方策 【114】 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。	【114-1】 平成18年度の人件費総額は、総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額より、同額の概ね1%の額を減じた額を常勤の役員及び教職員の人件費のキャップ額として、法人の運営を行う。	III	平成18年度の人件費総額としてのキャップ額は、2,130百万円（法定福利費を除く。）であり、これを見据えた人件費管理により、法人運営を行った。		
【115】 ・業務の一元化、情報機器の適正な配置、ペーパーレス化の促進など管理業務を定期的に見直すとともに、日常的に節電、節水、省資源などについて職員の意識改革に努めることにより、管理的経費を中期目標期間中を通じ、5%以上節約する。	【115-1】 これまでの状況を検証し、見直し可能なものから新たに経費抑制策を実施する。	III	経費抑制策について (1)法人化に伴う労働安全衛生法の適用に伴い、従来と比較して監督機関から求められる諸報告が増加する傾向に関わらず、一部他機関のように外部委託することなく経費の抑制を図った。 (2)国際学生宿舎、橘寮（女子寮）の入居者に対して、より一層の省エネについて啓発活動を行った。（寮生大会や集会を通じて周知徹底。） (3)国際学生宿舎については、職員が見回り（日・祝日を除く毎日）を行い、省エネの励行を行った。また、橘寮では寮全体をあげて光熱水量の節約（目指せ省エネ生活）に取り組んだ。 (4)ジェネリック薬品の活用範囲を広げ、経費削減を図った。 (5)OA機器、家庭用機器の購入、買換えに当たっては、より省エネタイプの機種を選定した。 (6)定期購読刊行物等の見直しを行い、経費の削減を図った。 (7)残業時間の削減、早期退庁の励行を行った。 (8)研究室、教室、事務室、廊下、階段、トイレ等について、不要な照明の消灯を励行した。 (9)(財)省エネルギーセンターによる「ビルの省エネルギー診断実施」の結果を踏まえ、改修工事において省エネ型照明器具や節水型フラッシュ弁を活用し実施した。 (10)省エネルギー対策の一環として、学生及び教職員への意識啓発を図るため「講義棟等の教育施設の省エネルギー巡視要領」を作成し、巡		

			視を実施した。 (11)教職員及び学生に対して、省エネルギーに対する啓発のため、メール等により光熱水量の節約を周知するとともに省エネルギー担当者に対して、四半期ごとに電気、ガス、水道及びコピー用紙の使用量（枚数）を通知し、削減を図るよう周知した。その結果、光熱水費について対前年度約 1,163 千円削減することができた。 (12)地球温暖化問題に関し「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「温室効果ガス排出抑制等のためのアクションプログラム」を制定し、取り組むこととした。 (13)維持管理業務のうち複数年契約が可能なものについて実施(エレベータ維持)し、1 年当たり約 480 千円節約できた。 (14)平成 17 年度まで外注していた建築基準法に基づく特殊建築物定期検査を施設課職員で実施したことにより、1,800 千円の節減ができた。 (15)小学校 B 棟の漏水調査(自前)を実施したところ土管給水管の漏水が見られ、改善処置をしたことにより水道代約 35,000 円／月が減額された。 (16)入札物件の設計図の配布を受益者負担（業者の買い取り）とし、経費の削減を図った。 (17)個別学力試験日を 2 日間から 1 日に変更した。 (18)カラー印刷をできるだけ白黒に移行し、経費の削減を図った。 (19)印刷物の部数見直し等を行い、必要最小限部数の印刷や自前作成等を実施し、経費の削減を図った。 (20)寮の植木剪定・雑草除去等、従来業者に委託していたところを学生支援課職員で行い、経費の削減（約 200 千円）を図った。 (21)会議運営の効率化により時間の短縮化を図った。 (22)昨年度購入した継続図書について、継続図書一覧リストを作成し、事務部で利用状況から継続中止希望をチェックし、図書資料費の効率的な執行のために全体的な見直しを行った。		
	【115-2】 近隣大学等との連携による契約業務の共同処理について検討する。	Ⅲ	消耗品などの物品購入契約、警備・清掃・備品保守などの委託契約について、各大学等における年間の消費量、搬入方法、仕様及び契約方法などの情報を共有し、近隣大学等による共同契約の可能性について検討したところであるが、平成 19 年度においても引き続き検討することとした。		
ウェイト小計					

I	業務運営・財務内容等の状況
(2)	財務内容の改善に関する目標
③	資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	・大学経営の基盤となる土地、施設、設備等の資産の効率的・効果的な運用を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【116】 ・施設の点検パトロールを実施し、修繕経費等、施設管理にかかる必要額を把握し、全施設の中期的な維持管理計画を作成する。また、保有施設の地域開放を積極的に実施する。	【116-1】 施設全体の点検パトロール及び研究棟の点検を実施し、現状分析を行うとともに、その結果に基づいて研究棟の修繕経費を算出する。	Ⅲ	建築基準法に定められた建物の点検パトロールを実施(9月)し、理科1号棟を始めとした建物の改善点および修繕経費を算出し、優先順位を付して今後の営繕計画の基礎資料とした。		
	【116-2】 大学施設の地域開放についての基本方針に基づき、地域開放を積極的に実施する。	Ⅲ	これまでの使用実績の把握を行うと共に施設開放の広報のあり方について具体的方針を策定し、今年度はホームページに施設利用案内を掲載することにより、学外者に対して施設開放を積極的に案内・周知することとした。		
			ウェイト小計		

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項 (1) 当面の人件費を見通した財政計画の策定 次期中期目標期間の前半(24年度)までを視野に入れた財政運営の(1)基本的な方針、(2)基本方針を踏まえた取組、及び(3)収入の確保方策の改善の方向等を示すものとして、「国立大学法人奈良教育大学財政計画」を経営協議会及び役員会の議を経て策定した(3月23日)「資料編」p244(国立大学法人奈良教育大学財政計画)参照。同時に、定年退職後の不補充による人件費削減による平成22年度までの人件費シミュレーション(複数案)を行ない、大学教員、附属教員、及び事務職員それぞれについて、必要な教職員削減の目標数を推計した。 (2) 教員配置計画方針の策定 教員の配置計画方針として、教育学研究科の専攻成立に必要な教員配置とともに、(1)教職大学院の設置計画(案)に基づく教員組織成立に向けた準備、(2)中期目標・中期計画第Ⅰ期での人件費4%削減への対応として、4人の大学教員を削減する方向で検討を進めること、(3)附属学校教員の定員削減についても教育研究評議会において検討を進めること、等を内容とした「平成25年度(兼任教員配置の特例期限)までの教員配置計画の方針」を策定した(1月)。「資料編」p232(平成25年度(兼任教員配置の特例期限)までの教員配置計画の方針)参照。 (3) 事務職員の人員削減 常勤事務職員に関しては、業務の効率化及び非常勤職員対応を進めることによって、平成16、17年度に2人の退職後不補充を行ってきた。中期目標・中期計画第Ⅰ期での人件費4%削減への対応として、業務の一層の効率化、アウトソーシング導入の検討を進め、さらに平成18年度は、1人の退職者不補充を行った。経営コンサルタント(外注)の分析結果等を踏まえ、事務局組織の大幅再編を検討し、平成19年度中に結論を得ることとした。 (4) 施設開放方針及び基準の策定 地域社会の教養・文化の高揚、健康の増進及びスポーツ振興等に資するために、施設開放方針及び基準を策定した(3月)。これは、貸付対象施設及び利用料金を明確に記載し、ホームページ等で施設開放の情報提供を行い、地域に貢献するとともに増収を図るものである。大学講堂の開放にあたり、老朽化した音響設備等をリニューアルした(所要経費6,300千円)。 (5) 公開講座「ならやまオープンセミナー」 本学の教育研究の成果を広く開放し、地域社会における教育と文化の向上に資するために開設していた「ならやまオープンセミナー」の充実を図るとともに、有料の公開講座として明確に位置づけるため「ならやまオープンセミナー取扱基準」を制定(3月)し、増収を図ることとした。 2. 共通事項に係る取組状況 ○ 財務内容の改善・充実が図られているか。 (1) 管理的経費の削減 ① 光熱水費の削減 教職員及び学生に対して、省エネルギーに対する啓発のため、メール等により光熱水量の節約を周知するとともに省エネルギー担当者に対して、四半期ごとに電気、ガス、水道及びコピー用紙の使用量(枚数)を通知し、削減を図るよう周知した。その結果、光熱水費について対前年度約1,163千円の削減を行った。	② 契約方法の見直しによる経費の削減 維持管理業務のうち、エレベータ維持業務について複数年契約を行い、1年当たり約480千円の経費を削減した。 ③ 定期検査の職員による実施に伴う経費の削減 建築基準法に基づく特殊建築物定期検査を施設課職員で実施したことにより、1,800千円の経費の削減を行った。 (2) 非常勤講師人件費の削減 カリキュラムの精選、授業内容の精査により大学非常勤講師人件費の見直しを行い、「非常勤講師枠の配分方針」に基づき、各講座から提出された非常勤講師要求について、調整を行った結果、平成18年度大学非常勤講師経費を対前年度約4,600千円(約8%)の節減を図った。 (3) 特任教員の雇用による経費削減の検討 人件費抑制の状況下において、常勤の教員を増員することなく、教育体制の維持を図ることができるよう、「国立大学法人奈良教育大学特任教員規則」及び「特任教員の配置に関する申し合わせ」を制定し、新規分野、後任不補充への対応を含めて、平成19年度からの特任教員の配置(6件)を決定した。 (4) 職員の再雇用による経費の削減 職員の再雇用ができるよう就業規則を改正し、平成19年度には2名の職員を再雇用することを決定した。 (5) 自己収入の増加に向けた取り組み ① 学長のリーダーシップにより各種GPへの申請の促進を図り、平成18年度は現代的教育ニーズ取組支援プログラムに2件、大学教育国際化推進プログラムに1件、資質の高い教員養成推進プログラムに1件、「魅力ある大学院教育」イニシアチブに1件の合計5件の申請を行い、大学教育国際化推進プログラムで「子どもスポーツ指導プログラムの国際化推進」、資質の高い教員養成推進プログラムで「高大融合による理数科高校教員の養成」が採択され、GPの資金を獲得した。 ② 平成18年度から研究費の配分に「外部資金獲得奨励費」を設け、教員の意識の改革、申請の督促に努め、科学研究費補助金等外部研究資金の獲得に向けた取り組みを行った。また、科学研究費補助金等外部研究資金の獲得を推進するため、全教員に関連情報のEメールにより情報提供した。 ③ 前記1(左欄)の(4)及び(5)に記載した取組のとおり ○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。 前記1(左欄)の(1)、(2)及び(3)に記載のとおり。 ○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。 昨年度の評価結果において、課題とされた事項なし。
---	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況にかかる情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期目標	・教育・研究等の活性化のため、大学みずからが多面的な評価基準にもとづく点検・評価を行い、その評価結果を踏まえて必要な改善に取り組む。また各種の大学評価に対応した体制を整備する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【117】 ・自己点検評価の実施と改善の組織的取り組みのため、学長のもとに、点検評価に関する委員会を置き、自己点検・評価を実施する。また、外部評価を実施し、改善に資する。	【117-1】 前年度実績を踏まえた点検評価委員会による組織・活動の点検を実施するとともに、外部評価を受けるための準備を行う。	IV	(1)点検評価委員会において、「平成 17 年度各種委員会自己評価年次報告書」を作成し、各委員会や室等の活動の経過と内容を点検・分析した。また、本件は教授会に報告のうえ、ホームページ(学内限定)に掲載して構成員に周知した(4 月)。 (2)大学機関別認証評価について、大学評価・学位授与機構で受審することを決定した(6 月)。これを受けて、点検評価委員会において同機構の基準に則して自己点検・評価を実施し、自己評価書として取りまとめ、外部評価委員会による外部評価を実施した（3 月）。同委員会からは、カリキュラム・フレームワーク構築への期待、成績評価基準の明確化、配置教員の活性化など、今後の教育研究活動に資する意見が種々寄せられた。なお、外部評価委員会は、奈良県及び大阪府の教育委員会や近隣の教育系大学の計 5 機関から（各 1 名）推薦された計 5 名の委員により構成された。 上述のとおり、多面的な評価の一環として、外部評価を実施し、大学運営にとって、とりわけ教育研究活動の活性化に向けて建設的な提案を受けたことは、計画を大幅に上回って実施したものと判断した。		
【118】 ・教育研究等に関する教員データベースを整備充実するとともに、大学全体・各組織の諸活動に係るデータベースの整備、評価内容・基準等を策定し、改善シ	【118-1】 教員データベースの充実、整備を行う。	III	平成 16 年 12 月現在で作成した教員データベースを継承し、18 年度教員個人評価の根拠資料として必要となる項目や ReaD の項目等を中心に整理し、改善を図るべく、システム構築を行った(3 月導入)。平成 19 年 5 月の外部公開に向け、教員データベース委員会で引き続き整備を進めた。なお、本システムの元データはあらかじめ Excel で作成しており、11 月末には全教員からのデータを集積した。		

システムを構築する。					
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【119】 ・点検評価に関する委員会は評価結果に基づき、改善課題を学長に提示する。学長は、それを踏まえて関係各組織に対して改善措置の確定を要請し、全学的見地から調整をする。一定期間後に、点検評価に関する委員会は改善措置の成果を検証する。	【119-1】 評価結果が大学運営の改善に活用されているか、成果の検証と問題点の確認及び新方針・新システムの検討を行う。	Ⅲ	(1)点検評価委員会において、「平成17年度各種委員会自己評価年次報告書」を作成し、委員会活動の成果の検証を行った。 (2)この検証の結果、教授会傘下の委員会に学長指名委員を導入する等の規則改正を行い、個人評価結果を踏まえた適材適所の観点から指名を行うなど、学長のリーダーシップの浸透と機動的運営を図ることとした。 (3)評価結果を用いての大学運営の改善の具体化に向けた方策を検討した。		
		ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況にかかる情報の提供に関する目標

② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	・教育研究、組織及び運営等の活動状況に関する大学情報を組織的に収集・分析整理し、各種媒体を活用して社会に公表し、社会への説明責任を果たす。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 【120】 ・教育活動、研究活動、地域貢献活動、国際交流活動等の各種の大学の全般的な情報を広く公開する。このため、定期的な広報誌の刊行及びホームページでの情報提供とその継続的な更新を図る。多様なメディアを活用して、広報活動を充実させる。	【120-1】 戦略的な広報活動を展開するため、機動的な広報体制を構築する。また、大学広報誌の編集及び編集体制の見直しを行うとともに、学内広報の充実を図る。	III	(1)近鉄奈良駅構内に大学パネルを初めて設置(5月)し、さらに学生及び卒業生によるプロジェクトチームで製作されたパネルでリニューアルした(7月)。 (2)公開講座等のイベント、教員の特色ある教育研究については、記者発表、記者クラブでの記者レク、資料提供など積極的な情報提供を行った。 (3)テレビ局、新聞社などマスコミからの取材依頼については事務局が窓口となり、教員との調整を行うなど積極的に対応した。 (4)奈良交通バス内へのつり広告、近鉄奈良駅・JR奈良駅及び公民館など公共施設へのポスター提示やチラシを配布した。 (5)学内の広報活動の現状を把握するため、全学に対して広報に関するアンケートを実施した(11月)。この中で、教職員の学内専用の行事案内サイトへの積極的な情報提供の意向が確認されたことから、情報収集するために学内専用の行事案内サイトを試行的に設置した。平成19年4月から本稼動するものとし、この情報サイトに集約された情報をより効果的な媒体で学内外に発信する体制の検討を行った。 (6)教員養成GPの成果報告・シンポジウムを教育委員会の協力を得て、奈良及び東京の2会場で開催し、奈良教育大学の実践例を公表した(3月)。		
	【120-2】 ホームページの編集体制の充実を図るとともに、携帯電話への情報発信の検討、日本語以外での情報提供の検討などを行い、大学情報を積極的に提供する。	III	(1)携帯電話への大学情報発信として、平成17年度からの受験生向け「入試情報」に加えて、今年度からは、「取得できる免許」、「学内新着情報」「メールマガジン」「在学生の声」などの情報の提供を始めた。また、在学生向けには休講情報の提供を開始した。 (2)大学概要について、日本語以外に3ヶ国語での情報提供を行った。 (3)ホームページ作成のスキルアップのための講習会を開催した。		
			ウェイト小計		

(3) 自己点検・評価及び当該状況にかかる情報の提供
に関する目標特記事項等

1. 特記事項

(1) 大学教員個人評価の改善について

平成 18 年度に実施した大学教員個人評価では、前回の平成 17 年度試行評価の実施結果を受けて、教員養成大学の特質を踏まえた種々の改善を図っている。(以下、具体的な課題・改善事項を示す。)

平成 17 年度の試行個人評価においては、次のような課題が浮き彫りとなった(『平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書』p.70 より)。

- ①今回は根拠資料に基づいていなかったため、評価基準の策定が困難であったこと。
 - ②個人評価専門部会における作業内容・方法・範囲が必ずしも明確でなかったこと。
 - ③今回の個人評価票は、教育領域の評価が数量的な事項に偏りすぎ、不十分である他、特定の系(理科系、文教系、芸体系のうちの芸体系)に得点が偏ってしまうこと。
- これらの課題をはじめとして、点検評価委員会を中心に検討を重ねた結果、18 年度の大学教員個人評価においては、次のとおり改善を図った。
- ・18 年度からは本格実施とすることもあり、自己評価申告票と併せて、根拠資料一覧の提出も求めた。点検評価委員会での評価の際には、自己評価申告票を根拠資料一覧と照合し、根拠が不明な申告事項については減点の対象とした。[上記①関係]
 - ・点検評価委員会から個人評価専門部会に評価作業を付託する際には、前年度の課題を踏まえ、具体的な指示を行った。[上記②関係]
 - ・教育領域の評価については、点数積み上げ方式から、チェック項目及び自由記述項目による方式にあらため、数量化が困難な評価項目を含めるなど、項目設定の大幅な見直しを図った。[上記③関係]
 - ・評価を受ける系を本学の教育研究の特質を踏まえて「教育」、「文科」、「理科(数学以外)」、「理科(数学)」、「芸体」及び「センター」の 6 つに設定し、各教員は、自己申告により選択することとした。[上記③関係]
 - ・評価基準は、研究領域については系別に設定し、教育領域については業務中心のセンター系を別途設定するなど、各系の特質を踏まえたものとした。[上記③関係]
 - ・各領域ごとに別個の評価とし、総点による評価は実施しないこととした。これにより、各教員にとって、優れた評価を受けた領域や今後改善を図るべき領域が明確になった。
 - ・その他、17 年度の評価結果を踏まえて、種々の項目等の評価基準について見直しを図った。

さらに、18 年度から、各教員ごとに評価結果に対する学長所見を示し、個人評価による教育研究等の活性化に向けて、学長の現状把握によるリーダーシップの浸透を図ることとした。

(2) 附属校園教員・事務系職員個人評価の見直しについて

平成 18 年度に実施した附属校園教員・事務系職員個人評価では、前回の 17 年度試行評価の実施結果を踏まえた改善を図っている。(以下、具体的な課題・改善事項を示す。)

17 年度に、試行として、附属校園教員個人評価(校園運営、教育研究、生徒・児童・保育指導、教育実習、社会的貢献の 5 項目についての目標達成度評価)及び事務系職員個人評価(実績、行動、能力の 3 区分についての評点による評価)を実施し、18 年 9 月に評価結果を確定した(『平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書』p.70 参照)。

その後、この結果を受けて見直しを行い、特に事務系職員について、次のとおり改善を図ることとした。

- ・評価の基礎となる目標の設定は、4 月当初に一斉に行っていたため、年度途中の異動者についての扱いが不明確であった。そこで、目標設定を行うための監督者との相談の機会を 10 月頃と 2 月頃にも設け、さらに異動の時点で中間評価を行うことにより、年度途中の異動者への対応を明確にした(平成 19 年度評価より実施)。

- ・自己評価と併せて、上司・部下・同僚による評価を実施していたが、この評価は個人評価専門部会における評価に際しての補助的な資料として位置付けられており、評価に直接反映する仕組みとはなっていなかった。そこで、この上司・部下・同僚評価を監督者が評価する際の客観的な判断材料として用いることとする仕組みを整えた。

なお、評価結果の処遇面への反映については、18 年度の評価結果(19 年度上半期内に確定)を踏まえて、20 年度の実施に向けて 19 年度から検討を開始する予定である。

(3) 教員データベースの構築について

平成 19 年 3 月に、大学教員の教育・研究・社会貢献・大学運営等の諸活動に関するデータを集積した「教員データベースシステム」を完成させた。

本システムは、16 年 12 月現在で作成した従前の Excel 版教員データベースを継承し、点検評価委員会及び学術研究推進委員会において、大学教員個人評価の根拠資料として必要となる項目や ReaD の項目等を中心に整理し、構築を進めていたものである。今後は 19 年 4 月に学内での本格運用、5 月には外部への公開を予定しており、これらに向けて、新たに「教員データベース委員会」を発足させ、学内各種データとの連係やデータ収集・管理・利活用等全学的な観点から引き続き整備を進めている。

このシステムは、教員本人による直接入力機能や検索機能、ReaD データ提供機能、外部公開機能等を有するなど、従前の Excel 版教員データベースでは対応できなかった種々の機能を実現させており、研究成果等の公表とともに蓄積された教員データの維持管理・更新・利活用等にあたっての利便性の向上が期待される。

なお、本システムの元となる Excel 版教員データベースは、18 年 11 月末に全教員から提出された研究業績のデータを以て 18 年 3 月末現在版に更新し、点検評価委員会による大学教員個人評価(18 年 12 月～19 年 3 月)の根拠資料として活用した。

(4) 自己評価書の作成及び外部評価の実施について

本学の教育活動を中心とした自己評価書に基づき、平成 19 年 3 月に外部評価を実施し、学外から本学の活動に関して種々の評価・助言を受けた。

外部評価の基礎となる自己評価書は、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価基準に則した内容により、点検評価委員会において作成(18 年 7 月～19 年 3 月)し、ホームページに掲載した。これは、本学が同認証評価の受審機関として、大学評価・学位授与機構を選択したことを受けたものであり、大学の目的、教育研究組織、教員及び教育支援者、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備、教育の質の向上及び改善のためのシステム、の計 9 つの基準により評価を実施した。

自己評価書の作成により、例えば TA の研修を実施する必要があることなど、大学として早急に取り組むべき課題等を把握することが出来た。さらには同認証評価を見据えてどのようなデータを整備する必要があるかの検討を行うことが出来た。

この自己評価書に基づき、学外の外部評価委員会(委員 5 名)を組織し、外部評価を 19 年 3 月 29 日に実施した。外部評価委員には、奈良県及び大阪府の教育委員会関係者ならびに近隣の教育大学の評価担当教員を委嘱し、それぞれの立場から本学の活動に関して評価・助言が得られた。(同報告書は平成 19 年 6 月刊行予定。)

(5) 積極的な広報活動

広告の一環として、学生及び卒業生によるプロジェクトチームで製作された大学パネルを近鉄奈良駅構内(広告)に設置した。

公開講座等のイベント、教員の特色ある教育研究については、記者発表、記者クラブでの記者レク、資料提供など積極的な情報提供を行うとともに、本学ホームページに掲載を行った。また、各種 G P 等の成果報告については、シンポジウムの開催案内、リーフレットの作成等を通じて普及を図るとともに、県内教育機関等への広報に活用している。

2. 共通事項に係る取組状況
- 情報公開の促進が図られているか。

公表が必要な事項に関しては、大学ホームページに掲載し、積極的に情報の提供を行っている。また、公開講座等のイベント、教員の特色ある教育研究については、記者発表、記者クラブでの記者レク、資料提供など積極的な情報提供を行っている。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「平成 17 年度においては、教員の個人評価については、多面的な視点からの自己点検・評価が試行され、多分野の教育研究領域を抱える大学の特性から、一つの基準では、困難との判断が示されているが、教員養成大学の特質を踏まえた評価方法の確立、実施が待たれる。」 ことについて。
上記 1（1）のとおり、本学の特質を踏まえて改善を図った。引き続き、次年度の実施に向けた改善に取り組む予定である。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	・大学としての施設整備に関する基本方針を策定し、利用状況の点検・評価に基づく教育研究スペースの有効利用、重点的かつ計画的な施設設備の更新・整備、快適なキャンパスの整備に努める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	備考
○施設等の整備、施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【121】 ・長期施設整備計画に基づき施設の改修整備計画を策定するとともに、ユニバーサルデザイン、屋外緑化等の環境保全にも配慮した魅力あるキャンパス環境の整備に取り組む。	【121-1】 施設の点検を実施し、研究棟の改修計画、環境整備計画を策定する。	III	施設の改善点調査を実施(7月～9月)し、修繕経費を算出した。また、環境整備計画のための現地調査(排水)を実施(10月～12月)し、改善のための図面を作成した。		
【122】 ・施設の実態及び利用状況の点検評価及び公表を行い、その結果に基づき教育研究スペースの有効活用方策を検討し、スペース配分の見直しを行う。	【122-1】 有効活用のためのスペース配分計画を策定する。	IV	建物使用状況ヒアリング調査を実施した(6月)。施設整備委員会教員の委員が分担して、全ての研究棟の教育研究上の利用実態調査を実施した。この調査結果とスペース配分の基本方針に基づき、計画策定と併せて新館2号棟の改修のため面積配分を策定し、学内合意形成を進めた。 上述のように、本学「施設整備の基本方針」の基準に基づく面積の配分方法と併せて、実態調査に基づく活動状況を考慮した教育研究にとっての有効な面積の利用にかかる算定方式を打ち出し、共有スペースの確保等を含めて平成19年度の新館2号棟の改修工事の準備を整えたことは、計画を大幅に超えて実施できたと判断した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

② 安全管理に関する目標

中期目標	・大学として、基本計画を策定し、環境保全、安全対策及び安全教育を実施する体制を整備する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	備考
○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【123】 ・各種の災害・事故等に関して危機管理体制及びマニュアル等の整備を行うとともに、劇物・化学物質・R I等の管理、実験廃棄物の保管と処理等に関する一層の整備と安全教育の推進に努める。	【123-1】 危機管理体制及びマニュアル等の見直しを行う。 【123-2】 化学薬品、工作機械、レーザー、電気、高圧ガス、運搬等の「安全のためのしおり」の、見直しを行う。	III	【大学】 (1)第二種衛生管理者の資格を取得(職員4名)させ、次年度以降の職場衛生管理体制の充実を図った。 (2)安全衛生管理関係規則の見直しを行い、職場巡視等を含めた職場衛生体制の充実を図った。 (3)特別な業務に携わる者用の「安全のためのしおり」(危機管理マニュアル)の見直しを行い、改正版を作成した。また、教職員用・学生用の危機管理マニュアル作成の検討を行い、次年度当初に作成し、危機管理体制の明確化及び充実を図ることとした。 (4)業務担当教職員が中心となり「安全のためのしおり」の見直しを行い、改正版を作成し、危機管理の充実を図った。 【附属小学校】 (5)「不審者侵入時の危機管理マニュアル」について、今年度用に不審者に対応する者、子どもの避難を指示する者、連絡にあたる者の三者の役割を明確にして、複数配置する等の更新を行い、全教職員に配付した。 【附属中学校】 (6)「不審者侵入時の危機管理マニュアル」について、今年度の実情に合わせて活用できるように更新を行った。 【附属幼稚園】 (7)「不審者侵入時の危機管理マニュアル」について、確認を行いながら役割分担を今年度用に更新した。		
	【123-3】 安全衛生委員会委員、安全衛生管理担当者、実験・実習授業担当教員及び		化学物質等を取り扱っている担当員を講師として、本年度に改正した特別な業務に携わる者用の「安全のためのしおり」(危機管理マニュアル)を		

	附属学校養護教諭を対象に、化学物質の管理について安全教育を実施する。		基に、化学物質の管理等を対象とした安全管理講習会を実施（3月）し、安全管理体制の充実を図った。	
【124】 ・附属学校及び大学において、安全なキャンパス環境の維持のため、各種のセキュリティ対策を講じる。また、非常時の対応のために、児童・生徒及び教職員を対象に、災害訓練、危機対応の訓練等を実施する。	【124-1】 実験・実習及び研究業務に従事する教員を対象に安全管理研修会を実施する。 【124-2】 学校安全に関する研修を実施する。 【124-3】 災害に対する避難訓練、防火訓練、不審者侵入に対する避難訓練を実施する。 【124-4】 子ども、保護者とともに学校安全に関する点検及び研修を行う。 【124-5】 学校安全管理マニュアルを新年度用に更新する。	Ⅲ	【大学】 (1)化学物質等を取り扱っている担当員を講師として、安全管理研修会を実施(3月)し、安全管理体制の充実を図った。 (2)構内に3台の自動対外式除細動器(AED)を設置したことに伴い、産業医を講師として、AEDの取扱いを含めた安全管理講習会を実施(3月、教職員・学生65名参加)し、緊急事態に備えた安全管理体制の充実を図った。「資料編」p155参照。 (3)奈良県警察本部長を講師に招き、学生及び教職員を対象とした教育セミナー「少年の健全育成と教育・警察の連携」を開催(2月)し、現代の学校や地域社会、児童生徒・青少年を取り巻く諸課題に対する認識をあらたにした。 (4)学生宿舎にて、避難訓練を行い、奈良市防災センターにおいて、各種防災についての講義を受講(80名)した(12月)。 (5)防火訓練を実施し、教職員の危機管理意識の向上を図ると共に、緊急時の対応の充実を図った(3月)。「資料編」p154参照。 (6)特別な業務に携わる者用の「安全のためのしおり」(危機管理マニュアル)の見直しを行い、改正版を作成した。p152(安全のためのしおり(特別な業務に携わる方へ))参照。また、教職員用・学生用の危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の明確化及び充実を図ることとした。「資料編」p150(安全のためのしおり(教職員用))参照。 【附属学校共通】 (7)「子どもの安全に関する連絡会議」、「平成18年度学校安全推進フォーラム」に参加した。 【附属小学校】 (8)救命救急講習会を開催し救急法及びAEDの扱いについて研修を行い(6月)、学校安全に対する意識を高めた。 (9)火災避難訓練(6月)、防犯(不審者対策)訓練(11月)を行い専門家の助言を得、認識を新たにした。「資料編」p173,p174参照。地震を想定した訓練(2月)を行い地震発生時の対応、その後の避難訓練、保護者との連絡の取り方等について、学級ごとに話し合い地震に対する意識を高揚させた。「資料編」p180参照。 (10)保護者とともに学校及び通学路について安全点検、検討を行い(9月)、注意する箇所を共有すると共に修理できる箇所より修理した。 (11)藤棚と周辺の剪定をし、死角を無くし見通しをよくした。 (12)近寄ると危ない区域に立入禁止のロープを設置し、児童にも注意及び指導を行った。 (13)衝突を防ぐため、廊下の曲がり角にミラーを設置した。 (14)警察や交通安全協会の専門家を招いて、子どもたちの交通ルールを守る大切さを分からせる集会を行った(12月)。 (15)火事・地震・不審者侵入等を想定した訓練を行い、訓練の結果を踏まえてマニュアルの再確認を行った。 【附属中学校】 (16)防火、防犯訓練の実施にあたっては、生活部が中心になって校内安全についての話し合いをした。 (17)防火・避難訓練(5月)、防犯訓練(10月)を行い、緊急時における対応について確認をした。「資料編」p158(防火・避難訓練)、p159(防犯訓練実施要項)参照。 (18)防災訓練(1月)を行い、災害時にとるべき行動について生徒、職員が再確認し、諸注意を行った。神戸震災時の具体的な話を聞くことで、災害がいつ発生しても対応できる意識を喚起した。「資料編」p161参照。 (19)生徒は自転車の点検を、保護者は通学路の点検を行った。また、教員は毎月1週間の登下校指導を行い、学期に1回は保護者とともに登校指	

			導を行い、生徒の安全管理に配慮した。 【附属幼稚園】 (20)安全教育の計画に従って、救命救急講習会を開催(6月)し、救命救急・AEDの扱いについて研修した。 (21)不審者侵入を想定した職員訓練を実施(6月)した。研修を通じて、職員の危機管理意識の向上を図った。 (22)安全計画に従って、火災を想定した訓練を行った(5月、6月、11月)。火災避難訓練では消防署の協力を求め、園児に消防の役割と避難の大切さを伝えた。「資料編」p 194 参照。 (23)不審者対策訓練(9月)、地震を想定した訓練(1月)を実施すると同時に、園内の安全点検を行った。「資料編」p 191 参照。 (24)警察の協力を得て安全教室(6月)、生活安全教室(9月)を行い、保護者・園児に交通安全への意識を高めた。 (25)長期休業期に遊具の安全点検を実施し、老朽化した部分の修理を行った。大型遊具の老朽化が予測されるので、買い替えの経費を確保するための予算要求を計画的に行うこととした。 (26)保健センターの医師の協力を得て保護者を対象に「子どもの健康と安全」について研修を行った(1月)。 (27)正門から保育室にいたる通路の補修を行い園児が安全に通ることができるよう改善した。		
	【124-6】 警察と連携を図り不審者侵入を想定した防犯等実地訓練を実施するとともに、キャンパス内の施設に関連する防犯対策の点検調査を行い、必要な整備を行う。	Ⅲ	【附属小学校】 (1)警察と連携を図り不審者侵入を想定した防犯訓練を実施(11月)し、訓練の反省を踏まえて緊急時の対応の充実を図った。 【附属中学校】 (2)警察と連携を図り防犯訓練を行った(11月)。 (3)地域の町内、若草校区指導協議会、本校のPTAが連携し、通学路の防犯灯設置に向け、警察への陳情を行った。 【附属幼稚園】 (4)生活安全教室(9月)、不審者侵入を想定して防犯実施訓練(9月)を行った。訓練の反省を踏まえて、園児が安全に避難できるように経路の確認を行い、避難出口の確保がしやすいように改善した。 (5)附属小学校と附属幼稚園では、「あすか子ども安全ネットワーク」に新たに所属し、地域と連携して子どもたちの安全を守る体制を整えた。		
			ウェイト小計		

(4) その他業務運営に関する目標特記事項

1. 特記事項 (1) 施設の点検調査、有効活用の推進 施設の経年劣化状況等の把握、安全性の確保、さらには施設の有効活用を目的として、老朽化の状況、利用状況、設備の現状等について現地点検調査を実地した。平成 18 年度は研究棟(新館3号棟、講義4号棟、音楽棟、文美棟、文科棟)、情報館、教育実践総合センター及び体育館及び学生が常時使用する課外活動施設（学生会館）や福利厚生施設（学生食堂）について実施した結果、各教員の使用面積の現状・利用実態、施設設備の不具合状況が把握できた。 また、平成 17 年度に作成した「有効利用に関する面積再配分」をもとに、施設整備委員会、運営会議及び教授会で承認を得て、教育研究活動の流動化に対応するために利用者を固定化・特定化することのない弾力的・流動的に利用のできる共用スペースを確保し、既存建物の面積を勘案して、教員研究室・実験室等の面積（再）配分を行った。それを本格的に検証するために、施設整備委員会の副学長をメインに研究棟における利用状況の現地ヒアリング調査を6月～7月に実施した。現地調査で判明した前任者からの引き継ぎ機器類で使用頻度の低いもの、また、保管状態の機器等が部屋を狭くしているものについて、「不要物品等の整理キャンペーン」を12月に実施した。 上記調査結果に基づき、平成 18 年度補正予算（施設整備費補助金）により配分を受けた「新館 2 号棟等の大規模改修」の実施計画を円滑に進めることができた。 (2) 教育研究環境の向上 長期施設整備計画に基づき、これまでに講義棟、文科棟、文美棟と計画的に改修・整備を行ってきたが、今年度は、次のことを行った。 ①理科 1・2 号棟の室内天井雑排水管の端末プラグ部分からの漏水が平成 17 年度末から 18 年度始めにかけて発生したため、排水端末プラグについて調査を行い、漏水のおそれのある 15 室 29 ヶ所について取り替えを行った。 ②維持管理計画に沿って本年度は防水改修の建物件数が多いため緊急度を勘案して、理科 1・2 棟、附属図書館、附属中学校の屋上防水を部分改修した。また、電気設備の電線の老朽化を解消するために講義棟電気室から音楽棟屋外キュービクルまでの高圧電線の入れ替えを行った。 ③建築設備の定期検査により、換気設備の故障等が確認されたため、理科 1・2 号棟の 14 室について取替を行い、実験研究室の環境改善を図った。そのほかに、消防設備の点検により指摘のあった、新館 3 号棟の他 2 ヶ所の防災受信機を更新し防災管理面の安全向上を図り、また電気設備点検において指摘のあった、情報館電気室 VCB（高圧真空遮断器）4 台の更新によりインフラの安全面の向上を図った。 ④情報館の中央計算機室は、学内情報ネットワークの基盤であるが、従来から空調機の故障が頻繁に発生し、故障によるネットワーク機器への影響が心配されていた。このため、予算を計画的に運用し空調機を 2 台設置とし、空調環境の安全性を向上させた。 ⑤ユニバーサルデザインを推進するために、新館 2 号棟の便所改修を行った。既設の身障者便所は車いす対応の広さが確保されていなかったため、今回の改修において車いす対応とするため拡幅し、バリアフリー化に対応した。新館 2 号棟は 2 階で講義棟と渡り廊下で接続されており、利用状況を勘案し身障者便所を 1・2 階に設置した。	(3) アスベスト対策と老朽電気設備の改修 平成 17 年 3 月に契約した、管理棟電気室のアスベスト除去工事及び受電設備（開放式から密閉式）の改修工事を 4 月～ 6 月かけ実施し、アスベスト対策工事と老朽化の著しい受電設備の更新工事を完了した。また、9 月 1 日から、労働安全衛生法施行令等の一部改正により、石綿の含有率が 1 %から 0.1 %に改められたため、昨年度定量分析を行った 11 ヶ所の再分析を実施し、いずれも 0.1 %未満であることが確認でき安全な教育環境が立証された。 (4) 施設マネジメントに関する取り組み 教育研究環境の質の向上を目指すには、施設の整備、維持管理が一体となり、(1)学長のリーダーシップのもと中長期的な視点から、大学の教育研究活動の十分な展開を支える施設の基盤整備を図ること、(2)環境の保護にも配慮した安全で快適な環境の確保を目指すとともに、学生が学校教育現場における環境についても適切な関心を培う視点にも配慮した施設整備を行うこと、を目的として、本学の施設に関する計画、整備及び管理と有効活用を総合的に推進するための施設マネジメントに関する基本方針を策定した(8 月)。資料編 p 50「奈良教育大学における施設マネジメントに関する基本方針」参照。この「施設マネジメントに関する基本方針」及び施設の点検調査結果に基づき、「新館 2 号棟（講義3号棟）改修整備方針」を策定した（補正予算による施設整備費補助金配分）。 現地調査により使用頻度の低い部屋として、理科1号棟の生物学演習室を施設整備委員会へ返却してもらうと共に平成19年度における特別支援教育研究センターの設置に伴い、配置スペースを確保した。 (5) 危機管理マニュアル等の見直し 大学においては、安全衛生管理関係規則の見直しを行い、職場巡視等を含めた職場衛生体制の充実を図った。また、特別な業務に携わる者用の「安全のためのしおり」(危機管理マニュアル)の見直しを行った。 また、各附属学校においては、「不審者侵入時の危機管理マニュアル」について不審者に対応する者、児童生徒等の避難を指示する者、連絡にあたる者の役割を明確化など実情に合わせた見直しを行った。詳細を【123】で記載した。 (6) 学校安全に関する実地訓練等の実施 各附属学校園においては、外部の学校安全に関する講習会・研修会に教員が参加したほか、警察関係者を招いて、不審者への対応等の防犯訓練を実施した。詳細を【124】で記載した。 2. 共通事項に係る取組状況 ○ 施設マネジメント等が適切に行われているか。 上記 1（1）及び（4）に記載のとおり。 ○ 危機管理への対応策が適切にとられているか。 上記 1（5）及び（6）に記載のとおり。 ○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。 昨年度の評価結果において、課題とされた事項なし。
--	---

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	○全学的な教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標 高い知性と豊かな教養を備えた、とりわけ人間形成に関する専門的力量を備えた有能な教育者を育てることを使命とし、人材育成の具体的視点を以下に掲げる。 ・学校教育に関わる多様な資質と教育実践力を備えた教員の養成 ・環境、情報、文化等、現代社会の課題に関する見識と、それらに対応し得る資質能力を有した人材の育成 ・国際的視野を有した異文化交流の担い手たる人材の育成 ・人権尊重社会の担い手となる人材の育成 ・高度専門職業人として、学校教育における高度な教育実践力を備えた、リーダーシップを発揮できる教員の養成 【学士課程】 ○教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標 ・学士課程全体を通して、幅広く深い教養と、基礎的な専門的知識・技能を習得させる。 ・教科の教育に関する基礎的知識と技能等を習得させるとともに、わかる授業や適切な生徒指導ができ、子どもの学ぶ意欲を高める豊かな人間性を備えた、教育の理論と実践が統合された専門的能力を有した教員を養成する。 ・社会の多様な変化に対応した学際的分野で、専門基礎を身につけ、積極的に活躍する人材を育成する。 【大学院】 ○大学院教育の理念・目的及び教育の成果に関する目標 ・学校教育の高度化と多様化に応えるため、教育に関する諸科学の理論と実践を教授研究し、教育実践を視野に入れた、より高度な専門的力量をもった高度専門職業人としての教員及び教育者の養成をめざす。また、現職教員に対する大学院教育の一層の充実を図る。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 【学士課程】 ○教養教育の成果に関する目標を達成するための具体的目標と計画 【1】 ・教育の現代的課題に対応し得る力量形成のための導入教育科目群の充実を図る。	【1－1】 教養教育に関する改善点を策定し、見直しを行う。	教養科目について見直しを行った結果、A群（人文・社会系）とB群（自然科学系）のバランスや開講科目数は、妥当であると判断した。 また、教養教育として位置づけられる各課程の基礎ゼミナールについては、「年度計画【20－1】の『計画の進捗状況』参照」	

	【１－２】 特色G Pシンポジウムを開催し、報告書の作成及び総括を行う。	G P最終年度のまとめとして、4名のシンポジスト〔安藤厚教授（北海道大）、岡部善平助教授（小樽商科大）、芝井敬司教授（関西大）、松本健一教授（福井大）〕と本学上野ひろ美教授により「特色G Pの学生支援に果たす役割」をテーマにシンポジウムを開催した（12月、参加者55名）。
	【１－３】 学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ、総合教育基礎論等の導入教育科目について、二課程再編に係る改善点を策定する。	二課程再編によるコース、学生数の変更に対応させるため、学校教育教員養成課程については、基礎ゼミナールⅠはコースごと、基礎ゼミナールⅡについては専修ごとに行い、総合教育課程については、基礎ゼミナールⅠ・Ⅱともに専修ごと行うこととした。
	【１－４】 語学教育の改善を検討する。	「独・仏・中国語Ⅱ」の受講状況を調査し、学生の要望に沿った科目の開講数のバランスを検討した。
【２】 ・職業意識を醸成するため、学生支援の観点と関連させ、キャリア教育に関する科目を開講する。	【２－１】 キャリア教育の内容を充実させ、受験状況等の検討を行う。 【２－２】 キャリア教育に関する開講科目の内容充実を図る。	平成17年度から開講されているキャリア教育科目の検討に加え、教育課程開発室を中心に学部全体のカリキュラムに系統づけたキャリア教育のあり方について議論し、カリキュラム・フレームワークに位置づけた。
【３】 ・「これから求められる教養」の観点から、バランスのとれた選択科目を開講するとともに、より選択の幅を拡げるために大学間単位互換制度等を活用する	【３－１】 大学間単位互換についての成果を検討する。	登録者の単位取得者の割合や、協定相手校との参加学生数のバランスを検討した結果、本学からの他大学への履修希望は少ないものの、他大学からの学生受入れ数は多いことから地域貢献の観点からも継続して積極的に実施することとした。
	【３－２】 県内未実施大学と実施について協議し、協定締結並びに選択科目の充実を図る。	県内の単位互換協定未実施大学の参画について、奈良県大学連合において協議を行った。
【４】 ・多様な価値観を培うため、異文化理解教育や人権教育を充実させるとともに、保健体育科目において基礎的な技能・知識の習得を図り、健康教育を強化する。	【４－１】 異文化理解教育、人権教育及び健康教育の内容充実を図るとともに、開講科目の点検を行う。	外国人留学生に対する異文化理解の教育の観点から、留学生用科目、日本語・日本文化研修生用科目について検討を行い、該当する科目、プログラムの改訂版を作成し、「履修の手引」に掲載した。
○専門教育 【５】 ・教科に関する学術的知識と理解力、子どもの発達と学習に関する基礎的知識の習得をめざし、教科専門教育と教科教育の連携を促進する。	【５－１】 カリキュラム・フレームワークに基づき、教員が担当する授業科目の指導責任の所在を明確にし、教科専門及び教科教育に関する教育内容の整備を行う。 【５－２】 カリキュラム・フレームワークに基づき、関係する授業科目の指導責任の所在を明確にし、生徒指導の授業内容の整備と実践を行う。	(1)平成17年度に調査したカリキュラム・フレームワークに基づく授業科目の指導責任のデータを分析した結果、各講座が展開する授業科目で担うカリキュラム・フレームワークにばらつきがあることが判明した。このため、授業科目の内容の系統性、項目への割り当てについて見直しを依頼するとともに、知識と実践力に関する目標能力資質基準として7項目の確定とその具体的内容についての整備を行った。また、カリキュラム・フレームワークの項目と内容について、奈良県教育委員会との協議会で検討を行った。 (2)カリキュラム・フレームワークの名称をNue-Cuffet(Nara University of Education-Curriculum Framework For Expert Teacher)とし、この取組について概要を大学ホームページに掲載した。 (http://www.nara-edu.ac.jp/PRESIDENT/curriculum_f.html) (3)平成17年度に実施したカリキュラム・フレームワークに基づく生徒指導関連の授

		業科目の指導責任のデータを分析した。この結果、責任指導体制については概ね良好であり、さらに現場教員からの要望などを採り入れて改善を進めた。 (4)確定した項目と授業科目の系統化及びシラバスとの連携等のWEBシステム化を進めた。	
【6】 ・学級づくりをはじめとする生徒指導の基礎的知識 ・技能等を習得させる。	【6-1】 学級づくりに関する授業の充実を図る。	(1)学級づくりに関連する授業担当教員により授業内容が検討され、生徒指導の基礎的知識・技能等のより効果的な教授法の改善を行った。 (2)教員養成GP「鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成」において、生徒指導の基礎的知識・技能の習得を図った。この事業の主旨は、授業科目「教職実践」として平成19年度以降も継続することが決定された。	
【7】 ・子どもを学びの主体として捉える教育の理念に立った教育方法を開発する一環として、フレンドシップ事業の充実発展とそのカリキュラム化を図る等、学校体験活動を推進する。	【7-1】 フレンドシップ事業と学生ボランティアの成果を整備し、単位化を検討する。 【7-2】 学校体験活動のカリキュラム化について検討を行う。	(1)学生ボランティア等のカリキュラム化検討のために派遣ボランティアの状況についてアンケートを実施するとともに、中間指導としてボランティア学生に対する相談会を開催した（アンケート調査：7月、対象者108名。相談会：11月、参加者17名）。 (2)学生ボランティアの実態調査アンケートを実施した（12月、対象者106名）。 (3)学生ボランティア及びインターンシップ（資格取得のための受講を除く）のカリキュラム化について、学生の要望や他大学の状況等を調査結果をもとに、教育企画委員会を中心にカリキュラム化について検討した。 (4)近隣の教育委員会等に加え、JICAからコメンテーターを迎え、ボランティアシンポジウム（報告会）を開催した（2月、参加者44名）。	
【8】 ・生涯学習・芸術文化・文化財・環境・科学情報等に関する教育の諸課題についての理解と判断力を育成するため、履修モデルを検討し、カリキュラムの体系化を進める。	【8-1】 総合教育課程各コースの総括をし、文化財・書道芸術、環境教育、科学情報等に関する履修モデル並びにカリキュラムの評価を行う。	今年度は、二課程再編後、総合教育課程が現行カリキュラムに移行した初年度であり、「カリキュラムの評価」の一部を実施した。	
【9】 ・地域での教育機会や専門分野におけるフィールドを活用した授業を充実させる。	【9-1】 必要に応じて科目内容の変更、授業科目の拡充に向けての検討を行う。	教職課程の必修科目として位置付けられることとなる「教職実践演習（仮称）」の授業方法等についての検討を開始した。当該科目の実施にあたっては、常に学校現場や教育委員会との緊密な連携・協力に留意する必要があることから、教員養成GPでの連携協力校に引き続き協力を依頼し、次年度から、その試行を実施することとした。	
○卒業後の進路等に関する具体的方策 【10】 ・キャリア教育の充実を図り、学生の教職意識を高めることにより、教員就職率を60%以上に向上させる。	【10-1】 キャリア教育のための支援プログラムを実施する。加えて、キャリア教育支援GP申請プログラムを採否に関わらず実施することで、支援プログラムの更なる充実を図る。 【10-2】 教員就職率（平成16年度：66.9%）、とりわけ、現役合格率（平成16年度：32.4%）の向上を目指す。 【10-3】 低学年から教職意識の向上を図るとともに、教員インターンシップを	(1)支援プログラムの一環として、教養科目「キャリア・プランニングと意思決定」を開講し、受講後の学生アンケートでは、「有意義な内容であった。」との結果が出た。 (2)就業体験のためのインターンシップへの積極的な参加を指導した（派遣先：奈良県内企業、文部科学省、その他県外企業）。 (3)教員就職志願者を対象としたガイダンスを実施した。 ①対策講座（面接、小論文、二次試験等） 4月～8月 6回（参加者 延べ413名） ②模擬試験 5月 2回（受験者 延べ88名） ③模擬面接 5月、6月 2回（受験者 延べ149名） ④実技指導 小学校受験者対象の図工、水泳、ダンス、音楽等 5月～7月（参加者 延べ125名） ⑤直前対策講座 7月（参加者96名）	

	実施する。 【10-4】 各教育委員会との連携を強化する。 【10-5】 支援プログラムの充実改善を行う。	⑥模擬授業 8月 2回 (受験者 延べ27名) (4)支援プログラムの充実等により、現役合格者が平成17年度の32名から平成18年度は56名と大幅(1.75倍)に増えた。(現役合格率：平成18年度37.6%、教員就職率：平成18年度63.6%) (5)支援プログラムの充実改善を図るため、講師登録説明会、講師経験者による体験報告会、学内での講師登録及び照会を行った。 (6)進路に関するアンケート調査を実施し、報告書にまとめ指導教員へ配付した。 (7)1回生を対象に、基礎ゼミナールⅡの授業において教職に向けてのガイダンスを実施した(題目「教員就職に向けて」、10月、受講者190名)。 (8)奈良県・奈良市及び近隣府県へのスクールサポーター等を派遣した(5月から随時参加者数180名)。 (9)近隣府県及び受験が見込まれる県へ訪問し、採用数の推移・採用方針等の情報収集を行うとともに、過去の試験問題収集も行った(12県・市教育委員会訪問)。	
【11】 ・教員外の進路について、インターンシップの充実、就職先の開拓など就職率の向上を図る。	【11-1】 現行インターンシップの単位化、キャリア教育としてのインターンシップの検討を行う。 【11-2】 企業開拓・企業訪問を積極的に推進する。	(1)学生ボランティア(キャリア教育としての教員インターンシップ)及びインターンシップ(資格取得のための受講を除く)のカリキュラム化について、学生の要望や他大学の状況等を調査のうえ、各委員会・室と協議を行った。 (2)「進路に関するアンケート調査」を実施し、報告書にまとめ、指導教員へ配布した。各教員において、指導学生の進路把握と希望企業等への訪問を依頼した。(9月、企業訪問5社。) (3)企業就職志願者を対象とした各種ガイダンスを実施した(6月～11月、9回実施(職業適性検査含む))。就職内定者報告会、内定者と室員との懇談会を開催した。 (4)卒業予定者の進路状況調査を実施した(9月)。 (5)学内企業セミナーを開催した(4、5、2月、3社)。	
【12】 ・学士課程と大学院を有機的に関連させた教員養成を行う。	【12-1】 学士課程と大学院を有機的に関連させた教員養成について、教職大学院と関連させた具体的方策を提示する。 【12-2】 平成16年奈良教育大学大学院改組後の点検と評価を行う。	(1)教職大学院での到達目標(対応力、生徒指導力、高度な教科指導力)との関連性を踏まえて、学部のカリキュラムフレームワークが作成された。 (2)大学院改組後の点検・評価を専攻・専修ごとに実施し、報告書を作成した。この報告書をもとに、平成20年度以降の大学院での教育指導体制を検討した。	
○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【13】 ・在学生、卒業生及び卒業生の勤務先等を対象に、達成度及び満足度等に関する調査を通して、教育目標に照らした教育成果の検証を行う。	【13-1】 勤務先についての追加的調査を実施し、検討を行う。	卒業生の勤務先アンケートを実施し、「奈良教育大学の教育に関するアンケート結果報告書」にまとめた。	
	【13-2】 GPA、GPCの再検討を行う。	「中期計画【24】の『計画の進捗状況』参照」	
	【13-3】 卒業論文・制作の評価基準並びに指導体制の検討を行う。	FD委員会において「平成17年度卒業論文成績評価法に関するアンケート」の結果を検討した結果、卒業論文の評定については指導教員(主査)の判断による傾向にあることが判明し、教授会において報告を行った。また、指導体制については、教科の性格もあって、一律に枠付けることが難しいことが明らかとなり、改めて、系(文科系、理科系、芸術系)による枠組みでの検討をすることとした。	
【大学院】			

○大学院における教育の具体的方策 【14】 ・理論と実践の統合された、より高度な研究能力と教育実践力の獲得を図るために、研究科共通科目及び専攻共通科目を設置する。現職教員に対しては、高度な専門的力量の向上、得意分野における専門的知識・技能の深化及び教育実践力の向上を図るため、実践事例を取り上げた教育内容を充実させる。	【14-1】 研究科共通科目、専攻共通科目の見直しを継続し、改善策についての検討を行う。	前期開講の研究科共通科目、前・後期展開の専攻共通科目については、各授業コーディネータが今年度の課題と改善策等に関する報告書を作成し、これを基に改善策についての検討を行った。	
○修了後の進路等に関する具体的方策 【15】 ・高度の専門性とさまざまな教育課題に対応できる実践的指導力を有する教員等、教育指導者への就職率の向上に努める。	【15-1】 個に応じた就職支援を行うために、個別的就職指導システムを試行し、運用に向けて検討する。	個別的就職指導を行うため、「進路に関するアンケート調査」を実施し、結果を報告書としてまとめた。これを指導教員に配布し、学生への就職指導に活かすとともに、支援を依頼した。	
○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【16】 ・教育目標に照らした教育成果の検証を行うこととし、在学生、修了生及び修了生の勤務先等の関係者を対象に調査を行う。	【16-1】 在学生へのアンケート調査を実施する。 【16-2】 修了生並びに在学生へのアンケート調査結果を改善につなげる方策を検討する。 【16-3】 勤務先等の調査を引き続き行うとともに、必要に応じて追加的調査を実施し、検討する。	(1)平成 16 年度と同様の項目により、在学生に対してアンケート調査を実施した(1月)。集計後の結果の分析は平成19年度に実施する予定である。 (2)平成16年度修了者に対して行った調査の項目と内容を吟味し、更に教育成果の検証のために必要な項目の洗い出しと、アンケート実施の方策を検討した。	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	【学士課程】 ○アドミッション・ポリシー（A P）に関する基本方針 ・自ら学ぼうとする積極的な意欲、物事を多面的に捉えることのできる幅広い基礎学力を備えていることを基本とする。 ○教育課程に関する基本方針 ・教育理念や教育目標に即した、教育課程の見直しと改善を行う。 ○教育方法に関する基本方針 ・課題解決能力、コミュニケーション能力等を高めるとともに、自主的・主体的な学習を促す授業形態や学習方法を推進する。 ・小規模大学、少人数教育の利点を生かした授業方法の活用を図る。 ○成績評価等に関する基本方針 ・授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。 【大学院】 ○A Pに係る基本方針 ・学士課程教育で修得した専門的知識・技能を定着させるとともに、教育に関する問題意識と研究への意志及び自己向上意欲を備えていることを基本とする。 ・現職教員にあっては、教育実践に内在する課題意識とその解決への意欲を有することを基本とする。 ○教育課程に関する基本方針 ・高度専門職業人養成及び現職教員研修の視点を踏まえた教育内容の充実を図り、系統的カリキュラムを編成する。 ○教育方法に関する基本方針 ・教育に関する専門的知識・技能の定着とその応用、教材開発及び教育実践分析等に関する力量形成に寄与する、学習者参加型の授業形態、学習方法を推進する。 ○適切な成績評価等に関する基本方針 ・授業の目的を明示し、明確な評価基準にもとづく成績評価を実施する。 ○社会人、留学生の受け入れに関する基本方針【学士課程・大学院共通】 ・社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育、生涯学習の視点に立ち、社会人の受け入れを推進する。また、歴史文化揺籃の地としての奈良の魅力を広く留学生に伝え、留学生の受け入れを推進する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 【学士課程】 ○アドミッション・ポリシー（A P）に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【17】 ・本学の教育理念に即した	【17-1】 大学の新しいAP及び「求める学生	学士課程のA P及び「求める学生像」を新たに本学H P上に掲載した。	

明確なAP及び「求める学生像」を策定し、周知する。	像」をつくりあげる	http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/2005admission_policy.html	
【18】 ・募集方法、選抜方法を見直す。	【18-1】 地域連携枠を設定した入試を新たに実施する。	学校教育教員養成課程において、奈良県内高校卒業生を対象とした地域推薦枠(10名)を設定した入試を実施した。58名の志願者があり11名が合格し、入学した。	
	【18-2】 個別学力検査方式（分離分割方式等）を検討する。（平成19年度募集要項等で公表、志願者等に周知）	現行制度の検討を行った結果、現状において適正と判断し、個別学力検査方式（分離分割方式）を継続した。	
	【18-3】 一般選抜における個別学力検査項目等の見直しを行う。（平成19年度募集要項等で公表、志願者等に周知）	一般選抜における個別学力検査項目等の見直しを行った結果、コース別選抜を専修別選抜に変更し、また、一部の専修で「小論文」から「教科試験」に変更し実施した。	
	【18-4】 推薦入試等の特別選抜における個別学力検査項目等の見直しを行う。（平成19年度募集要項等で公表、志願者に周知）	検討を行った結果、現状において適正であり、特に変更しないこととした。	
○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19】 ・教養科目、共通科目と専門科目の位置付け、専門科目の履修方法などの問題点を踏まえ、現行2課程カリキュラムの成果と課題を整理し、課程・コース等のカリキュラムの改善と履修モデルを明確化する。	【19-1】 二課程制再編に係る履修モデルの評価を実施する。	平成18年度は、学校教育教員養成課程については、先導理数プロジェクト科目などが導入されて二年目であり、総合教育課程については、二課程再編後のカリキュラムが実施された初年度としては、授業アンケート結果より、概ね妥当であったと判断された。	
○授業形態、学習方法等に関する具体的方策 【20】 ・TT (Team Teaching) の推進等多様な授業形態を工夫する。	【20-1】 学校教育基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ、総合教育基礎論等、TT (Team Teaching) による授業についての成果と課題の整理を行う。	授業担当者からのアンケート調査をもとに、大人数での授業や、多数の教員によるオムニバス授業について、二課程再編により生じた学生数の増加に対応した授業を展開するための課題を整理した。	
【21】 ・参加体験型学習並びに学生の能動的活動を喚起する授業方法を活用する。	【21-1】 個々の授業及び共通科目の授業形態・方法の改善と評価を行う。学生参加型の対話的学習、フィールド学習、体験的学習等に関わっては、学生に応じた教育内容・方法の改善を検討する。	教員養成GP「鍵的場面での対応力を備えた教員の養成プログラム」を学部生と大学院生の対応力を育成するものとして、それぞれ「教職実践」(学部)「教職実践指導」(大学院) という名称で授業科目として教育課程上に位置付けた。	

【22】 ・近畿地区の4教育大学が共同して、教員養成のためのカリキュラム開発、eラーニングを活用した教育内容・方法の導入により単位互換を行う。	【22-1】 近畿地区4教育大学間でeラーニングによる共同授業の試行を継続し、普及に向けて実践を重ねる。	近畿地区4教育大学間でeラーニングによる共同授業の試行を継続して実施した。	
【23】 ・選択可能なユニット教材を整備するなど、情報教育を充実させる。	【23-1】 選択可能な自学自習用情報教育教材ユニットを充実させる。 【23-2】 e-Learningシステムを活用した授業実践を継続し、多様な学習ニーズへ対応を図る。 【23-3】 学習者の利用状況を分析し、共同利用PC等の設備の再配置を検討する。	(1) 既存のユニットのうち、情報発信系（具体的には、パワーポイントによるプレゼンテーション資料作成、HomePage作成）の内容を充実した。また、情報モラル系、情報メディア系のユニット群についても継続して開発を行っていくこととした。 (2) 本年度は20の授業において、e-Learning(WebCT WBLSS)を活用した。特に、資料配布や日程共有、課題提出や確認テスト、ディスカッションといった機能を利用した。 (3) テレビ会議システムを活用した遠隔地との交流授業は、四大学連携の一環として、日本語教育と教科教育法（情報）において、昨年度より継続して活用可能性を検証する実践として行われた。また、e-Learningを活用した授業実践ブレンデッド型が中心ではあるが、対面授業を伴わない形態のもの（教師のための情報倫理）も実施した。 (4) 学生アンケートの調査結果を受け、学術情報研究センター図書館閲覧室でノートパソコンを利用した自学自習を可能とするための有線LAN設置を検討した。	
○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【24】 ・学習到達度の把握に努めるとともに、成績評価基準のガイドラインの作成等、適切な成績評価を実施し、履修登録単位制度及びG P Aの改善充実を図る。	【24-1】 前年度より継続して、成績評価基準のガイドラインの作成及び授業についての評価基準を検討し提示する。 【24-2】 履修登録単位制度並びにGPAを併せて検討し、必要な改善を行う。 【24-3】 学習到達度を把握するための調査を実施する。	(1) 平成17年度に実施したG P A (Grade Point Average)、G P C (Grade Point Class Average)の調査結果に基づき、同一授業科目においても成績にばらつきがあるとの傾向を分析した。改善に向けては、絶対評価、相対評価、あるいはその併用により実施されている現状の評価方法の把握が必要との観点から、評価方法の実情を概括的に述べた説明を提示し、「成績評価基準に関する実態調査」を実施した。 (2) 平成19年度から教員用の成績通知表に各授業科目のG P Cを掲載することとした。 (3) G P A等の検討・改善の前提として、G P Cについての極端な授業科目の偏りの理由を明らかにするための調査を実施し、検討を始めた。 (4) カリキュラム・フレームワークにおいて授業科目に対応する目標資質能力基準の確定を進めた。	---
【大学院】 ○A Pに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【25】 ・本学研究科の教育理念に即した明確なA P及び「求める学生像」を策定し、周知する。	【25-1】 大学院の新しいAP及び「求める学生像」をつくりあげる。	大学院のA P及び「求める学生像」を新たに本学H P上に掲載した。 http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/NYUUSI/2005admission_policy.html	
【26】 ・遠隔教育の実施など、必要な改革を行うことにより、入学定員のうち25%以上の現職教員を受け入れる。	【26-1】 現職教員等の受け入れのための広報及び事前相談体制をより充実させるとともに、遠隔授業の試行を検討する。	説明会の実施及び、奈良県内校長会で学長による広報活動を実施した。また、学校現場への個別説明も行った。	

○教育課程を編成するための 具体的方策 【27】 ・大学院の教育目標に対応 させ、授業内容と授 業 科目名を検証し、必要な 改善を行う。	【27-1】 教育目標と授業内容・授業科目名 の対応度を考慮して、シラバスと授 業の整合性の点検と改善を行う	平成20年度に大学院が改組されるため、新たな専攻・専修の枠組みでの教育目 標と各授業科目の整合性の検討を開始した。	
【28】 ・授業展開及び時間割編成 の適切性について検討し、 改善する。	【28-1】 開講科目、時間割の改善を行う。	研究科共通科目、専攻共通科目について、開講科目の担当教員、分担方法及び 開講時期について検討を行った結果、昨年度と同様に実施した。	
【29】 ・学校臨床的問題、特別な 教育的支援、教科横断型 の授業、教育経営分野の 授業等、教育現場のニー ズに応える授業を充実さ せる。	【29-1】 教育現場のニーズに応える授業を 目指し、授業内容の一層の改善を図 る。	教育現場のニーズを共有化し、それらを踏まえた授業内容の改善を図るため、「校 長アンケート」（昨年度の学長裁量経費報告書）の結果（概要とポイント）を各授 業担当者に配布した。公刊されている資料をもとに「教育現場のニーズ」を集約 し、授業内容の改善につながるような資料を作成した。	
○授業形態、学習方法等に 関する具体的方策 【30】 ・学校教育フィールドを活 用した授業、教員と院生 が共同で問題解決を行う プロジェクト型授業等、 新しい授業方法を導入す る。	【30-1】 学校教育フィールドを活用した授 業を実施する。 【30-2】 教員養成GPに係る指導内容を評価 し、充実を図る。	(1)学校教育フィールドを活用した授業を開拓するため、「大学院生に対するアンケ ート」を実施し、その有効性と課題を明らかにした。 (2)教員養成GPプログラム「鍵的場面での『対応力』を備えた教員の養成」に係 る事後指導（発表会）及びシンポジウムを開催(3月)し、外部評価を得た。これ に参加した大学院生、学部生共に「対応力」に関した能力の向上が見られた。	
【31】 ・研究方法に関する指導を 重視するとともに、修 士論文指導及び審査の在 り方を改善する。	【31-1】 研究指導方法の工夫並びに研究指 導体制の改善を図る。	大学院改組準備委員会の提言や大学院生（在学・修了見込）の声をふまえなが ら、研究指導方法の工夫並びに研究指導体制の改善を図るための論点整理を行っ た。	
○適切な成績評価等の実施に 関する具体的方策 【32】 ・学習到達度の把握に努め るとともに、成績評価基 準のガイドラインの作成 等、適切な成績評価を実 施する。	【32-1】 成績評価基準のガイドライン作成 及び学習到達度の把握方法の検討の ために、基礎データの収集を行う。	授業におけるコースワークのあり方について、委員会等で意見を聴取し、特に 修士論文の作成過程については、「テーマ発表、中間発表、最終発表」の3段階を 原案として各講座へ照会することで、基礎データの収集を行った。	
○社会人、留学生の受け入れ に関する具体的方策【学士 課程・大学院共通】 【33】 ・社会人の生涯学習の機会 を拡大するため、科目等	【33-1】 オープンクラス等の社会人受け入 れ制度の更なる検討、広報体制の見	平成18年度のオープンクラス受講者のアンケート結果を分析し、募集に向けて の広報のあり方、対象としている科目数及び内容について検討を行った。受講生	

履修生制度を拡充し、公開授業を提供する。	直しを行う。	からは本制度は好評を得ており、積極的な申込みがあることから、今後は対象科目の拡充について更に検討することとした。なお、平成19年度の募集要項から、前期・後期の対象科目を一括して提示し、年間を通じた受け入れの拡大に向けた改善を行った。	
【34】 ・留学生受入の促進を図るため、渡日前入学許可制度を検討し、奈良で学ぶ留学生のための独自プログラムを展開する。	【34-1】 奈良で学ぶ留学生のために、地域交流を視点とした独自プログラムを運用する。 【34-2】 留学生への履修及び教育環境等に関するアンケートを実施し、改善を図る。	(1) 世界遺産や歴史的文化遺産の宝庫である「奈良」の地を生かした留学生教育プログラムの充実の一環として、昨年度に引き続き次のプログラムを実施した。 ①日本（奈良）の歴史、伝統芸能及び文化に接する機会を提供するため、能、文楽及び歌舞伎の鑑賞や文楽鑑賞を取り入れたプログラム（専門家による講義や解説を受け、伝統芸能を理解したうえで鑑賞し、体験する。）を実施した。 実施日と参加者数（文楽：6月・18名、能：6月・16名、11月・14名、歌舞伎：1月・23名）。 ②奈良国立博物館等と連携し、博物館で開催される日本の文化・歴史、特に「正倉院展」の特別企画「留学生の日（11月1日）」に留学生やチューターを参加させる等、留学生教育プログラム充実の一環として、奈良の歴史や日本の文化・風習に触れる機会を設けた。（20名参加） ③地域のNPOと連携して、国際理解教育、異文化教育の実践の場として、依頼のあった幼稚園や小・中学校へ留学生を派遣し、「総合的な学習」の時間を利用して園児や児童・生徒との交流を深めた。（11月・斑鳩小学校、2月・生駒市立小学校、2月北野小学校。10月から毎週・奈良女子大学附属中等教育学校、椿井小学校、大宮小学校、大阪教育大学附属池田小学校、他） ④地域交流及び国際交流を深めるため、留学生自身の企画による事業の一環として、大学祭を活用した事業を行った。 ・国際交流ミニフェスタ（留学生による民族衣装・歌、馬頭琴の演奏等）を実施し、地域住民の方に披露し大変好評であり文化面について相互理解が深まった（11月）。 ・模擬店においては、各国の留学生の郷土料理を提供し、地域住民の方を含め大好評であり、食による異文化交流ができた（11月）。 (2) 留学生に対するアンケートや留学生に関する各種懇談会を通じて修学の実態の把握に努めた。	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	【学士課程・大学院共通】 ○教職員の配置に関する基本方針 ・教育研究の理念・目標に沿った教育組織を編制する。 ○教育環境の整備に関する基本方針 ・良好な授業環境と自習環境の充実を図り、情報ネットワークを整備・活用する。 ○教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針 ・教育に関する点検・評価を実施し、当該評価結果のフィードバックを行い、教育の質の改善を図る。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【35】 ・教員の配置は、教育研究業績の適切な評価に基づき、弾力的な運用を行うとともに、必要に応じて教育組織編成の見直しを図る。さらに、カリキュラムを深化させる上で非常勤講師の有効活用を図る。	【35-1】 教育研究の評価の方法を策定し、その運用方法の検討を継続する。	平成17年度に実施した試行個人評価の結果に基づいて、点検評価委員会で評価項目・基準等の見直し、改訂作業を進め、平成18年度評価実施指針を策定した。これに基づき、大学教員個人評価を本格実施した（10月～3月）。なお、今回の個人評価からは、本実施であるため、研究業績及び社会貢献実績について根拠資料を求めることとなった。さらに、評価結果は全て学長が確認し、評価結果通知・報告書に学長所見を加え、各教員へ通知した（3月）。	
	【35-2】 カリキュラム・フレームワーク構築の観点より、あるべき教育組織編成を検討する。	カリキュラム・フレームワーク構築と同時に教職大学院設置構想の観点を含めながら、あるべき教育組織編制の検討を行った。	
	【35-3】 非常勤講師授業の内容等を調査し、非常勤講師枠の見直しを行う。	非常勤講師授業の内容等については、各教務担当教員を通して点検を依頼した。また、非常勤講師枠については、量的な把握を行うとともに、見直しのための論点整理を行った。	
○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 【36】 ・カリキュラムの改善に関する検討体制を強化する。	【36-1】 教育研究評議会においてカリキュラム・フレームワークを構築するとともに、カリキュラム改革の基本方針を策定する。	(1)カリキュラム・フレームワークを構築し、7つの項目を示した。1. 学校教育の課題把握 2. 教科・領域に関する基礎的知識と教育実践への具体化 3. 情報活用能力 4. 授業力 5. 児童・生徒理解と教育実践への具体化 6. 学校と地域社会との連携 7. 職能成長 (2)教育研究評議会において、カリキュラム・フレームワークの上記の7つの項目が承認された(1月)。	
【37】 ・特別支援教育特別専攻科	【37-1】 現職職員調査の分析並びに開設科	特別支援学校制度の創設に伴う教育職員免許法の一部改正を受け、カリキュラ	

(情緒障害・発達障害教育専攻)を活用し、現職教員指導を充実させる。専攻科全体のカリキュラム・教育体制の必要な見直しを行う。	目の検討を行う。 【37-2】 必要に応じたカリキュラムの見直しを行う。(障害児教育総合免許状への対応)	ムの見直しを行い、特別支援学校の教員免許に係る課程認定を受けた。	
○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用 ・整備の具体的方策 【38】 ・附属図書館による教育研究図書・資料等の系統的整備を行うとともに、資料のデータベース化の促進とWebによる検索利用機能の強化等、情報ネットワークを整備する。	【38-1】 シラバスに掲載された図書資料のほか、「教育研究図書資料の系統的整備の方針」に基づき図書資料の整備を図る。	図書資料収集方針に基づき、図書・雑誌について現状を検討し、以下のことを実施した。 (1)来年度シラバス掲載図書を年度内に備えるため、購入希望図書について全教員宛にメールで照会し、回答のあったものについて購入した。また、今年度オンラインシラバスに掲載されている図書で所蔵していないものについても調査し、購入した。 (2)今年度から使用する中学校教科書、指導書を購入した。中学校教科書については、教員・学生からの要望に応じて今回の改訂からは発行されたもの全てを購入した。指導書については、本学附属中学校、奈良市教育委員会採択の教科書に対応するものを購入した。 (3)学習指導書コーナーを設けて学習指導書、学習指導要領を一括して配架し、利用しやすいようにした。学習指導要領解説の1部補訂されたものを購入した。 (4)昨年実施された学生生活実態調査において、各分野の専門図書の充実、自然科学系新刊図書の充実への要望が出されたので、全教員へメールで推薦を依頼し、推薦図書を購入した。特に、従来、古い図書の多かった物理分野については担当教員に選定を依頼して更新した。	
	【38-2】 図書資料費の効率的な執行の観点から継続購入図書の見直しを図る。	昨年度購入した継続図書について図書の種類や継続状況によって分類し、購入額を調べて、「継続図書一覧リスト」を作成した。事務部で、リストでの利用状況から継続中止希望のものにチェックした上で、学術情報研究センター運営委員会へ提出し、図書資料費の効率的な執行のために全体的な見直しを行い、継続の可否について検討した結果、4点について継続中止を決定した。	
	【38-3】 「えほんのひろば」のPRに努め、絵本を活用した授業の場、学生のクラブ活動での利活用の場、子育て支援としての語らいの場及び現職教員(公立図書館司書を含む。)の再教育の場となるよう充実を図る。	「えほんのひろば」に関して30回を超える研修会、見学会等を奈良県を中心に近畿の範囲に呼びかけて開催した。延べ700人の参加者があった。	
	【38-4】 学内外の図書館利用者の便宜を図るため、図書を提供するシステムの構築について検討する。	(1)現職教員への図書貸出サービスシステムの構築について検討した。 (2)図書館の開放(休館日の開館)、資料の輸送方法及び経費の負担について検討した。	
	【38-5】 図書資料のデータベース化をさらに推進させる。	研究用図書を主として、約1,200冊の遡及入力を行った。	
	【38-6】 大学の知的生産物を収集・保存し、国内外に発信するためのインフラとしての「学術機関リポジトリ」の構築について検討する。	(1)国立情報学研究所の平成18年度次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業委託事業に応募し、採択された。 (2)奈良教育大学学術リポジトリ(repository)の早期導入と導入後の効果的な運用を目指すため、学長の下に「奈良教育大学学術リポジトリ構築運用チーム」を設	

		置した。 (3)学術リポジトリ広報用パンフレット「NEAR研究成果をもっと身近に」を作成し配付し学内周知を図り、12月1日に試験公開、3月1日に公式公開し、国立情報学研究所C S I 委託事業のリポジトリ一覧ページに、本学の学術リポジトリ（NEAR）が掲載された。	
	【38-7】 大学紀要等の研究成果のデータベース化をさらに推進し、本学学術情報を広く発信する。	大学紀要及び自然環境教育センター紀要は、N I I の学術雑誌公開支援事業により電子化されており、このP D F ファイルを元に、学術リポジトリへの登録を行っている。教育実践総合センター紀要に関しても、P D F 化されており、W e b での提供を行った。	
○F D 活動並びに教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【39】 ・F D 活動を通じて授業内容・形態・方法を改善するとともに、学生による評価に関する自己点検評価を定期的に行う。	【39-1】 シラバスを含む教育内容方法に関する自己評価を踏まえた改善策を検討する。	(1)平成17年度後期、平成18年度前期の授業評価アンケートを踏まえて、平成18年度後期の授業をどのように工夫・改善したのかについてアンケート調査を実施し、F D 委員会において分析を行った。 (2)学部における教育実践、授業展開、方法に関する授業担当教員の発表を各教員が自らの授業づくりに活かすという趣旨で、全学の7コース13名の教員の発表による「F D 授業交流会」を開催した。(2月、参加教員約70名) (3)本学監事である寺崎講師による「F D・大学教職の専門性・教育評価」のテーマからなるF D 講演会を実施した。	
	【39-2】 授業評価アンケートの分析を行い、次の改善策を確定し、改善を図る。	(1)F D 委員会において過去の授業評価アンケートの実施率と全体的傾向の分析を行い、未実施の傾向として授業の受講生数の少ない場合や複数教員が担当する場合などがあることが明らかになった。アンケートの実施ができない場合は、その理由書を提出するように求めたこと等により、実施率は従来の60%から75%に大幅に上昇した。 (2)授業評価アンケートにおける学生の自由記述や要望を各授業担当教員に調査時点で直接伝え、早期の授業改善・検討の材料とすることを目的として、従来のアンケートの自由記述部分を別紙で配付し、回収直後に各教員に配布する改善を行った。	
	【39-3】 学生による自己評価を検討する。	F D 委員会において、試行的に実施された学生に対する自己評価アンケート「あなたの今学期の学習を振り返って」の項目について検討を行った。	
【40】 ・担当授業数、受講学生数などの教育分担の見直し等により、教育の質の改善に努める。	【40-1】 教育分担調査を受け、教育の質の改善についての検討を行う。	教養科目、総合演習等全学共通科目への全教員の参加を得るため「共通科目等の担当教員に関する委員会申し合わせ」に関する再検討を行い、次年度以降の状況も視野に入れ全学的方針を制定するための検討作業に着手した。	
【41】 ・教養教育、基礎ゼミナールなどのように全学共通の課題について、研究テーマを定めて検討を行う。	【41-1】 授業研究の分析に基づき改善策を検討する。	「授業評価アンケートに基づく担当授業科目の工夫・改善について」の調査結果の分析に基づき、授業交流会の実施内容、方法についての検討を行った。学部における教育実践、授業展開、方法に関する授業担当教員の発表を各教員が自らの授業づくりに活かすという趣旨で、「F D 授業交流会」を実施(2月)し、全学の7コース13名の教員の発表と約70名の教員の参加を得、参加者アンケートからは、「大変参考になった、参考になった」の回答が79.5%を超えており、教育方法の改善に資する取り組みとなった。	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況
(1) 教育に関する目標
④ 学生への支援に関する目標

中期目標	【学士課程・大学院共通】 ○学生への支援に関する基本方針 ・充実した生活環境の整備、学生の立場に立ってサポートする学習支援システムの整備を行う。 ○就職指導に関する基本的方針 ・学生の多様な進路に対応する就職支援・就職指導を全学共通の重要課題と位置づけるとともに、教職員を含めた全学的な就職支援体制の充実を図る。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 【42】 ・学習を進める上での履修指導を適切に行う。	【42-1】 学年担当教員制度の改善を行う。	(1) 学年担当教員制度について、その役割、任務の明確化等を図るため、「学年担当教員と学生委員会委員との懇談会」を開催(1月)し、業務一覧の検討を行った。 (2) 学年担当教員について、従来のコース担当から専修別担当に移行したことから申し合わせの一部改正を行った。 (3) 学年担当教員の任務の一つに、新入生及び上回生合宿研修の計画・実施があり、学年担当教員からの要望を踏まえた支援内容の充実・改善を図った。	
	【42-2】 二課程再編に係る履修モデルを検証する。	「年度計画【19-1】の『計画の進捗状況』参照」	
【43】 ・オフィスアワーの活用等、学生が相談しやすい環境を整備する。	【43-1】 学生相談の利用方法の改善を図る。	(1) 各種ハラスメント相談、学生生活上の悩み、修学上の相談については「なんでも提言箱」(各2箇所)を設置して対応しているが、申出が匿名であることが多く、具体的なリアクションが起せない等の問題点があった。この方式を検討し改善策として、相談方法にメールを加え、相談に対する回答方法ではプライバシーに関するものを除きHPにおいて公開するようにした。 (2) カウンセリング件数が年間200件を超えている現状に対応するため、保健管理センターと連携して、カウンセラーの相談日を増やすことやカウンセリング室を充実させるための検討を行った。	
	【43-2】 平成17年度に実施した「学生生活実態調査(キャンパスQ)」を分析し、支援体制の見直しや学生サービスの改善を図る。	(1) 学生委員会を中心に各委員会・室において分析し、学生生活調査結果の報告書を作成した。 (2) 学生からの要望やニーズに応えるべく各委員会、室、課等で改善に向けた検討を行い改善策として、課外活動施設プロジェクト会議等に学生の意見を反映させるため、学生代表を委員として参加させた。 (3) 2年毎に実施する学生生活実態調査(キャンパスQ)の平成19年度実施に向けて質問項目の精査や回収率を高める等の検討を行った。	

	【４３－３】 オフィスアワーの活用と相談環境の整備等、相談体制の充実を図る。	(1)昨年度に引き続き、オフィスアワーのあり方や活用方法等検討を行いオフィスアワーの利用を啓蒙するため、HPやメール等を活用して学生及び教職員の意識の向上を図った。 (2)学年担当教員の任務とオフィスアワー制度との齟齬をなくすため、学生委員会WGで更に検討した。	
【４４】 ・メンタルヘルス、セクシュアルハラスメント等学生の人権に配慮した取り組みを促進する。	【４４－１】 現行規則・指針をセクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメントを視野に入れた規則・指針へと改正を行うとともに、リーフレットの内容の見直し及び研修会の実施、内容の充実、参加者の増大を図る。 【４４－２】 また、ハラスメント等、実態調査の分析を行い、カウンセリング体制の充実や学生の意見を聴取する方策を講じるなど、人権に配慮した対応策をさらに検討する。	(1)セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、広くハラスメント防止に努めるために、規則・指針の改正を行った(4月施行)。 (2)リーフレット「ハラスメントのないキャンパスづくりをめざして」の更新し、全教職員・学生に配付した。 (3)新入生オリエンテーションにおいて「人権教育・ハラスメント防止について」の講義を行った(4月)。 (4)2006年度奈良県大学人権教育研究協議会の講演会に参加した。(5・10・12・3月) (5)全学向けのハラスメントに関する研究会を、教育指導研究会(学生委員会)と連携を図り実施した(12月)。 (6)学内啓発のための人権に関する小冊子「輝(かがやき)」について、更新した。 (7)平成17年度学生生活実態調査の結果を踏まえて、ハラスメント関係部分の分析を行い、人権・ハラスメント防止委員会委員と相談員の研修会を開催し、現行制度の問題点等について、意見交換を行った(7月)。また、第2回目の研修会を開催した(12月)。	
【４５】 ・学生による企画やプロジェクトの計画並びに実施を通じ、企画力・実践力・組織力と社会性を育成する。	【４５－１】 地域市民との連携による大学懇談会への発展を検討する。	平成17年度から試行的に地域住民を含めた「全学懇談会」を実施し、平成18年度には学生・教職員に加え、地域住民、後援会員、同窓会及び報道関係者に周知し、「全学懇談会」(11月)、「国際学生宿舍懇談会」(1月)を実施した。	
	【４５－２】 地域と連携した学生の企画によるプロジェクトを継続実施し、発展させる。	(1)昨年度に引き続き、学生の企画力、実践力、組織力と社会性を育成するために、学生の支援を行っている《承認9件(経費支援あり)、認定4件(経費支援なし)》。 (2)本事業の採用選考にあたり、プレゼンテーションに学生代表を審査員として参画させる等改善を図った。 (3)「学生企画活動支援事業」が終了する2月に報告会を開催し、事業実施状況と成果について報告するとともに報告書を作成した。特に地域と連携した事業は10件に上り、大学祭関連事業(承認事業3件)とその他地域連携関連事業(計7件、承認事業5件、認定事業2件)を行っており、地域住民、近隣の小学校及び中学校の児童・生徒との交流を深めている。また、本事業をPRするため、保護者や近隣住民への情報提供を積極的に行った。	
○課外活動に関する具体的方策 【４６】 ・課外活動施設の点検や支援体制の整備により、課外教育の充実に努める。	【４６－１】 顧問教員懇談会を継続して運営する 【４６－２】 体育会リーダー스キャンプの在り方を検討する。 【４６－３】 文化会主催行事を支援する。 文化会リーダー스キャンプの在り	(1)今回で3回目の開催となる顧問教員と学生委員会との懇談会を見直し、今年度から部員を加えた3者による懇談会を実施し、課外活動の活性化、充実等を図るため意見交換を行った(11月：教員12名、クラブ31団体参加) (2)部員及び顧問教員と学生委員会委員との懇談会においてリーダー스キャンプのあり方及び課外教育活動の活性化等について意見交換を行い(11月：教員12名、クラブ31団体参加)、従来より別々に実施している「体育会リーダー스キャンプ」と「文化会リーダースミーティング」を統合し、合同のリーダースミーティングとし学生自身による課外活動の活性化について議論させた。 (3)文化会が設立されて3年目で、体育会に比べ活動が活発でないため、文化会の主	

	方を検討する。 【４６－４】 地域団体、他大学との連携について検討を行う。	催行事について特別支援を実施した。 (4) 奈良県大学連合加盟大学との交流を深め、「奈良県大学学生指導協議会」（6月）において、課外活動に関する規定及び費用援助について各大学の取り組み等の意見交換を行い、「奈良県大学学生指導協議会」（12月）では、大学祭、課外活動の活性化及びAEDの設置及び研修状況について意見交換を行った。	
	【４６－５】 サークルボックスの点検と計画的な整備の在り方を検討する。	定期的にサークルボックスの点検・整備を実施した(4月、8月、12月)。また、計画的な整備に向けて「課外教育活動共用施設の整備に関するプロジェクト」を設置し、全学的な検討を実施し、学生のニーズの把握や、計画的な整備を行うことが確認された(11月：教員12名、クラブ31団体参加)。	
【４７】 ・奈良県及び奈良市教育委員会等との協定により、学生ボランティア活動を支援する。	【４７－１】 学生ボランティア活動支援の評価及び総括を行い、安定的な学生ボランティア派遣の方策を検討するとともに、カリキュラム化の検討を行う。 【４７－２】 キャリア教育としてのボランティアの在り方を検討する。	(1) 本格的なボランティア支援が3年目を迎え、多様な学校支援ボランティア派遣の要請に応えるため、各教育委員会及び高等学校との連携を強化した。 ① 奈良県・奈良市・大和郡山市・京都府・京都市教育委員会との連携に加え、今年度から柏原市、茨木市、八尾市、千早赤坂村等の教育委員会とも協定を締結した。さらに、大阪府教育委員会については、前年度に大阪府のボランティア制度が終了したことに伴い、今年度は協議中の東大阪市をはじめ大阪府下の市町村単位での協議のほか、高等学校とは直接協定を結ぶなど、学生のニーズに応えるため積極的に協議を行った。 ② 学生ボランティア活動を通じて、学生の教育専門職等への意識及び素養を高めるための組織的支援の充実を図るため、特別支援担当教員と連携して今年度からボランティア学生に対する相談会を実施した（11月）。 ③ 平成17年度に引き続き、「ボランティアシンポジウム(報告会)」を開催し、活動の評価と総括を行った。 (2) 特別支援が必要な児童・生徒に対するボランティアの関わり方について、特別支援教育担当教員が指導を行うこととした。 (3) 学校支援のボランティア活動について、キャリア教育と教員インターシップ、NPO等を含めたカリキュラム化を議論した。	
○経済的支援に関する具体的方策等 【４８】 ・大学同窓会、大学後援会との連携等により、奨学金あるいは貸付金の設置等、本学独自の経済的支援体制の整備に努める。	【４８－１】 3つの事業（後援会奨学金事業、同窓会貸付事業、大学の支援事業）の統合を視野に入れた連携について検討を開始する。 【４８－２】 支援制度の検討を行い、学内合意を図る。	(1) 3つの事業を連携・統合した組織として校友会(仮称)構想、支援体制のあり方を検討した。 (2) 「後援会役員と学生委員会委員との懇談会」を実施し、種々の課題について意見交換を行った(1月)。 (3) 今年度の新規事業として入学式後のオリエンテーションを見直し、「もう一つの入学式」と題して「保護者ガイダンス」を実施し、本学における各種の情報を保護者に提供した。 (4) 「同窓会役員と学生委員会委員との懇談会」について懇談を行い、大学の支援体制等について意見交換を行った(3月)。 (5) 平成19年度に社会人の学び直し等「再チャレンジ支援」の予算措置を見込んで、授業料免除基準等の見直しを行った。	
○その他の具体的方策など 【４９】 ・生活相談及びカウンセリングに関する体制を充実させる。	【４９－１】 保健管理センターにおける相談員やカウンセラーによる相談体制の充実を図る。 【４９－２】 事件・事故及び学生に関するトラブルに加え、不登校傾向の学生支援	(1) 学生相談員について、カウンセリング延べ件数が200件を超えている現状を改善するため、保健管理センターと連携してカウンセリング室を充実させ、平成19年度からカウンセラーの相談日を増やすこととした。 (2) 今年度、学生委員会内に「不登校学生対策支援委員会」を設置し、学年担当教員及び指導教員と連携した不登校傾向の学生の把握と成績不良者の実態調査を行い、カウンセリングが必要な学生については保健管理センターと連携して対応した。	

	策及び相談体制を整備する。 【49-3】 相談利用状況を調査し、分析を行う。	(3) 事件・事故対応マニュアルの見直しを行い、緊急対応時におけるレベル別対応基準(レベル1～6)を追加設定した。 (4) カウンセリングが必要な休学中の学生に対し、復帰に向けたトレーニングの支援として、学生委員会、教務委員会、保健管理センター、学生支援課、教務課、授業担当教員、学年担当教員、保護者及びクラスメートが連携して「特別支援体制」による支援を実施した。 (5) 過去7年間の来談者数やカウンセリング数に基づき、分析を行っている。カウンセリングに関しては、平成10年度と、平成17年度で比較するとカウンセリング延べ件数は倍増しており、その内容も多様化している。来談は、毎年増加しており、精神的なものから健康面や進路に関するものまで多岐にわたっており、相談体制の充実を図ることとした。	
【50】 ・学生、教職員及び地域住民とのオープンな交流・対話の場を設定する。	【50-1】 地域との連携による大学懇談会を実施する。 【50-2】 合宿研修の実態調査を実施する。 【50-3】 学長との懇談会を実施する。	(1) 平成17年度から試行的に地域住民を含めた「全学懇談会」を実施し、平成18年度には「大学懇談会」を視野に入れて、学生・教職員に加え、地域住民、後援会員、同窓会員及び報道関係者等参加による「全学懇談会」を実施した(11月)。 (2) 新入生及び上回生合宿研修のあり方を検討するため、学年担当教員等との懇談会を開催するなどして実施方法・内容と費用対効果、学生からの要望等を聴取した。 (3) 本学では初めての企画として、学長と学生が直接対話する「プレジデント・コーヒー・ブレイク・アワー」を開催した(9月)。第2回は、地域推薦入学者を対象に開催した(11月)。 (4) 学生表彰式後に、学長と当該学生、保護者、顧問教員、指導教員、学生委員会委員との懇談会を実施した(2月)。	
【51】 ・全学的な学生生活実態調査を定期的に実施する。	【51-1】 学生生活実態調査の結果をもとに、問題の所在に対して迅速に改善策を講じる。	(1) 学生生活実態調査の結果が各委員会、各室、各課において検討され、問題や課題があれば早急に改善策を講じるように各委員会、各室および各課に依頼した。 (2) 学生委員会では、次回アンケートの設問等見直し・改善を図るために、学生委員会WGで検討を行った。	
○就職支援等に関する具体的方策 【52】 ・就職支援室を中心に、就職ガイダンス等の支援プログラムの改善、就職情報相談活動の拡充など、キャリア教育を含む就職支援・就職指導バックアップ体制の整備を図る。さらに、既卒者に対する卒後支援体制の整備を図る。	【52-1】 引き続き、教員採用試験や、公務員採用試験対策講座を実施する。 【52-2】 既卒者への就職支援体制を充実させる。 【52-3】 卒後支援体制については、HP、就職支援室ニュース等の媒体を活用して学生・教員・保護者への周知を図る。	(1) 教員採用試験対策講座を実施した。(26回) (2) 教員採用試験合格者や企業内定者と室員との懇談会を開催し、就職率向上のための方策を検討した(12月)。 (3) 公務員・国立大学法人採用試験受験説明会を開催した(2月)。 (4) 既卒者へHPによる各種情報提供を行った。 (5) 現況調査を実施し、進路状況の把握を行い、未定者への支援を実施した。 (6) HPを更新するとともに、就職支援室ニュースを発行した。(第3号2006.12発行、第4号2007.3発行)	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	○目指すべき研究課題と研究の水準に関する基本方針 ・学問的動向、社会的要請に応える学校教育と生涯学習に関する研究を進める。 ・学校教育における日々の教育実践上の課題に対応できる研究を進める。 ・地域の自然、歴史、文化、産業の特色を反映した個性ある研究を進める。 ○研究成果の社会への還元等に関する基本方針 ・研究成果を地域の学校教育及び生涯教育の実践の充実と発展に資することを目指す。 ・地域の教育、文化、産業などの政策形成に活きる研究成果の社会への還元を意図する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○目指すべき研究の方向性と大学として重点的に取り組む研究領域 【５３】 ・学問的な基礎に立脚し、時代の進展及び社会の変化に対応した研究を進め、特に以下の研究に対する質の高い研究に取り組む。教育理論、教育実践・教育臨床に関する研究、生涯学習・リカレント教育に関する研究、地域の自然、歴史、文化、産業に関する研究。	【５３－１】 教育現場において、教育改善・授業改善を実施し、さらに平成１９年度以降の計画を検討するために中間的点検を行う。	(1)教育現場における教育改善・授業改善として、奈良育英学園との「授業改善プロジェクト」、奈良市立小学校との「鍵的場面に対応する力の養成」、3市町村における「先導理数プログラム」事業、平城高校(教育コース)との「教育実践研究及び小学校教員養成」、一条高校に関する「融合理数事業」、青翔高校との「教育特区推進」など、新規の事業を含めて実施し、それぞれの事業で点検を行った。（各事業については【５４－１】を参照） (2)平成19年度特別教育研究経費【再チャレンジ支援経費】に応募したプログラム「社会人（現職教師・主婦等を含む）学生のキャリアアップ支援プログラム」が採択されたことにより、リカレント教育に関する次年度以降の実践的研究の体制を整えた。 (3)学術情報研究センターの研究開発部門が学内公募によって、平成17年度に具体化した「教育キュレーター養成法」に関する実践的研究を地域の歴史と文化に立脚した取組として発展させた。	
	【５３－２】 新たに導入するシステムを活用して教員データベースを構築し、より正確且つ客観的に研究内容と水準を把握して、研究アビリティ向上の具体化を図る。	教員データベースを新たに構築して運用を開始したことで、教員の研究を客観的に把握する体制が整った。さらに、国立情報学研究所の「機関リポジトリ構築・運用事業」に応募して採択され、NEAR(奈良教育大学学術リポジトリ)の運用を開始したことにより、各研究の特色だけでなく、その内容と水準を詳細に把握することが可能になった。また、研究内容の分類に基づいて研究アビリティ向上の方策の検討を行った。	
○研究成果の社会への還元等に関する具体的方策 【５４】	【５４－１】		

・上記の研究の成果を組織的、計画的に教育現場と社会に還元する。還元にあたっては附属学校や公私立学校及び地域の研究団体との連携を図る。	個人或いは研究グループとして既に社会に還元された内容の調査を通じて、研究成果の一層効果的な社会への還元を図る。	(1)研究成果の教育現場への還元及び協同として、以下の事業を行った。 ①奈良育英学園と授業改善のための委員会を開催するとともに、委員会での検討内容を踏まえて全体公開授業を実施した。 ②昨年度の奈良市立の3小学校に引き続き、教員養成G P「鍵的場面」に関する協定を奈良市教育委員会、奈良市立の2小学校と締結（9月）し、教育実践で想定される「鍵的場面」に対する「対応力」を学部学生と大学院生に育成するプログラムを開発し、実践した。 ③「先導理数プログラム」事業に関する協定を県下3市村教育委員会と締結（6月）し、理科・数学の高度な専門性と優れた教育実践の力量を持つSuper Science Teacherの養成を図った。 ④全国初の試みとして平成18年度から教育コースを設置した県立平城高等学校と教育実践研究及び小学校教員養成に関する協定を締結した（1月）。高校での出前授業、大学での講義受講、高校生と大学生との交流、教職員の交流、教育実習協力校との連携・協力等とし、新たな展開を図った。 ⑤奈良県立北大和・奈良北高等学校及び奈良市立一条高等学校と「優れた教育実践力と高い専門性を兼ね備えた理数科高校教員を養成するための融合理数事業に関する協定」を締結した（2月）。高校教員とともに高校理数科教育の展開に有機的に融合した教育システムを構築し、優れた教育実践力と高い専門性を兼ね備えた理数科高校教員の養成を図った。 ⑥県立青翔高校との「実践的共同研究と県理数科教育の充実、科学者、技術者の育成のための教育特区推進に関する覚書」を更新した（3月）。 ⑦社会への還元の一環として、11月30日～12月1日「産学官連携ビジネスショウ in 近畿」に参加し、本学で開発された介護予防に有効な高齢者用脚トレーニング器を公開した。 (2)過去5年間の社会に還元された研究内容を調査した結果、専門性を活かした社会への還元として、文化財修復保存、音楽療法の実践(研修・講習・講演会等)、里山林における有用菌根菌の増殖技術の開発、疲労軽減サポート開発とその診断法の確立など、数多くあることが分かった。また、社会に還元された研究内容を整理して、効果的な還元の方策の検討を行った。	
○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【55】 ・教育現場や社会での実践と応用により、研究の水準・成果を検証する。検証は自己による評価とともに、社会的効果・意義を外部評価を含めて実施する。	【55－1】 附属学校、公立学校、県立教育研究所を主とした実践と応用の事例の調査に基づいて、求められる研究水準を更に進める。 【55－2】 自己点検評価の本格的な実施を行う。	附属学校園における実践事例を収集した。（幼稚園：「幼児の生活をみつめる－親子で育つ幼稚園を目指して－」「うたのほん」。小学校：「教育研究紀要 みんなの胸に」中学校：「世界遺産教育のためのパイロットプロジェクト」「日米共同理科教育ネットワークプログラム」）また、12月に公立学校、県立教育研究所における実践事例を収集し、1～2月に分析を行い、「求められる研究水準」についての検討を行った。 大学機関別認証評価について、大学評価・学位授与機構で受審することを決定した（6月）。これを受けて、点検評価委員会において同機構の基準に則した自己評価報告書を作成した(2月)。この自己評価報告書の作成作業の途上で、今後改善を図る必要性が高い事項をあらかじめ抽出することができた。また、自己評価書に基づき、学外の外部評価委員5名による外部評価を実施した(3月)。	

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(2) 研究に関する目標

② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	○研究者等の配置に関する基本方針 ・研究組織の硬直化を避け活性化を図るため、教員の弾力的な配置を図る。 ○研究資金の配分システムに関する基本方針 ・外部資金の獲得を推進するとともに、学内の研究資金の配分に評価結果を反映するシステムを整備する。 ○研究環境の整備に関する基本方針 ・研究の活力を維持発展させるために、研究環境並びに研究体制を整備する。 ・研究に係る情報ネットワークを整備する。 ○研究の質の向上システム等に関する基本方針 ・研究活動の評価体制を確立して研究組織・体制の弾力化を図る。 ・全学的並びに個々の教員の研究の質の向上及び改善のための施策や取り組みについて、その達成度を適切に評価し、フィードバックするシステムを構築する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○適切な研究者等の配置に係る具体的方策 【５６】 ・研究プロジェクトに対応して、弾力的な研究グループを組織する。	【５６－１】 「教育改善・授業改善プロジェクトを教育現場と共同して取組み、成果を理論化する研究」、「学内と地域で眠っている特色ある資料を資料学的手法を用いて、教育資料・教材として活かす大学教育改善の研究」を中期計画に掲げた３つの研究課題の中に位置付けて、教科・講座横断的なプロジェクト研究として実施する。	(1)研究プロジェクトに対応する研究グループを組織化した。 奈良育英学園との授業改善プロジェクト、奈良市立小学校との鍵的場面に対応する力の養成、3市町村における「先導理数プログラム」事業、平城高校(教育コース)との教育実践研究及び小学校教員養成、一条高校との融合理数事業、青翔高校との教育特区推進の事業それぞれに対応した研究グループを組織して事業の推進に当たった。 (2)学術情報研究センターの研究開発部門が学内公募に応募した教員と職員を同部門の「兼務研究部員」として採用して協同研究を推進した。その一環として、社会科教育担当教員と文化財コース担当教員が協同して社会科教育講座が保管している考古遺跡出土資料を点検し、文化財コース授業に活用するため、教育資料館で展示公開した（10月、11月）。	
○研究資金の配分システムに関する具体的方策 【５７】 ・研究支援体制を強化し、科学研究費補助金の申請件数を５割増とするとともに、各種研究支援経費の申請を促進する。	【５７－１】 これまでの支援体制の評価と問題点の整理を行う。 【５７－２】 各種研究支援経費の申請をより促進するためのこれまでの情報提供の問題点を再検討し、より効率的な(適切な)その方法について提案する。さらに、産官学連携による外部資金獲得の方法について検討をする。加えて、科学研究費の申請件数は目標を達成したが、引き続き、継続でき	(1)文部科学省主催による「学校教育改革プログラム合同フォーラム」（11月12日～13日）、「産学官連携ビジネスショウin近畿」（11月30日～12月1日）などの産官学の催しに参加し、外部資金獲得のための大学説明を行った。 (2)科学研究費補助金申請を促進し、採択率の向上を目指して、申請予定教員を対象としたヘルプデスク、アドバイザーシステムを設けた。新規申請件数は53件となり、ほぼ目標を達成した。 (3)外部資金受け入れ状況を調査し、今後の受け入れ額を増加するための方策を検討した。 (4)各種研究奨学金・共同研究事業など外部資金に関する情報を全教員に情報提供した。	

	るようにその申請の促進を図る。 【57-3】 各種の研究資金に関する情報の効果的な提供を行う。		
【58】 ・基盤的経費の確保を図るとともに、研究支援経費及びプロジェクト研究支援経費の配分等については、教員及び組織の評価結果を反映させるシステムを導入する。	【58-1】 評価結果を踏まえた配分システムを試行する。	平成17年度の試行を踏まえて、平成18年度は大学教員個人評価を実施した。評価は、研究、教育、社会貢献及び管理運営の4領域を対象とした。個人評価結果に基づく追加予算要求のシステムの検討を開始した。	
○研究環境の整備と設備等の活用・整備に関する具体的方策 【59】 ・研究棟の点検を行い、研究室、実験室等を整備するとともに、共同利用計画を策定し、施設・設備の共同利用を促進する。	【59-1】 研究棟（新館3号棟、講義4号棟、音楽棟、文美棟、文科棟）、情報処理棟、教育実践総合センター、体育館、学生会館、学生食堂の点検を実施し、改善点を明らかにする。	研究棟（新館3号棟、講義4号棟、音楽棟、文美棟、文科棟）、学術情報研究センター情報館、教育実践総合センター、体育館、学生会館、学生食堂の点検を実施し、建築、電気、機械の集計シート、評価グラフ、改善点をまとめた。	
【60】 ・情報ネットワークの広帯域化に伴い、研究に関わる情報の受発信を推進する。	【60-1】 研究成果及び学内学術情報の継続的収集でのデータベースと研究成果発信のシステムを整備する。	国立情報学研究所（NII）が公募した次世代学術コンテンツ基盤共同構築事業委託事業に採択され、全学的事業として学術リポジトリ構築運用チームを設置し、ハード・ソフトウェアを整備して公式運用を開始した。大学紀要をはじめとする刊行物の他、教育実践報告・学術誌などのリポジトリの登録を順次行った。	
【61】 ・全学的なポータルサイトを構築し、その中で学術情報の公開を促進する。	【61-1】 教員の研究成果の公開を試みる。さらに、その方法や内容についての問題点について、調査・検討する。加えて、本学HPのトップページにて「特色ある教育・研究」を公表しているが、その内容について再検討を行う。	(1)学術リポジトリの公式運用開始によって、研究成果を公開する体制が整った。 (2)「特色ある教育・研究」の公開について、内容と公開の方法についての検討を行った。 (3)本学HPの「特色ある教育・研究」のページについては、本学が採択されたGPを掲載するなど充実を図った。 (4)教員データベースシステムを構築したことにより、本学教員の最新の研究状況を把握する事が可能となった。	
○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【62】 ・研究活動に関する評価を実施し、評価を踏まえて研究資金の充実等、研究環境を整備することにより、その活動の改善の取組を支援する。	【62-1】 教員データベースシステムの導入と、このシステムを利用した評価を実施する。 【62-2】 評価を踏まえた研究活動改善の方法を検討する。 【62-3】 評価の結果に基づき、研究資金や設備等の研究環境での重点的・効果的な整備・充実の方策を検討する。	(1)教員個人評価の根拠資料として必要となる項目を整理し、教員データベースシステムを構築した(3月導入)。平成19年5月の外部公開に向け、新たに発足した教員データベース委員会で引き続き整備を進めている。 (2)全教員から提出された研究業績のデータを集積し、このデータを根拠資料とした教員個人評価を実施した。 (3)研究活動改善(質の向上)について、研究環境、資金、文献情報、研究時間等での方策を検討した。	
○学内共同研究等に関する具体的方策			

【63】 ・地域との共同研究の視点から、教育実践及び教育臨床に関わる研究を行うセンターを中核として共同研究を、年間プロジェクト計画のもとに推進する。	【63-1】 データベースにおける個々の教員の地域との共同研究の実績に基づき、大学全体としての一層の共同研究を進める方策を検討する。	(1) 過去5年間の社会に還元された研究内容を調査した結果、専門性を活かした地域との共同研究として、「薫、茶葉の特性を活かした有効利用に関する共同研究」、「音響信号処理を用いた紙幣の疲労識別に関する共同研究」、「疲労軽減サポート開発とその診断法の確立に関する共同研究」など、数多くあることが分かった。 (2) 共同研究内容を精査し、大学として組織化することの検討を行った。	
---	---	---	--

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○教育における地域社会との連携・協力に関する基本方針 ・教育研究の成果を広く地域社会に発信するとともに、地域社会の学習及び教育に関する要請に応える。 ・産官学連携の下での共同研究・学際的研究を進めるとともに、産官学連携のための支援システムを整備する。 ・留学生の交流、その他諸外国等との教育研究上の交流を促進する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 【64】 ・社会との連携に関する活動を組織的に把握し、支援するための体制を整備し、奈良県及び奈良市等との連携により、生涯学習、人材育成、文化、国際交流等に関する共同事業や支援事業を実施し、地域の活性化に資する。	【64-1】 奈良県・奈良市及び本学で構成する連絡協議会を継続し、年度の事業計画を立案し、具体的な事業を実施する。このために必要な人的及び資金的な支援体制の整備を行う。	(1) “奈良一ひと・地域一かがやきプロジェクト” 連絡協議会を開催（8月）し、本年度の地域貢献事業計画（生涯学習、医療・保健・福祉、学校支援、文化、産学官連携、情報発信・住民サービス、地域課題）について、事業項目毎に実施することとなった。 (2) 「なら生涯学習・社会教育実践分析セミナー」のオリエンテーション（12月）、「なら生涯学習・社会教育実践分析セミナー」（2月、2回）を実施し、セミナー実施後、報告書を作成した。	
【65】 ・地域連携強化の視点から、教育相談、現職教員への指導等、教育実践及び教育臨床に関わる研究を行うセンターの強化を図る。	【65-1】 教育実践総合センターの現状調査を基に、教育相談、学校支援等の質の充実を図る。	(1) 教育実践総合センターの活動の一環として、教育相談、学校支援に関わる活発な活動を展開した。主な内容は次のとおりである。 ①教育実践総合センターと附属中学校が連携したピアサポート事業 ②不登校などに関する公開講座の開催 ③教職員のための公開講座の開催 ④教育問題セミナーの開催 (2) 「活動報告書」（2月）及び「センター紀要」（3月）を発行した。	
○現職教員研修等、地域の教育支援の推進に関する具体的方策 【66】 ・奈良県及び市町村教育委員会との連携により、大学教員や学生による学校への支援、学校管理者や現職教員の研修、高大連携の推進、各種教育相談事業の充実、共同研究・	【66-1】 高校生の大学授業の聴講、単位化について検討を行う。 【66-2】 チューター学生の派遣の拡大を図り、実施する。 【66-3】 大学施設利用の供与を実施する。	(1) 全国初の試みとして平成18年度から教育コースを設置した県立平城高等学校と「教育実践研究及び小学校教員養成に関する協定」を締結した（1月）。高校での出前授業、大学での講義受講、高校生と大学生との交流、教職員の交流、教育実習協力校との連携・協力等、新たな展開を図った。 (2) 奈良県立北大和・奈良北高等学校及び奈良市立一条高等学校と「優れた教育実践力と高い専門性を兼ね備えた理数科高校教員を養成するための融合理数事業に関する協定」を締結した（2月）。今後は高校教員とともに、高校理数科教育の展	

開発を実施する。	【66-4】 教員派遣、地域連携事業の組織化を行う。 【66-5】 教員養成G P及び教育実習協力校の拡大と学校支援を行う。	開に有機的に融合した教育システムを構築し、優れた教育実践力と高い専門性を兼ね備えた理数科高校教員の養成を図っていく。 (3) 県立青翔高校との「実践的共同研究と県理数科教育の充実、科学者、技術者の育成のための教育特区推進に関する覚書」を更新した(3月)。 (4) 地域連携等を通して派遣先の探索と拡大を図った。 (5) これまでの使用実績の把握を行うと共に施設開放の広報のあり方について検討を行い、学外者に周知した。 (6) 大学施設開放の方針策定のため利用状況について調査を行い、「国立大学法人奈良教育大学施設開放基本方針及び基準」を策定した。 (7) 教員派遣・地域連携事業のための組織化の検討を行い、教育担当及び地域連携担当副学長を主体とする組織を立ち上げると共に、地域連携室が総括窓口となり学校支援等を円滑に進めていくこととなった。 (8) 奈良育英学園と授業改善のための委員会を開催するとともに、委員会での検討内容を踏まえて全体公開授業を実施した。 (9) 大学生派遣を伴う連携協力に関する協定を大阪府下4市村教育委員会と締結(4月～6月)し、小中学校への学生ボランティア派遣と相互の教育支援・充実を図った。昨年度の奈良市立の3小学校に引き続き、教員養成G P「鍵的場面」に関する協定を奈良市教育委員会、奈良市立の2小学校と締結(9月)し、教育実践で想定される「鍵的場面」に対する「対応力」を学部学生と大学院生に育成するプログラムを開発し、実践した。 (10) 「先導理数プログラム」事業に関する協定を県下3市村教育委員会と締結し、理科・数学の高度な専門性と優れた教育実践の力量を持つ Super Science Teacherの養成を図った。	
	【66-6】 各種教育相談事業や共同研究・開発を進めるための方策をさらに検討する。	(1) 教育委員会との連携で講演・事例研究・教材共同開発を行うなかで、教育相談事業の推進を検討した。 (2) 各種教育相談事業については、教育実践総合センターが実施している相談活動(平成18年度120件)を中心として、修学前後の「療育教室」、保護者相談、ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニング、学習障害や不登校の子どもへの個別指導等多様に展開した。 (3) 共同研究そして、附属学校園については、教育実践総合センターが支援する大学との共同研究(教育実践総合センター紀要に掲載、8件)、特別支援教育に関するモデル事業の検討等がある。その他、学長裁量経費で実施している「スクールサポート」研修をはじめ、公立学校園ならびに現職教員との共同研究を展開した。 (4) 展開されている事業や共同研究の組織的把握の必要性(データベースで可能)について検討を行った。 (5) 上記のデータベース化推進のための方策の検討を行った。	
【67】 ・地域の教育実践研究を支援・推進し、教育実践の研究成果に関するデータベース化を促進する。	【67-1】 県内の教育実践に関する研究紀要等のデータベース化を検討する。	(1) 学術リポジトリ構築の中で、教育実践総合センター紀要の収録を行った。 (2) 奈良県立教育研究所の研究紀要等の取扱い並びにデータベース化に関する意見交換(奈良県におけるデータベース化の現状とニーズの把握)を行った。 (3) 教育実践に関する研究紀要等のデータベース化についての意見聴取(附属学校園)を行うなど、データベース化推進のための方策の検討を行った。	
○産官学連携の推進に関する具体的方策 【68】 ・奈良県、奈良市及び関西をはじめとする自治体、N P O、企業、文化団体等との連携による研究プロジェクトを実施する。	【68-1】 具体的な実施の方策を策定する。	文部科学省主催による「学校教育改革プログラム合同フォーラム」(11月12日～13日)、「産学官連携ビジネスショウ in 近畿」(11月30日～12月1日)などの産官学の催しに参加し、外部資金獲得のための大学説明を行った。	

【 6 9 】 ・自己点検・評価に基づき、社会との連携等に関する研究活動を充実する。	【 6 9－1 】 全学的な自己点検・評価を実施する。	産官学連携の推進の観点からは、18年度大学教員個人評価において、社会貢献領域評価を実施した(10月～3月)。併せて、全教員から、社会貢献活動実績の根拠資料をExcelファイルにて収集した。なお、評価結果は全て学長が確認し、評価結果通知・報告書に学長所見を加え、各教員へ通知した(3月)。	
○地域の国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策 【 7 0 】 ・奈良県大学連合加盟大学間で単位互換を促進するとともに、共同で公開講座を実施する。	【 7 0－1 】 奈良県大学連合による単位互換協定内容の見直し（提供科目の見直し等）を行うとともに、共同で公開講座実施を引き続き実施する。	(1) 共同の公開講座を実施した。 (2) 本年度前期および後期の互換の実態を調査し、今後の協定等のあり方について検討した。また、単位互換の打合せ会（1月）を開催し、新規加盟校の取扱い、現状の問題点及び協定書更新等について最終的な検討を行い、協定の更新を行った（3月）。	
○留学生交流その他諸外国等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【 7 1 】 ・協定校の開拓を促進し、学生の交流を継続的に発展させる。 【 7 2 】 ・教員研修留学生を積極的に受け入れ、アジアを中心とした私費外国人留学生の受け入れを促進する。	【 7 1－1 】 学生交流を実施している協定校との研究者交流に向けての諸問題の検討を行う。 【 7 2－1 】 改善点検討に基づくプログラムの作成及び新研修報告書を試作する。	(1) ハイデルベルク大学からBallsschule(ボールゲーム)の日本での展開のために研究者を招へい(11月～3月)し、学部専門授業等を担当させ、日本版改訂プログラムに基づいた専門教育を試行するとともに、専門授業におけるテキストの活用法や指導法を実践的に検討した。また、指導者講習会を実施（1月）し、東海・近畿地区から約120名の教育関係者・総合型地域スポーツクラブ関係者等の参加を得た。ハイデルベルク大学スポーツ科学部の担当教員を招へい（3月）し、講演「大学と地域との連携によるスポーツ指導者養成」及びシンポジウム「地域とともに育つ大学－新しい子どもスポーツ指導プログラムを通して－」を開催し、約150名の参加を得た。 (2) 西安外国語大学を対象として、教員及び学生の相互交流計画を検討した。 (3) インドネシア教育大学を公式訪問(2月)し、現在締結している一般的交流協定に基づき、教職員の交流を促進するための協定書締結に向けての話し合いを始めることを確認した。 (4) 別に定めていた「日研生プログラム」を履修の手引きに掲載することを検討し、次年度から掲載することになった。	
	【 7 2－2 】 受け入れ可能数と入学者数の再検討を行う。	(1) 留学生のうち、母国からの直接出願により受入れている研究生を含め、留学生自身の日本語能力、修学計画、生活能力等のチェック体制を見直すとともに本学における留学生指導体制の課題を検討した。 (2) 母国の直接出願により受入れている研究生に関する問題点(特に日本語能力)の改善を図った。研究生個々に日本語能力にバラツキがあり、補講を必要とする研究生に対しては、特別に補講を実施していたが、次年度の出願に際し、出願資格・要件で日本留学試験(日本語180点以上)又は日本語能力検定試験2級以上を必須とした。 (3) 学部学生の直接受け入れに関しては、まだ検討すべき課題が若干残されているため、次年度以降の最優先事項とした。	
【 7 3 】 ・帰国留学生を含む留学生にホームページや広報誌により情報を積極的に発信する。	【 7 3－1 】 その他の情報発信方法の検討を行う。 【 7 3－2 】 帰国留学生ネットワークを構築する。	(1) 本学HPの充実とインターネットを活用した情報発信の検討を行い、特に留学生関係のHPを見直した。 (2) 留学生委員会及び留学生後援会を核として帰国留学生ネットワークの構築を検討し、タイ及び南米(ペルー、メキシコ等)の帰国留学生に関しては連絡網を作り試行を行った。	
【 7 4 】	【 7 4－1 】		

・留学生委員会を中心に、指導教員、チューター等による助言指導体制を充実する。	留学生への指導体制を改善する。	留学生のうち、母国から直接出願する研究生について、日本語能力、修学指導、生活指導等問題点を検討し、入試制度及び留学生指導教員の対応等について提言を行い、改善を図った。研究生の日本語能力について、出願資格・要件で日本留学試験(日本語180点以上)又は日本語能力検定試験2級以上を必須とした。	
【75】 ・留学生懇談会等により日本人学生との交流を推進するとともに、市民団体との交流を図り、留学生を核とした国際交流を促進する。	【75-1】 課外活動に対する留学生の意見をHPに掲載する。	(1)課外活動における留学生の参加状況を調査し、特に日本文化が体験できる武道や華道・茶道等への参加を推奨した。特に柔道は、初心者がサークルに加入し、近畿地区国立大学体育大会の試合に出場するなど活躍し、HPをはじめ各種情報誌に掲載した。 (2)平成18年10月に入学した留学生の傾向として、文化サークルに関する相談があり、当該サークル関係者を交えた懇談を実施した。	
【76】 ・留学生への経済的支援体制を整備する。	【76-1】 地域行事参加体験をHPに掲載する。 【76-2】 留学生後援会（仮称）の設立及び運営を行う。 【76-3】 留学生支援制度を検討し、実施する。	(1)地域交流及び国際交流を深めるため、留学生自身の企画による事業の一環として、大学祭を活用した事業を行いHPにも掲載した。 ①国際交流ミニフェスタ(留学生による民族舞踊・歌、馬頭琴の演奏等)(11月) ②模擬店において、各国の留学生の郷土料理を提供した(11月)。 ③国際学生宿舍懇談会を開催し、留学生、日本人学生・院生、地域住民、学長以下教職員、OB等が参加して交流を深めた(1月、約70名参加)。 (2)留学生後援会を設立し、教職員、学生、後援会、同窓会等を対象として入会の案内を実施した。 (3)経済的支援に加え、メンタル面でのサポートを含めた支援制度(特別支援制度)を検討し、留学生後援会事業のうち実施可能なものから順次実施予定である。	
○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策など 【77】 ・学術交流基金の整備により、外国人研究者の招聘、海外協定大学間での教職員及び学生・大学院生の派遣・交流を促進する。	【77-1】 海外交流協定大学への派遣及び交流の推進を図る。	(1)財団法人みずほ国際交流奨学財団の支援により、西安外国語大学から教員2名、学生9名を招いて「世界遺産を通した環境教育と文化理解教育に関する日中セミナー」を開催した(10月)。以下の成果が挙げられる。 ①世界遺産を保全するために築かれている組織・手段等を積極的に捉えると共に、中国の実態と比較しながら議論ができた。 ②教育者自身が世界遺産に対する理解が十分でなければならないことが確認された。 ③環境問題への国際的な取り組みの必要性が確認された。 ④日本の生活及び伝統文化を実体験することにより、異文化理解を深めることができた。 ⑤奈良県、奈良市等の行政当局及び市民の協力を得たことにより、地域ぐるみで国際交流が実現できた。 (2)西安外国語大学を対象として、教員派遣及び交流の具体的な計画の検討及び交流の具体的な計画の検討、及びハイデルベルク大学、西安外国語大学を中心に留学促進キャンペーン準備のための検討を行った。 (3)インドネシア教育大学を公式訪問(2月)し、その大学の学長、国際交流部長、日本語学科長との会談を通じて、現在締結している一般的交流協定に基づき、学生の交流を促進するための協定書締結に向けての話し合いを始めることを確認した。 (4)セントラルミシガン大学との交流協定期間延長の検討をした結果、セントラルミシガン大学において延長協定を締結した(3月)。また、併せて短期語学研修先としての情報収集を行い、今後の進め方を検討することとなった。	

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

② 附属学校に関する目標

中期目標	○附属学校の基本的目標 ・大学の附属学校園として、幼稚園・小学校・中学校教育の在り方を大学との共同研究のもとに理論と実践の両面から研究し、これからの時代にふさわしい教育の構築を目指す。実践及び実践開発の成果を広く外部の学校関係者に公開する。大学学部と連携し、教育実習プログラムによる、より質の高い実習を行う。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況等	備考
○大学学部および大学院との連携・協力の強化に関する具体的方策 【78】 ・大学学部学生・大学院生のための教育実践研究への協力、大学教員の附属学校教育への支援・参加等を促進する。	【78-1】 SNE、教科教育等、具体的課題の実践的検討のため、大学教員との共同研究を実施する。 【78-2】 学部・附属共同の事例研究の実践、とりわけ、ピアサポートの取り組みは継続して行う。 【78-3】 附属生徒のための大学教員による特別講義、研究室訪問を継続して実施する。	【附属小学校】 (1)SNEについての事例研究を行い、SNE実践に生かすとともにその成果を実践センター紀要に報告した。 (2)保健体育科教育研究室教員を迎え、校内研究授業を行った(11月)。 (3)大学教員を迎え、第35回教育研究会を行い、学校運営、授業実践に生かした(11月、奈良県教育委員会後援)。 (4)保健体育科教育研究室と共同研究を進めた（運動有能感を育てる体育授業の工夫－フラッグフットボールの実践－）。 (5)実践センターと共同研究を進めた（学級への「対立解消プログラム」導入に関する教育臨床研究）。 (6)家庭科教育研究室と共同研究を進めた（小学校における家庭科担当教諭と栄養教諭による授業づくり、小・中・高の系統性に配慮した家庭科被服実習題材の検討）。 【附属中学校】 (7)学部の数学科専修の協力で、数学科において、Team-Teachingを行い、生徒の間に多く答えられるようになった。 (8)ASP（Associated School Project）への加盟を視野にいれ、ESD（Education for Sustainable Development）、とりわけ世界遺産教育に関する実践的な取り組みを社会科教育研究室と協同で進めた。 (9)ASPネットワーク協議会を奈良教育大学で開催した（3月、2回）。 (10)学部との共同研究として平成17年度に引き続きピアサポート活動を行い、不登校生徒が登校できるような成果がみられた。 (11)大学教員の研究室訪問を行った（9月）。 (12)障害児学級では、大学研究室と共同で授業や行事における観察や教育相談及び発達検査を実施し、具体的な事例や指導方法について研究を行った。 (13)大学院と協同で環境教育による共同研究を行った。 【附属幼稚園】 (14)教育実践総合プロジェクト研究「自然素材を活かした幼児の感性を高める保育実践の研究－土・砂との触れ合いを中心に－」の研究を行い、研究の成果を生か	

		し砂場の砂室の改善を図った。 (15)今年度科学研究（「こどぼの力」をはぐくむ幼児と絵本のかかわりに関する研究）の研究協力を行った。 (16)大学教員の協力を得て特別支援児の教育相談を行った。その結果を保育指導に生かした。 (17)幼児教育セミナーで、地域の幼児教育関係者を対象に大学教員の専門性を生かした講義を行い、参加した教員の資質向上につながった（11月、2月）。 (18)「保護者のための大学講座」を開催し、保護者に大学教員の講義を聞く機会を作り、子育てのヒントが聞けたと好評で次回開催の要望があった（参加者61名）。	
【79】 ・大学学部及び大学院と連携して、大学が目指す質の高い教員養成や教育実習のため、今日的課題に対応できる教育実習プログラムを作成し、適切で効果的な教育実習に取り組む。	【79-1】 教育実習における協力校との連携を促進する。 【79-2】 教育実習プログラムの充実を図るとともに、教員養成G Pプログラムのカリキュラム化について検討を行う。	(1)昨年度に引き続き学長裁量経費で、実習協力校を訪問し実習生の指導に当たり連携を深め、併せて大学紹介も行った。 (2)二課程再編により入学定員が50名増となった学校教育教員養成課程の学生が、実習を行う平成20年度以降の教育実習協力校確保のため、近隣教育委員会への協力依頼を行い、受け入れ協力承諾を得た。 (3)教員養成G Pプログラムを大学院科目については、「教職実践指導」（後期2単位）として、平成18年度から位置付けた。 (4)事前指導と密接に関連した障害児教育実習を行い、小中合同で検討及び指導の充実を図った。大学教員は研究授業、その他の機会に随時参加し、附属教員と連携の下に学生への助言等を行った。	
	【79-2】 学部のカリキュラム検討を共同して行い、教育実践力の充実を図る。 【79-3】 「現代教師論」については、特色G Pの総括のなかで改善を検討する。	(1)附属中学校の国語科では「学部と附属校の連携を高める教師力量のあり方」を共同研究し、教育実践の充実を図ることに努め、教育実践総合センターにおいて研究フォーラムを開催した(1月)。 (2)附属幼稚園では、実習生が幼稚園の保育サポーターとして行事などで園児と触れ合う機会を作り、10月まで4回生の4名が交代で保育に携わり、教育実践力を高めた。 (3)各附属学校では、1回生に対して中学校の現状と課題について大学において話し合いを行い、教育実習の意義を伝えた。(10月、12月 2回)	
【80】 ・大学院生及び現職教員の臨床的な実践研究の場として、大学における教育実践研究を担う。	【80-1】 いくつかの教科や課題に基づく研究授業と授業研究を共同で行い、公立学校の教職員研修との合同も追求する。	奈良市立飛鳥小学校と国語の授業について共同研究を行った(2月)。	
○公立学校のモデル校となるための具体的方策 【81】 ・子どもの発達に応じた教育を行い、そのための指導内容や指導方法に関わる研究を進める。	【81-1】 教科教育と教科外教育との相互関係及び統合についての実践的研究を行う。 【81-2】 S N E の指導方針を実践に基づいて修正し、引き続いて、児童の発達の経年的な研究を共同して行う。 【81-3】 少人数授業に関し、教科及び課題ごとに試行的に実施する。	【附属小学校】 (1)校内研究授業を行い、大学教員と共同研究を進めた（6月、11月、2月日）。 (2)学習内容と子どもの到達度がより理解できる通知表の研究を行い、新しい通知表に生かした。 (3)毎月S N E 委員会を行い、S N E の実践の成果を蓄積できた。 (4)平成19年度に入学予定の附属幼稚園園児について、附属幼稚園教諭と共同で、新一年生の組分けや教育課程づくりの資料を作成した (5)1年生の3クラスで、少人数授業を行った。この授業から、少人数授業における国語と算数の研究基礎資料を作成した。 【附属中学校】 (6)障害児学級では、近隣の公立中学校に対して、参加型の授業公開を行い、大学研究室と共同で、研究を行った(6月、7月、10月：サポートスクール)。 (7)障害児学級では、奈良市の障害児学級とサポートスクールを通じて交流を行い、	

		子どもどうしの触れ合いによって学習の場の空間が広がった（10月、1月）。	
【82】 ・公開研究会の開催・公立学校との共同研究・現職教育を積極的に促進し、その成果を広く公開する。	【82-1】 公開研究会、公立学校との共同研究、教育セミナー等を開催し、研究成果を広く公開する。 【82-2】 公立学校における研究授業や授業研究に積極的に参加する。 【82-3】 校内研究会・教育研究会などを公立学校との共同の研修の場とする。	【附属小学校】 (1)第35回教育研究会を行い、参加者250名の参加を得、教育実践の充実を図った。 (2)著書として「自立する学び」を発刊した。 (3)文部科学省所管の財団法人総合初等教育研究所の平成18年度「道徳と特別活動の教育研究賞」の優秀賞を本校教員が受賞した。 (4)奈良市、寝屋川市(年間5回)、宇治市、尼ヶ崎市(年間6回)の公立小学校の研究授業に本校教員が助言者として参加した。 【附属中学校】 (5)理科の教員が、公立学校の教員を対象にロボット教育のセミナーを行った(3月)。 (6)国語科の教員が、公立中学校で、地域と連携した総合的な学習の時間を組み立て、授業を行い、好評を得た(10月)。 (7)奈良市教育協議会理科部会各種研究会で、研究授業と研究協議を行った(11月)。 (8)国語教育研究会で、本校教員が授業実践の講演を行い、研鑽の機会をもうけた。(10月) (9)八尾市教育サポートセンターで、本校教員が国語科の授業実践の成果について講演を行った。 (10)各教科において、各附属や県等が主催する研究会に参加し、交流を行った。 【附属幼稚園】 (11)公開保育研究会を行った(5月 参加者150名)。研究内容は宝塚長尾南幼稚園の園内研修の資料として活用された。 (12)公私立幼稚園、保育園の教員を対象に幼児教育セミナーを開催し、参加した幼児教育に従事する教員の資質を高めることができた(11月、2月 参加者延べ50名)。	
○学校運営の改善に関する具体的方策 【83】 ・学校評議員の意見を学校運営に活かすとともに、学校に関する情報を広く保護者や地域に提供する。 【84】 ・教育活動、学校運営・校務分掌、学校施設等について自己点検・評価を行い、必要な改善に取り組む。	【83-1】 学校評議員と校長副校長及びPTA役員等との懇談会を行い、学校運営の改善を共同して検討する。 【83-2】 地域の附属学校に対する教育要求を汲みあげ、作品展を地域住民に公開する。また地域の特別支援教育のニーズに応えるなど学校運営の改善に活かす。 【84-1】 教育活動に関する目標と総括を行い、保護者による評価を実施し学校運営に活かす。 教育活動、学校運営・校務分掌、学校施設等について、自己点検を行い改善する。 【84-2】 施設・設備の安全性や教育効果及び有効利用について、学校評議員や保護者の意見を聞き、自己点検・改	【附属小学校】 (1)学校評議員会(3回)を行い、また、PTA役員との懇談も毎月行い、次年度の学校運営、教育実践に生かした。 (2)地域教育懇談会として自然観察フィールドワーク(奈良公園一帯)を行った(5月、参加者約500人)。 (3)矢田自然公園内で木の実集めのフィールドワークを行った(11月、参加者約200人)。 (4)大学構内や奈良公園に残る旧陸軍第38連隊に関わる遺跡調べのフィールドワークを行った(2月 参加者約80名)。大きく上回る参加者があり教員との懇談も幅広く行え、保護者と教員の信頼関係の土台となった。 (5)学校保健委員会では給食の食材をできるだけ地場産業の製品に求める取り組みを、奈良県農政課や生産者団体の協力を得て進めた。 (6)「学校要覧」や「学校だより」を発行し、個々の取り組みを保護者及び学校評議員に示した。 (7)年間を通した自己評価を行い、外部評価を受ける(3月)とともに、学校評議員とPTA役員代表に示し、頂いた意見を学校運営に生かした(3学期)。 (8)PTA生活安全部と協力して日常的に安全点検を行い、校舎内外の改修に生かした。 【附属中学校】 (9)学校評議員会を行い、地域交流、学校間の交流について意見をいただき参考とした(7月) (10)保護者に本校の教育活動についてアンケートを行い、その結果を報告した(2月)。	

	善を行う。	(11)少年野球における日曜の月1、2回の運動場開放や、円筒棺古墳の見学希望者への裏山開放を年間で4回行い、開かれた学校を目指した。 (12)保護者に対して年間を通し、午前中の参観授業を実施し、P T Aの3回の合同委員会を通じて学校行事等の学校活動への意見を聞き、学校運営に生かした。 (13)保護者に対して本校の教育活動についてのアンケートを実施した（12月）。 (14)教室、プール、屋上等の様々な施設、設備の点検と危険箇所の改善を行い、生徒の安全を重視した。 (15)トイレのタイル崩壊を防ぐ補修工事、及び夕刻の安全面を考慮し、水銀灯二基を点灯した。 (16)安全のため体育館の幕のつり下げの補強、放送設備の点検を行った。体育館の機能を高め、使いやすいように更新した。 (17)障害児学級では、県立養護学校および地域の発達支援センターとの連携に向けて、懇談会を持ち、事例検討と教育相談を試行的に行った。 【附属幼稚園】 (18)学校評議会を行い、助言を踏まえ地域貢献につながる未就園児対象の園庭開放日を増やすことを検討した。（6月、11月、2月） (19)平成17年度末に行った幼稚園運営・教育に関する保護者アンケートの結果をまとめ、園児の保護者と未就園児を持つ保護者、学校評議員に公表し説明を行った。今年度末に同様の保護者アンケートを実施し、保護者の幼稚園理解を深めた。 (20)今年度末に教育活動、園運営などの自己点検評価を行い、次年度に向けて課題を明らかにした。	
【85】 ・地域の子育て支援等の取り組みを関係諸団体と協力して推進する。	【85-1】 地域の教育・子育てサークル等の活動を支援するとともに、地域連携を促進する。	(1)附属小学校では、奈良県下の教育サークルや市民団体等に会場を提供し、連携の取り組みを進めた。 (2)附属中学校では、9月にP T Aが主催するバザーや講演会の参加を呼びかけ、地域との連携を図った。 (3)附属幼稚園では、昨年度に引き続き、地域の子育てサークルに施設を開放し、延べ353組の親子の参加を得（4月～9月 14回）、子育てサークルの指導者を支えるとともに未就園児を持つ保護者が集う場所及び地域の乳幼児をもつ保護者が安心して遊べる環境を提供した（5月～11月 4回 延べ80組 176名）。参加者の要望を受け、次年度以降も引き続き提供を行い、開放の日数を増やすことも検討する。 (4)公立中学校に職場体験の場を提供し、地域連携を促進した。	
○附属学校の目標を達成するための入学者選考の改善に関する具体的方策 【86】 ・附属学校入学希望者に行う適性検査の方法・内容等について、さらに検討し改善を図る。また、連絡進学については、方法・内容等をさらに検討し促進する。	【86-1】 入学者選抜試験について、一般入学・連絡進学の改善（平成17年）について、さらなる検討を加える。	(1)附属幼小の連絡進学について課題を整理し、試問の方法や時期について改善を行った。 (2)小中連絡委員会では、入学者選抜に関して5月に会議で検討し、平成19年度の入試については平成18年度に準じて実施することに決定した。 (3)附属中学校では、10月にオープンスクールを行い授業公開、学校説明会を行い、500人の参加者があった。 (4)附属幼稚園では、抽選を重視して入園選考を行っているが、面接をする中で教育相談を行い、保護者と協議の上、幼児の適性を考慮して入園の判断を行うよう改善した。	
	【86-2】 適性検査の意義と内容の共同検討に基づき、連絡進学を促進する改善を行う。	附属中学校では、入試制度検討委員会を組織し、平成20年度に向けて更なる検討を進めることとした。	
○公立学校との人事交流に			

関する具体的方策など 【 8 7 】 ・ 人事に関し奈良県との交流協定書に基づく積極的な交流を促進し、教育研究の活性化を図る。	【 8 7 － 1 】 人事交流による教育研究の活性化の効果を分析する。	(1) 附属小学校では、公立小学校からの人事交流により転勤した教諭が校内研究授業を行い、附属小学校の教育課程づくりを新たな視点で深める契機を生み出した。 (2) 附属中学校では、人事交流に向けて希望を聞き、県と交渉した。	
---	---	---	--

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

1. 教職大学院の平成20年4月設置に向けた検討

教育における高度専門職業人として、新たな社会的及び教育的要請に対応できる実践力のある教員の養成の組織として教職大学院の設置に向けた準備を進めるため、「教職大学院設置準備室」を設置し、教員組織、教育課程等の検討を行った。

また、教職大学院の設置に当たっては、現行大学院である教育学研究科の改組を伴うことから、「大学院改組準備委員会」を設け、全学的な見地から教員配置、学生定員、教育施設等の課題についての検討を行った。

本学の教職大学院構想においては、教育学研究科の中の「教育実践開発専攻」を廃止し、専門職大学院としての「教職開発専攻（仮称）」の1専攻を設置する。学校教育における複雑な課題の解決に向けて、フィールドベースの履修を通して教科と教科外の教育を一体化させる。そして、個人としてだけでなく組織の一員としても取り組むことができるよう教育実践力を高め、中核となるスクールリーダーや有能で実践経験豊かな新人教員を養成する。教科教育を中心にした教員構成としており、教科を重視するとともに、同時に学級経営・生徒指導の機能を活用した教育指導を行う。院生は、入学時に教員集団と相談し、修了時までには到達を目指す教師像《目標資質能力として4つの教師スタンダードを提示「①計画者・授業者・評価者としての教師、②教科の専門家としての教師、③カウンセラー、コンサルタント、メンターとしての教師、④リーダー、マネージャーコーディネーターとしての教師」》を決定し、これをもとに教員集団が提案するプログラム（科目群）を履修し、教育課程を決定することとしている。

また、現行大学院（教育学研究科）においては、これまでの教育実績を踏まえ、専攻・専修、学生定員等の見直しを図り、院生の獲得するべき力として、より教育研究の学問的基礎力の向上を図ることで、現代的な知識基盤社会を多様に支える教員及び教育者の育成を行うこととした。「資料編」p254（奈良教育大学大学院改組計画(案)）参照。

2. 教育方法等の改善

(1) 教員養成教育の先駆的なモデルを目指したカリキュラム・フレームワークの構築

本学では、教育課程が、本学の目的に照らして体系的に編成されているか、学生にどのような力をつけているかは明確か等について、教員養成教育の質の向上の観点から本格的な自己評価作業に着手している。

その第一歩として、平成17年度に学校教員養成課程で開講しているすべての授業科目の担当教員に対しアンケート調査を実施し、平成18年度は新たに設置した教育課程開発室において教員各自の授業で担っている資質能力形成を明らかにし、教育研究評議会、教授会にカリキュラム・フレームワークを提案することによりそれに照らした科目の配列原理を明確化した。検討に当たっては、県教育委員会との協議の場を設けている。

この配列原理<カリキュラム・フレームワーク>に基づいた教育課程を構築することで、学生にとっては、教育学部卒業までに獲得すべき新任教員に求められる資質能力目標に照らして、各授業科目から何を学び、どのような資質能力を身につけたかを自覚することが可能となる。同時に、大学教員にとっては、本学の教員養成の目標を共有するのみならず、専門職としての教員の養成に必要な知識・能力・技能・態度等を明確にし、それに基づいた教員養成教育を行い、学習支援環境を整え改善していくことが可能となる。

(2) 新世代を先導する理数教育教員養成プログラム(略称「先導理数」)

このプログラムは、学生を積極的に先端科学の本質に触れさせることによって、理数科科目に対する真の学習意欲を引き出し、理数科離れを脱却し、継続的に理数科教育を発展させるための教育プログラム『先端的理数科教育』を開発するものである。そして、このプログラムによって新世代の理数科教育を先導する理数科教員を養成することにより、各学校現場で理数科好きの芽を育むことを目的とし、平成17年度か

ら3年計画で実施している。2年目の平成18年度は次のことを実施した。

- ①先導理数1回生に、導入教育で重要な位置を占める「先端科学の基礎概念」を一般教養科目として開講した。また、論理・抽象思考能力を高めるための「先導理数基礎ゼミナールⅠ」（前期）と「先導理数基礎ゼミナールⅡ」（後期）を展開した。大学内で基礎学力向上を集中的に指導した。
- ②先導理数2回生は、実践教育の新規授業として「先導理数教育Ⅰ」（前期）と「先導理数教育Ⅱ」（後期）を教育現場に出て実施した。地域の協力校に学生を派遣し、実際の授業をフィールドとした実践教育である。教科の専門力を伸ばすための指導とそこから教材・カリキュラムを企画・開発する力量形成の指導を行った。
- ③実験科目を中心に機材を充実させ、より先端的な実験が出来る体制を整えた。
- ④理数科教育の既存の手法をさらに改善するため、他所での事例の査察や教材・カリキュラムの開発の材料の収集のための国内外の教育機関・フィールドへの調査を実施した。
- ⑤小・中学校での活用を想定した教材・カリキュラムの開発を行った。
- ⑥山村部の小・中学校の教育現場で教育実践活動を実施し、へき地教育の実態を把握すると共に、理数科を中心とした児童生徒への学力向上支援を行った。
- ⑦都市部の小・中学校の教育現場で理数科の教育活動を実践し、それと共に、大規模校が抱える様々な子供の理解の問題事例等を具体的に体験した。

(3) 教員養成G Pの実施

①新人教員としての「対応力」育成プログラム

平成17年度に文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プロジェクト」として採択された、“鍵的場面での「対応力」を備えた教員の養成”プログラムは、学校教員と大学教員が連携し教育実践で想定される様々な場面の中で特に重要な鍵となる場面（鍵的場面）での学部生と大学院生の対応力を共同のチームとして育成するものである。

例えば、授業中の生徒の問題行動や保護者からの担任教員の指導への苦情申し出が鍵的場面であり、教師として対応力・問題解決能力が求められる。これらの状況の把握力・判断力とコミュニケーション能力の育成のため、教育プログラムの開発と実践のプロジェクトを展開した。具体的には、大学と提携小学校の協議のもと、学部生と大学院生の教員実践の力量向上のため、T T (team teaching)、スクールサポートのほか職員会議や保護者会にまで参加する機会を与えた。

奈良県教育委員会及び奈良市教育委員会との連携のもと、市内公立3小学校と協定を締結し、平成17年10月からこの教育プログラムの開発に着手した。平成18年度は、さらに2校を加えた5校で実施。前年度に培った本プログラムのノウハウを活かして、さらに効果的な実践指導力を育成するためのプログラムの充実を図ったほか、本学学部及び大学院のカリキュラム上に位置付け、これを単位化した。

これら2年間の成果を米国ジョーンズ・ポプキンス大学で発表するとともに、奈良地区及び東京地区で開催したシンポジウムにおいて事例集に基づき発表（平成19年3月）し、さらに「教員養成G P報告書」にまとめた。

②理数科高校教員の育成プログラム

平成18年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム」として、本学の“高大融合による理数科高校教員の養成”が採択された。

本学が持てる理数系教育のポテンシャル及び2. (2)「先導理数プログラム」で培われつつある実績を効率的に結集し、奈良市及び奈良県の教育委員会の支援の下、近隣公立高校2校（市立一条高校、県立奈良北高校）の教育現場をフィールドとして、高校教員とともに高校理数科教育の展開と大学における理数科教員養成教育に有機的に融合した教育システムを構築する。その中で高校生・学部生・大学院生の学びを協調さ

せ、優れた教育実践力と高い専門性を兼ね備えた理数科教員を養成するための教育プログラムを開発・実施するものである。

18年度は、当該連携事業の具体化として、学内的には、理数系学部学生を中心に基礎学力向上のためのゼミナール形式のプログラムを実施したほか、実践的指導力の育成のための教材・カリキュラムの企画・開発を行った。また、高校生の利用も視野に入れた大学開放施設として、基本的な科学実験の装置・器材を常設したオープン・サイエンス・ラボを新たに整備した。

その他具体的な取組は、以下のとおり。

- 1)高校理数科教育の動向調査として、国内では大分大学教育福祉科学部、国外では米国ハワイ大学及びPunahou Schoolへの視察を行い、米国の先導的な理数教育の取り組みについて有意義な意見交換を行った。
- 2)連携高校との間で、週に一日、学部学生を派遣し、机間指導を中心として実際の高校の授業に加わり、その都度、反省会を持ち担当の高校教員の指導を受けた。
- 3)定期的に高校理数科教員を学内に招へいし、学部学生の教育実践力向上の指導を受けたほか、大学教員を連携高校へ派遣し、特別講座を実施した。
- 4)これらの学びをより結実させるために、新しい電子ポートフォリオの開発を進め、試行実施を開始したほか、連携協力校と大学との間に電子会議システムを導入した。
- 5大学院生を中心とした教員免許既取得者を対象とした教育研究員制度の運用を開始した。

（４）特色GPの展開と改善

平成１５年度に採択された本学の「現代的課題に対応する導入教育科目群の展開－「考える力」「表す力」の育成をめざした教育者養成－」では、学校教育教員養成課程の「学校教育基礎ゼミナール」と総合教育課程の「総合教育基礎論」とをコアに教養科目や「情報機器の操作」「現代教師論」といった複数の授業科目、新入生合宿研修などの活動を通し、教員養成系の大学における新入生の導入教育に取り組んできた。

この４年間に最も大きく変化したのは、大学教員の意識であり、複数の教員が一つの授業にかかわることにより、組織的活動の重要性が認識され、授業共同をどのようになすべきなのかという点が強く意識されるようになった。

また、「考える力」「表す力」を意識した学生主体の授業実施による授業内容の変化も見られた。

さらに、本導入科目群により、授業は座って教員の話聞くものばかりではなく、自らが活動するものであるという学生意識の変化も授業評価アンケート結果から得ることができた。

最終年度である平成１８年１２月９日には、４名の学外講師を招いてシンポジウム「特色 GP の学生支援に果たす役割」を開催した。このシンポを通して、これからの大学教育には「組織力」と「地域との連携」の２点が重要であるという参加者の共通理解が得られた。

３．学生支援の充実

（１）教員就職率の向上

これまでの支援プログラムに加え、論作文体策及び就職相談内容の充実を図った結果、現役合格者が平成１７年度の３２名から平成１８年度は５６名と大幅（１.75倍）に増加した。（現役合格率：平成18年度38.6％（17.4％増）、教員就職率：平成１８年度 63.6％（6％増））

（２）教育セミナー（特別講演）の開催

いじめや自殺、不登校等、児童生徒や学校を巡る生徒指導上の様々な問題が頻発し、学校関係者、保護者、地域社会が連携して、これらの課題の解決や防止に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。

教員養成大学である本学としても、教師としての心構えや在り方などを教員志望の学生に対し教授することにより、教師に対する学校や地域社会、児童生徒・青少年を取り巻く諸課題を認識させ、改めてその意識を啓発することを目的に、奈良県警本部長らを

講師として招へいし本学の全学生及び教職員を対象に教育セミナー（特別講演）を実施した。

第1回 テーマ「期待される教師像」、講師：本学客員教授（18年12月20日）

第2回 テーマ「学ぶこと教えること ー体験を通して得た教師論ー」

講師：本学同窓会顧問（平成19年1月10日）

第3回 テーマ「少年の健全育成と教育・警察の連携」

講師：奈良県警本部長（平成19年2月1日）

（３）課外活動施設の充実に向けた環境整備計画の立案

学生支援のための環境整備事業として、大学の自助努力により、老朽化が顕著な課外活動施設の改築整備を行うこととした（1月役員会承認）。この整備計画の立案にあたっては、「国立大学法人奈良教育大学課外教育活動施設の整備に関するプロジェクトチーム設置要綱」（「資料編」p252参照。）を定め、学生代表、保護者代表も参加し、共有スペースの確保・アメニティの向上に努めた。

４．研究活動の推進

（１）奈良教育大学学術リポジトリ

本学では、平成18年度からホームページ上において「奈良教育大学学術リポジトリ（通称：NEAR（Nara university of Education Academic Repository）」の本格的な運用を開始した。

「奈良教育大学学術リポジトリ」とは、本学の教職員及び学生が作成に関わった教育・研究成果をその希望により本学学術情報研究センターが運用するリポジトリ（貯蔵庫）に登録して収集・蓄積し、インターネットを通じて学内外に無償で公開するものである。本リポジトリに登録可能なコンテンツは、著作権が適切に処理された論文、報告、実践記録、作品の写真、ビデオ、ポスターなど研究教育に関する資料全般であり、ファイルの形式は問わない。（Word、Excel、一太郎、PDF、TeX、画像、動画 ... etc）

登録件数は教員 84 名、件数 381 件（3 月 31 日現在）であるが、これにより、本学はもとより地域・国内外に広く提供することにより、教育・学習活動の支援と研究活動の推進を図ることができた。

５．社会連携・地域連携・国際交流等の推進

（１）特別支援教育研究センターの設置

本学では、これまでの研究教育と地域との連携の実績を踏まえ、「特別支援教育高度実践モデルの開発・推進事業」を実施することとし、特別支援教育にかかわる教育研究の課題に対応して、有為な人材の育成と地域の特別支援教育への支援を充実し、地域の期待に応え教員養成大学としての責任を果たすため、「特別支援教育研究センター」を設置した。（平成19年3月23日）

この目的を達成するため、本センターには、発達支援部門と教育実践支援部門を設けている。

①発達支援部門

特別支援教育の対象となる子ども・青年に対して、人的資源や学問的蓄積を活かして、発達相談・助言、発達や障害の評価や査定、個別援助プログラムの作成、指導、療育やペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング、感覚統合訓練などを行う。それによって、地域に開かれた発達相談・支援の機関としての役割を果たす。

②教育実践支援部門

附属小・中学校の特別支援学級・通常学級との継続的な共同の取り組みの蓄積を基礎に、教育実践支援部門は発達障害や軽度発達障害の子どもたちに対する実践の支援を行う。さらに、教育実践に必要とされるリソースバンクをつくるなど、特別支援学校などとも連携し、教育実践の支援を展開する。

（２）奈良教育大学留学生後援会の設立

本学に在籍する外国人留学生及び本学が海外の協定校に派遣する日本留学生における経済的支援及び交流事業の充実を図ることにより、自主的活動を援助し、学生生活の健全な発展を図り、もって留学生の受け入れや派遣事業等国际交流の一層の発展と促進を

図ることを目的に本学役職員有志を会員とする「奈良教育大学留学生後援会」を設立した（平成19年3月22日）。

現在、本学には、世界の19カ国から約70人の外国人留学生が在籍しており、学外にも呼びかけての「留学生懇談会」等の開催など、日常的な留学生支援策を講じているが、母国を遠く離れ日本で過ごす間、言語、風俗、習慣等の違いなどから、勉学、住居、健康、経済生活等にわたり日々様々な困難に直面している。また、海外の協定校に派遣している日本人留学生も同様な状況である。

留学生後援会の設立により、事業計画に基づき実施することによってこれら困難な状況が改善に向かうことが期待されている。

（3）国際交流セミナーの開催

みずほ国際交流奨学財団、日本学生支援機構の財政支援を受けて、本学と国際交流協定を締結している西安外国語大学から代表団（学生 9 名、教員 2 名）を奈良に招き「世界遺産を通した環境教育と文化理解教育に関する日中セミナー」（同財団、同支援機構共催）を、平成18年10月9日から18日までの10日間に開催した。

このセミナーを開催して、得られた成果等は以下のとおりである。

- ①奈良及び西安で共有する世界遺産をセミナーのテーマとして設定することにより、一般的や抽象的な議論に陥らず、保存と開発など具体の案件について議論ができた。
- ②奈良の世界遺産についての講義と見学を連動して実施したため、机上だけの理解ではなく、視覚的な理解が可能となり、訪れた場所において世界遺産を保全するために築かれている仕組み（組織や手段）を積極的に捉えるとともに、中国の実態と比較しながら議論ができた。
- ③世界遺産の紹介や説明を他者にする場合には、まず自分自身が世界遺産に対する理解が十分でなければならないことが確認された。
- ④環境問題への国際的な取り組みの必要性が確認され、特に両国は距離的に隣接していることから、相互に影響を及ぼし合うことのできるより一層の緊密な連携の構築が重要であることを認識できた。
- ⑤少人数・短期間のセミナーであったが、ホームステイや能楽師宅への訪問により、日本の生活及び伝統文化を実体験することにより文化理解を深めることができた。
- ⑥プログラムの展開に当たっては、奈良県、奈良市（西安市と姉妹都市）、ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の行政当局及び市民の協力を得たことにより、大学だけではなく、地域ぐるみで国際交流が実現できた。

○ 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「教員養成教育に必要な資質・能力のなかで、各授業が受け持つ知識、能力、態度の明確化と資質基準の体系化など、教員養成教育の抜本見直しに通じる研究テーマが掲げられており、その成果が期待される。」ことについて。

平成 17 年度に調査したカリキュラム・フレームワークに基づく授業科目の指導責任のデータを分析した結果、各講座が展開する授業科目で担うカリキュラム・フレームワークにばらつきがあることが判明した。このため、授業科目の内容の系統性、項目への割り当てについて見直しを依頼するとともに、知識と能力に関する目標能力資質基準として 7 項目の確定とその具体的内容についての整備を行った。また、カリキュラム・フレームワークの項目と内容について、奈良県教育委員会との協議会で検討を行った。

平成 17 年度に実施したカリキュラム・フレームワークに基づく生徒指導関連の授業科目の指導責任のデータを分析した。この結果、概ね良好であることが判明したが、さらに現場教員からの要望などを採り入れて改善を進めた。

全体的な状況の「（2）カリキュラム・フレームワークの構築」及び教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項「2. 教育方法等の改善」の「（1）教員養成教育の先駆的なモデルを目指したカリキュラム・フレームワークの構築」を参照。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績	備考
1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 7億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。	該当なし	

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績	備考
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	該当なし	

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績	備考
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	組織運営の改善に充てた。（2，975千円）	

Ⅶ そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	施設・設備の内容	決定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 1 2 0 (6年計画)	施設整備費補助金 (1 2 0) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	小規模改修	総額 2 0	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (2 0)	アスベスト対策事業	総額 5 6	施設整備費補助金 (3 6) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (2 0)
(注1) (注2)								

- 計画の実施状況等
(実施工事)
- ・管理棟電気室アスベスト除去工事
 - ・管理棟電気室電気設備改修工事
 - ・新館2号棟便所改修工事
 - ・新館2号棟便所改修機械設備工事
 - ・新館2号棟便所改修電気設備工事

Ⅶ そ の 他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
・ 中期的な配置計画を策定し、教職員の適正配置を図る。 ・ 教員の採用は、原則的に公募制とし流動化を進める。 ・ 事務職員は、専門性を高め、資質の向上を図るため研修の充実を行うとともに人事交流を推進する。	・ 公募方法等について、さらに検討を加えるとともに、任期制が適合する教育研究分野の調査・分析・任期制の先行例と調査分析結果の比較照合を行うほか、多様な雇用のあり方(特任教員など)について検討する。 ・ 適正な配置計画の策定のための検討を行う。 ・ 近畿地区の国立大学法人等と協力して、職員統一採用試験を実施するとともに、近畿地区他機関との人事交流を実施する。また、県内機関との交流を推進するとともに、外部登用による人事の在り方を引き続き検討する。 ・ 大学院における研修機会の提供、労基法・企業会計等の法人関係の研修、語学・パソコン等の国際化・情報化関係の研修を実施するとともに、より一層の職員の資質向上策を引き続き検討する。	「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」 14～15頁参照。

○ 別表 （学部・学科、研究科の専攻等）

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b) / (a) × 100 (%)
教育学部	(人)	(人)	
学校教育教員養成課程	5 7 0	6 4 7	1 1 3 . 5
総合教育課程	4 5 0	5 2 8	1 1 7 . 3
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
学士課程 計	1 , 0 2 0	1 , 1 7 5	1 1 5 . 2
大学院教育学研究科			
学校教育専攻	1 4	1 6	1 1 4 . 3
教育実践開発専攻	1 6	4 1	2 5 6 . 3
教科教育専攻	9 0	9 9	1 1 0 . 0
小 計	1 2 0	1 5 6	1 3 0 . 0
【平成16年3月募集停止】			
理科教育専攻	—	1	—
英語教育専攻	—	1	—
小 計	—	2	—
大学院教育学研究科 計	1 2 0	1 5 6 (1 5 8)	—

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
特殊教育特別専攻科 情緒障害教育専攻	1 5	1 6	1 0 6 . 7
附属小学校（障害児学級を含む）	7 4 4	6 3 6	8 5 . 5
附属中学校（障害児学級を含む）	5 0 4	4 8 6	9 6 . 4
附属幼稚園	1 6 0	1 4 5	9 0 . 6
計	1 , 4 0 8	1 , 2 6 7	9 0 . 0
合 計	2 , 5 6 3	2 , 6 1 4 (2 , 6 1 6)	1 0 2 . 0

○ 計画の実施状況等

1. 教育学部の定員充足率が115 %を超えていることについて
- 在学生のうち最低在学年限超過学生が、学校教育教員養成課程で13人、総合教育課程で31人在学しているため、超過したものである。
- 最低在学年限超過学生数を除いた収容定員充足率は次のとおり
- 学校教育教員養成課程 111.2 % (634/570)
- 総合教育課程 110.4 % (497/450)
- 計 110.9 % (1,131/1,020)
2. 大学院教育学研究科の定員充足率が115 %を超えていることについて
- 3専攻のうち、教育実践開発専攻（カリキュラム開発専修、教育臨床・特別支援教育専修）は、平成16年度の大学院改組により新しく設置した専攻であり、設置以降、入学定員の3倍を超える志願者がある。結果として、合格基準を満たす志願者が入学定員を大幅に上回る状況にある。